

| 番号 | 頁 | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                           | 内容  | 回答                       |
|----|---|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|------------------------------|---|--------------------------|
| 1  | 1 | 1 | 1 | 3 |    |     |     |     |     | 事業の目的について                    | 背景目的に「専門的な技術や経験の維持、蓄積、継承」、「安全・安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理を継続」等があります。これらは当事業を実施するうえで解決すべき重要課題と理解しています。<br>2019年12月25日の関心企業向け説明会で、事業費削減“目標”金額が、入札“上限”であると示されました。<br>“目標値”が“必達の要求水準”となり、高い費用削減が必要となると理解しておりますが、実現可能な積算根拠が開示されていません。<br>安全・安心などの重要事項を棄損させぬよう、過度な価格競争に陥らない評価制度設計をお願いいたします。  | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。     |
| 2  | 1 | 1 | 1 | 3 |    |     |     |     |     | 事業の目的について                    | 本事業の目的に係り、「将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理を継続していくため、経営基盤の強化により持続可能な水道経営を確立すること」を挙げられています。一方で、別途本事業の説明資料において、事業費削減目標の約247億円の内、運営権者が約200億円と、高い目標が掲げられていますが、その実現可能性についてはまだ根拠が開示されていません。安全・安心、安定的な供給・処理、万全な災害対応、地域貢献といった定性面と、大幅な事業費削減に係る定量面は、相反する部分がありそのバランスが問われているものと理解します。本件は公募型プロポーザル方式とのことで、優先交渉権者の選定に係る評価配分は、定性面8割／定量面2割が一般的だと考えますが、本件における定性面と定量面の評価配分の方針をご教示下さい。また、定量面に関し、既に掲げられている約200億円の事業費削減を超える削減を期待するものかについても、評価方法の考え方と併せてご教示下さい。本件がプロポーザル（定性面）重視か価格競争（定量面）重視かによって応募の判断に大きく影響するためお伺いする次第です。 | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。      |
| 3  | 1 | 1 | 1 | 3 |    |     |     |     |     | 事業の背景・目的                     | 本事業においては、ご記載の将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給および汚水の安定的な処理を継続していくことが最も肝要かと存じますが、運営権者による維持管理に関わる人員数ならびに適正性についての評価方針についてご教示願います。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。      |
| 4  | 1 | 1 | 1 | 3 |    |     |     |     |     | 事業の背景・目的                     | 今回事業の優先交渉権者選定にあたっては、資料3「みやぎ型管理運営方式に係る県の基本的な考え方について」のP.40【実績、実施体制等を含めた評価項目（単なる価格競争ではない）】と記載があります。貴県が何よりも利用者の安全・安心を第一義に事業を推進しているものと拝察しますが、全国的に注目されている本事業をコンセッションの成功事例とするには、一定の事業費削減効果を発現しつつ、高品質の設備投資・維持管理を実現することが必要と考えます。今回示された運営権者事業費上限価格から事業費削減効果が期待できますが、安心・安全を確保するために質的採点についても重視することを期待します。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。     |
| 5  | 2 | 1 | 1 | 4 | 1) |     |     |     |     | 3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営  | 全体最適を行う上で、特に重要と考えているのは公共サービスの安定性、信頼性であると考えておりますが、現状運転されている方々の協力が必要と考えております。その上で現在運転されている方々の新しい運営権者への移行について、県による支援が考えられているならば、実施を予定されていることを明示頂きたいと考えます。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。 |
| 6  | 2 | 1 | 1 | 4 | 1) |     |     |     |     | 長期的視点について                    | ここでいう「長期的視点」は、持続性が求められる水インフラに対し、「本事業期間である20年を超えてサービスの安定性・信頼性を担保できるよう運営すること」が求められているものとの理解でよろしいでしょうか。あるいは単純に「長期＝20年」を示すものでしょうか（いずれを考えるかによって、事業の性格が大きく異なると考えます）。  | 前段のご理解のとおりです。            |
| 7  | 2 | 1 | 1 | 4 | 3) |     |     |     |     | 責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行 | 運営権者からの情報公開について、情報公開場所の制限はございますでしょうか。   | 制限を設けることは予定していません。       |
| 8  | 2 | 1 | 1 | 4 | 3) |     |     |     |     | 情報公開・説明義務の履行について             | 「情報公開を行う」と記載されているが、民間の企業秘密やノウハウに係る部分の公開に関しての考え方についての定義をご教示をお願いいたします。またこれらの内容については、原則情報公開から除外と考えているが、その考えでよいかをご教示をお願いいたします。  | 実施契約書（案）をご確認ください。        |
| 9  | 2 | 1 | 1 | 4 | 3) |     |     |     |     | 情報公開について                     | 業務プロセスや人材育成等については具体的にどのような情報の公開を想定されているかをご教示ください。   | 要求水準書（案）をご確認ください。        |
| 10 | 2 | 1 | 1 | 4 | 4) |     |     |     |     | 地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献       | 【地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献】とありますが、優先交渉権者選定における評価方法を明示願います。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。      |
| 11 | 2 | 1 | 1 | 4 | 4) |     |     |     |     | 地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献について   | 地域人材の雇用について、少子高齢化が進み、人材確保が難しくなっている環境の中、本案件の為に、県外から単身赴任等で居住される方より、地域で長年生活し、生活基盤を保有している方を優先雇用する方が、地域社会の持続的発展に貢献するものと思料しますが、この点をどう評価されるのかをご教示をお願いいたします。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。      |
| 12 | 2 | 1 | 1 | 4 | 4) |     |     |     |     | 地域貢献について                     | 令和元年9月2日付の実施方針（素案）に係る資料において、想定問答の「地元企業の仕事なくなるのではないか？」（34ページ）との問いに対し、事業者の選定時に地域貢献を評価する仕組みを設ける予定と記載されています。地域貢献に関してはどの程度の評価配点割合を検討中でしょうか。また、コンソーシアム構成員及び協力企業が本事業開始前から実施している地域貢献も評価に反映して頂きたいと考えます。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。      |

| 番号 | 頁 | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目   | 内容   | 回答   |
|----|---|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|--|--|--|
| 13 | 3 | 1 | 1 | 5 | 1) |     |     |     |     | みやぎ型管理運営方式における<br>県が設置すべき有資格について   | みやぎ型管理運営方式の実施に際し、1)に記載のある各法令に基づき、事業又は業務上で県に従来通り設置義務が残る有資格（水道法に基づく水道技術管理者を除く）は何でしょうか。ご教示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                 |
| 14 | 3 | 1 | 1 | 5 | 1) |     |     |     |     | 法令   | 各法令における「事業者」「管理者」「設置者」などに対し、本事業における県と運営権者がどの立場に当てはまるかや、運営権者が各法令上でどのような権利や権限及び義務を有するかについて、今後の募集要項等にて示されるとの理解でよろしいでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                 |
| 15 | 3 | 1 | 1 | 5 | 2) |     |     |     |     | 条例   | 各条例における「事業者」「管理者」「設置者」などに対し、本事業における県と運営権者がどの立場に当てはまるかや、運営権者が条例上でどのような権利や権限を有するかについて、今後の募集要項等にて示されるとの理解でよろしいでしょうか。  | 設置条例に規定のとおりです。   |
| 16 | 4 | 1 | 1 | 5 | 2) |     |     |     |     | 条例   | 本運営権対象施設となっている3下水道事業の各施設は、現在指定管理者制度を導入しておりますが、本運営事業開始後は指定管理者制度の対象外となるという理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 17 | 6 | 1 | 1 | 6 | 1) |     |     |     |     | 表1：設定する運営権<br>・下水道法に基づく仙塩流域下<br>水道事業の事業用資産（排<br>水施設(注釈6)及び処理施<br>設)の一式(注釈7)（管路等<br>(注釈8)を除く）に設定される<br>権利 | 下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設(注釈6)及び処理施設)の注釈6の説明に、「ポンプ場（マンホールポンプを含む）、流量計及び管路いう。」の記載がありますが、ここで言う「管路」の設定範囲について詳細開示願います。   | 開示資料をご確認ください。詳細については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。            |
| 18 | 7 | 1 | 1 | 7 |    |     |     |     |     | 運営権設定対象施設  | 「管路などを除く」と記載がありますが、具体的な除外対象を提示して頂けるでしょうか。また、責任分界点をご教示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                 |
| 19 | 7 | 1 | 1 | 7 |    |     |     |     |     | 運営権設定対象施設  | 本事業の運営権設定対象施設の中でも県が継続して使用する施設又は設備があると想定しています（例えば、水質試験室の使用）。維持管理上の制約にもなってきますので、運営権設定対象施設の中においても使用してはいけない施設又は設備がありましたらご明示をお願いします。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                 |
| 20 | 7 | 1 | 1 | 7 |    |     |     |     |     | 運営権設定対象施設  | 「管路などを除く」と記載がありますが、水道は管路を通り供給されるため、運営権設定対象施設での責による事故や異常が認められない場合は「管路などを除く」部分における原因による異常として運営権者に責はないと考えてよろしいでしょうか。  | 要求水準書（案）をご確認ください。  |
| 21 | 7 | 1 | 1 | 7 |    |     |     |     |     | 水道用水供給事業における運<br>営権設定対象施設について  | 管路等には管路に付随する空気弁・手動弁が含まれ、県の所管となっており、運営権設定対象施設から除外されると理解しております。管路に付随する設備として電蝕防止設備がありますが、これも県の所管であり、運営権設定対象施設から除外される設備と理解してよろしいですか。ご教示ください。                                   | ご理解のとおりです。なお、場内の電蝕防止設備は運営権設定対象施設に含まれています。                |
| 22 | 7 | 1 | 1 | 7 |    |     |     |     |     | 運営権設定対象施設  | 事業計画検討およびリスク算定のため、引続き、最新の施設情報(機器リスト、台帳、維持管理履歴等)の開示、現地調査およびヒアリング等の機会付与をお願いします。  | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。                                     |
| 23 | 7 | 1 | 1 | 7 |    |     |     |     |     | 運営権設定対象施設  | 提案内容の精度を高めるため、運営権設定対象施設に関する詳細な情報（施設台帳、維持管理及び修繕履歴等の記録など）を提供いただくとともに、現地調査や県職員及び運転管理業務受託者へのヒアリングを実施させていただきたいと考えます。  | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。                                     |
| 24 | 7 | 1 | 1 | 7 |    |     |     |     |     | 運営権設定対象施設  | 運営権設定対象施設に関する施設情報(台帳、機器リスト、維持管理履歴等含むがこれらに限らない)及びこれらのアップ<br>デート情報につきまして、極力早期に（遅くとも募集要項等が開示されるまでに）ご開示頂きたく、よろしくお願いたします。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。                                     |
| 25 | 7 | 1 | 1 | 7 |    |     |     |     |     | 運営権設定対象施設  | 運営権設定対象施設に関しまして、現在宮城県が運営する水道3事業に係る指定管理、包括委託又は業務委託を担う民間事業者の職員の方々や、関係する県職員の方々へのヒアリングの機会を設定頂きたく、お願い申し上げます。尚、初回は可能な限り早いタイミングで、更に1回だけでなく複数回設定頂きたく、よろしくお願申し上げます。                 | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。                                     |
| 26 | 7 | 1 | 1 | 7 |    |     |     |     |     | 流域下水道事業における運<br>営権設定対象施設について   | 表1の脚注8には「流域下水道事業における「管路等」とは、場外の管路、マンホール、マンホール蓋及び管路上にある手動弁をいう」とあります。鳴瀬川流域下水道の松山第1中継ポンプ場のように、圧送管に付随して空気弁や弁室がある場合もあります。こうした施設は県の所管であり、運営権設定対象施設から除外される施設と理解してよろしいですか。ご教示ください。 | ご理解のとおりです。詳細については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。               |
| 27 | 8 | 1 | 1 | 8 |    |     |     |     |     | 本事業等の業務内容  | 「委託禁止業務として定められた業務」について、コンソーシアム構成員への委託は認められると考えて宜しいでしょうか。   | コンソーシアム構成員またはその他に関わらず、委託禁止業務として定められた業務は運営権者が実施する必要があります。 |

| 番号 | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                        | 内容  | 回答                                |
|----|----|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|---------------------------|---|-----------------------------------|
| 28 | 8  | 1 | 1 | 8 |    |     |     |     |     | 委託禁止業務について                | 注釈11に記載「経営に係る企画・管理業務等」とあるが意思決定に関わらない管理業務（例：賃金計算や経理記帳等）は、民間事業者の機能、効率化を活かすためにも委託可能として頂きたい。  | 原案のとおりとします。                       |
| 29 | 8  | 1 | 1 | 8 |    |     |     |     |     | 本事業の業務内容について              | 脚注11に、委託禁止業務として「経営に係る企画・管理業務等とする予定である。」との記載がありますが、当該委託禁止業務の内容をより具体的にご教示ください。  | 要求水準書（案）をご確認ください。                 |
| 30 | 8  | 1 | 1 | 8 |    |     |     |     |     | 委託禁止業務について                | 委託禁止業務は注釈11によると「経営に係る企画・管理業務等とする予定である。」とのことですが、任意事業の企画も委託禁止業務となるという理解でよろしいでしょうか？  | 任意事業は企画を含め委託禁止業務には該当しないこととする方針です。 |
| 31 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) |     |     |     |     | 技術管理の定義                   | 「技術管理」の言葉だけでは知財、ノウハウ管理、技術伝承のためのマニュアル作成など様々な解釈が可能であり、業務範囲が明確化されておりません。義務事業に含まれる「技術管理」の定義についてお示し下さい。  | 要求水準書（案）をご確認ください。                 |
| 32 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) |     |     |     |     | 仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスについて | 「発生した消化ガスは県に無償譲渡する」とありますが、義務事業や附帯事業における創意工夫によって消化ガス発生量が従来から大幅に増減した場合にペナルティまたはインセンティブは発生し得るでしょうか？  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。          |
| 33 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) |     |     |     |     | 発生汚泥等の適正処理について            | ここで言う汚泥の適正処理には、汚泥有効利用の達成なども含まれますか。含まれる場合は、要求水準に詳細をご提示ください。  | 要求水準書（案）をご確認ください。                 |
| 34 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) |     |     |     |     | 注釈18 消化ガスの無償譲渡            | 消化ガスは無償で譲渡されますが、その譲渡に要求水準は設定されますか。例えば改築工事などにより、消化ガスの発生が不安定になった場合のリスクの分担を要求水準でご提示ください。無償であることから、事業者には発生しないものと考えます。また、消化ガス発生量を増加させる努力を事業者が行った場合、その努力に対するインセンティブが考慮されるべきと考えます。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。          |
| 35 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) |     |     |     |     | 義務事業について                  | 脚注18に「運営権者は、仙塩流域下水道事業において発生した消化ガスを県に無償譲渡するものとする。」とありますが、無償譲渡する消化ガスは、汚泥処理工程で使用したガスを差し引いた残余分に限定するかご教示ください。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。          |
| 36 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) |     |     |     |     | 土地、建築物及び工作物等貸付業務          | 現時点で県が予定している土地貸与の内容と対象土地をご教示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。          |
| 37 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ①   |     |     |     | 経営に関する業務について              | 国交省下水道部よりH31年3月に「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」が公表されており、この中のP86.図表3-8に運営権者の業務範囲が示されています。企画調整として示されている内容と本業務は同意であるとお考えでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。          |
| 38 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ①   |     |     |     | ①経営に関する業務「地域貢献」           | 水道用水事業・工業用水道事業・流域下水道事業に関連し、これまで宮城県として実施してきた「地域貢献」に該当する事業の詳細情報（事業内容・実施時期・実施頻度・費用・関係当事者・その他重要な情報）についてご開示をお願い申し上げます。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。          |
| 39 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ①   |     |     |     | ①経営に関する業務「地域貢献」           | 水道用水事業・工業用水道事業・流域下水道事業に関連し、これまで宮城県として実施してきた「地域貢献」に該当する事業のうち、主なものについて、事業内容・実施時期・実施頻度・費用・関係当事者・その他重要な情報についてご教示頂けませんでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。          |
| 40 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ①   |     |     |     | 実施体制の確保                   | 公共サービスの安定性・信頼性を担保するためには実施体制（従事者）の確保が重要であり、既存の運転管理業務に従事されている方々のうち、本事業の維持管理業務に引き続き従事することを希望される方の運意見者への円滑な移行が必要不可欠と考えております。既存従事者の方々の円滑な受入のため、県においてもご支援・ご協力をよろしくお願い致します。  | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。              |
| 41 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ①   |     |     |     | 経営に関する業務                  | 『1.1.3』に示されている事業の背景・目的では、人口減少社会の進展、更新需要、県職員の減少など経営環境の課題が列挙されており、こうした状況下でも持続可能な事業運営を目指すため本事業方式を選択されたものと思慮します。民間事業者としても年々雇用環境が厳しくなる中で、9事業を安定的に運営するための実施体制の確保が、状況によっては困難になることも考えられます。貴県としては、維持管理品質を保ちつつ人員確保を確実に担保できる優先交渉権者を選定されることと思慮しますが、その妥当性や評価方法について募集要項等にて示されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。               |
| 42 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ①   |     |     |     | 経営に関する業務（実施体制の確保）について     | 経営に関する業務の「実施体制の確保」について、適正人数や人員確保など、評価の基本的な方針についてご教示ください。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。               |
| 43 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ①   |     |     |     | 経営に関する業務について              | 昨今水道業界では人員の確保が全国的に年々困難となっていることはご承知の通りです。本事業の経営に関する業務に「実施体制の確保」が含まれていますが、運営権者にとって維持管理人員の確保は最大の課題・リスクだと考えており、この点は宮城県にとっても非常に重要だと拝察致します。本件において維持管理人員の確実な確保、及び適正人数の妥当性をどの様に評価される方針かご教示ください。   | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。               |
| 44 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ①   |     |     |     | 経営に関する業務について              | このような大型事業の成功には、「実施体制の確保」が非常に重要となると理解しています。安全安心（事業の安定性）確保のため、事業開始当初から確実な体制を確保できること（施策）を、適切に評価するようご検討ください。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。               |

| 番号 | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                                  | 内容  | 回答  |
|----|----|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|-------------------------------------|---|---|
| 45 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ①   |     |     |     | 実施体制の確保                             | 実施体制の評価方法はどのように考えていますでしょうか。<br>資料3「みやぎ型管理運営方式に係る県の基本的な考え方について」のP.40【実績、実施体制等の質的な採点項目】を審査基準とするとありますが、この実績とは【2.4.3応募企業またはコンソーシアム構成員に求められる実績要件】を指しているのでしょうか？<br>例えば、維持管理要員について、機場を理解した従事者と新規従事者の評価方法を明示願います。 | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。                                   |
| 46 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ①   |     |     |     | 委託禁止業務の内容について                       | 脚注11には、委託禁止業務として「経営に係る企画・管理業務等とする予定である」との記載があります。この「経営に係る企画・管理業務等」とは、具体的にどのような業務のことでしょうか。<br>ご教示ください。   | 要求水準書（案）をご確認ください。                                     |
| 47 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ①   |     |     |     | 経営に関する業務                            | 義務事業のうち、経営に関する業務として記載がある「地域貢献」とは、どのようなことを想定されていますでしょうか。「地域貢献」は業務範囲が多岐に亘り、且つ記載が漠然としているため、具体的にお示しください。  | 要求水準書（案）及び優先交渉権者選定基準をご確認ください。                         |
| 48 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ①   |     |     |     | 経営に関する業務                            | 義務事業のうち、経営に関する業務として記載がある「情報の公開及び説明」とありますが、公開及び説明すべき情報は、現在県の事業で行っているもの以上に県として最低限と考えている内容があれば具体的にお示しください。   | 要求水準書（案）をご確認ください。                                     |
| 49 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   |     |     |     | 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務          | 事業計画検討のため、現在の維持管理業務の発注仕様書を公表願います。   | 開示資料をご確認ください。   |
| 50 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   |     |     |     | ②運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務         | 水道用水事業・工業用水道事業・流域下水道事業それぞれに関しまして、維持管理業務に関連する資料（業務委託契約書、基本仕様書、要求水準書等を含むがこれらに限らない）を極力早い段階でご開示頂きたく、よろしくお願いたします。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                              |
| 51 | 9  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   |     |     |     | 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務          | 各施設の既存のOM業務の委託関係資料（特記仕様書、要求水準書等）を早期に開示頂けます様願います。  | 開示資料をご確認ください。   |
| 52 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   |     |     |     | 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務          | ②運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務において、建築附属設備の保守点検・修繕・改築が対象となっていることから、建築附属設備についても詳細な情報（設備台帳、維持管理及び修繕履歴等の記録など）を提供いただきたいと思います。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                              |
| 53 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   |     |     |     | 改築業務、修繕業務について                       | 改築対象になっていない耐用年数超過施設が多数ありますが、修繕やオーバーホール等の対応費用は維持管理費に考慮されているとの理解でよろしいでしょうか。修繕対応困難（改築有利、陳腐化等）な施設の場合、別途費用等協議対象としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | 前段については、応募者にて判断し、ご提案ください。<br>後段については、状況に応じて個別に判断します。  |
| 54 | 9  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   |     |     |     | 運営権設定対象施設における建築附属設備の改築              | 運営権対象施設の建築付帯設備のリストおよび仕様等の資料を早期に開示願います。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                              |
| 55 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   |     |     |     | 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務          | ②運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務について、現在委託している業務について、特記仕様書、要求水準書等の委託内容を明示した資料をご提供頂きたいと考えます。   | 開示資料をご確認ください。   |
| 56 | 9  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   |     |     |     | 運営権設定対象施設における建築附属設備の改築              | 土木構造物及び建築物の「改築」と「修繕」の明確な線引きをご教示ください。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                              |
| 57 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  |     |     | 水道用水供給事業について                        | 運営権者は企画調整を実施する必要があると思いますので、A)として企画調整業務を組み入れて頂きたいと考えます。  | 要求水準書（案）をご確認ください。                                     |
| 58 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  |     |     | 運営権者に適用される法定事項における運営権者と県との責任分担等について | みやぎ型管理運営方式では、県も水道施設の一部（管路等）について業務を分担します。<br>したが、水道法第24条の8第2項により運営権者に適用される法定事項については県もその一部を分担することになると理解しています。県と運営権者との法定事項に係る業務上の責任分担について、ご教示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                              |
| 59 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  |     |     | 運営権者に適用される法定事項について                  | みやぎ型管理運営方式において、水道法第24条の8第2項により運営権者に適用される法定事項について、ご教示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                              |
| 60 | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ア)  | 運転管理業務                              | 水道用水供給事業における「浄水発生土」及び流域下水道事業における「汚泥」における売却収益は運営権者に帰属するということですが、当該「浄水発生土」及び「汚泥」の所有権は発生と同時に運営権者に帰属する、または県より無償譲渡されるどちらでしょうか。   | 「浄水発生土」及び「汚泥」の所有権は、「浄水発生土」及び「汚泥」の発生と同時に運営権者に帰属する整理です。 |
| 61 | 9  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ア)  | 運転管理業務                              | 「受水市町村との調整・対応」と記載があるが、用水供給責任と所有権は管理者に残るため、団体との調整・対応の最終調整は管理者であり、ここではあくまで技術的な運転管理に関する調整と対応のみと考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |

| 番号 | 頁 | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目   | 内容   | 回答   |
|----|---|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|--|--|--|
| 62 | 8 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ア)  | 用水供給事業において運営権者が行う水質検査について  | 脚注13に「水道法20条に基づく水質検査は、県が実施する」とあります。このため、運営権者が実施する水質検査は水道法に基づく水質検査ではなく、県の要求水準を確保するために行う自主検査（セルフモニタリング）との理解でよろしいですか。ご教示ください。   | 要求水準書（案）をご確認ください。  |
| 63 | 8 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ア)  | 運転管理業務   | 「運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土の適正処理」とあり、補足説明15に「有効利用及び適正な処理・処分をいう。」とありますが、産業廃棄物としての浄水発生土を有価物として取扱い、浄水場内で有効に活用することは可能でしょうか。   | 浄水発生土につき、廃掃法に基づき浄水場内で有効活用することを妨げるものではありません。                              |
| 64 | 8 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ア)  | 運転管理業務   | 日常点検と示されておりますが、性能発注を前提とする場合において点検を日常で実施するかどうかは運営権者の裁量であると考えます。そのため、本事業における日常点検については、法令等を逸脱しない範囲で頻度や具体的な実施方法の定義を運営権者にて定め、実施するとの理解でよろしいでしょうか。<br>※工業用水事業、流域下水道事業についても同様です。   | 要求水準書（案）をご確認ください。  |
| 65 | 8 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ア)  | 運転管理業務   | 浄水発生土の適性処理について、汚泥の排出者は、みなし排出事業者としてSPCとなるとの理解で宜しいでしょうか。   | 運営権者は、廃棄物の排出事業者として、運営権設定対象施設から発生する廃棄物について、廃棄物処理法を遵守した適正な処理を行うことを求める方針です。 |
| 66 | 8 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ア)  | ②A) a) ア)<br>用水・工水事業における水質に係る業務について<br><br>実施方針（素案）に係る説明資料【資料編】 p 12/ P 13 | 実施方針（素案）に係る説明資料【資料編】 p 12/ P 13によると、用水における水質に係る業務については「監視」「検査」「管理」という3つの業務の記載があります。それぞれの業務における、運営権者の責任を具体的にご説明頂けますでしょうか。特に、水質に異常があった場合の県と運営権者の責任分担に関しまして、それぞれの業務について具体的かつ詳細にご説明頂きたいとお願い申し上げます。                                   | 要求水準書（案）をご確認ください。  |
| 67 | 8 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ア)  | 運転管理業務   | 「・・・水圧等の監視・・・」と記載があるが、配管内の圧力監視設備は設置されているのでしょうか。なお、配水池の水位で配水圧を監視する必要がある場合は、その旨を記載して頂けますでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 68 | 8 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ア)  | 運転管理業務   | 「運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土の適正処理」とあり、補足説明14に「浄水発生土の売却収益は運営権者に帰属する。」とありますが、浄水発生土は基本的に産業廃棄物としての処分としての管理費としての計上とし、売却となった場合はその計上した管理費からのマイナス計上（管理費－売却費）としての精算されるとの理解でよろしいでしょうか。   | 産業廃棄物処理費の控除項目とする方針です。  |
| 69 | 8 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ア)  | 水質管理   | 浄水場出口において水質が要求水準の範囲内であったにも拘らず、受水地点で要求水準の超過が認められた場合には、その原因追及は貴県及び運営権者双方にあるとの理解でよいでしょうか。   | 水道用水供給事業については、浄水場出口における要求水準は設定しない予定です。詳細については、要求水準書（案）をご確認ください。          |
| 70 | 9 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ア)  | 運転管理業務   | 「受水市町村との調整・対応」とありますが、具体的内容と想定される頻度、運営権者の裁量範囲等は、要求水準書（案）において明示されると理解でよいでしょうか。<br>特に、受水市町村ではあくまでも給水栓における水質に対して責任を負っています。受水市町村の抱える配水管網の形態や水量によっては求められる要求水質（残留塩素濃度）が季節によって異なることが考えられるため、十分な情報提示と求められる調整範囲の程度（限度）を提示いただけますようお願いいたします。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                       |
| 71 | 8 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ア)  | 運転管理業務   | 現状の運転管理業務における浄水発生土の処分先をご共有いただけますでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 72 | 8 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ア)  | 運転管理業務   | 浄水発生土の適性処理について、SPCには産業廃棄物処分業は不要との理解で宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 73 | 8 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ア)  | 運転管理業務   | 浄水場出口において水質が遵守されている場合、受水地点における水質異常の原因は、県所掌施設に起因するものと判断されるという理解でよろしいでしょうか。浄水場出口以降における水質異常の責任分担に関する考え方を文書にて明示頂けますと幸いです。  | 要求水準書（案）をご確認ください。  |
| 74 | 9 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | イ)  | 保守点検業務   | 土木構造物及び建築物の点検方法は多種多様ありますが、実施方法によっては莫大な費用を要します。どの土木構造物や建築物に対して実施するかやどのような実施方法を採用するかについて、運営権者の裁量がどの程度お認めいただけるかご教示ください。<br>※工業用水事業、流域下水道事業についても同様です。  | 保守点検業務について具体的な実施方法は規定しない方針です。詳細は第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                 |
| 75 | 9 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | a)  | ウ)  | 修繕業務   | 維持管理業務の修繕・改築という表現においては、性能や機能の増減については範囲を定めないと考えてよろしいでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |

| 番号 | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                          | 内容  | 回答  |
|----|----|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|-----------------------------|---|---|
| 76 | 9  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | A)  | b)  |     | 改築業務                        | 維持管理業務の修繕・改築という表現においては、性能や機能の増減については範囲を定めないと考えてよろしいでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 77 | 9  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | B)  |     |     | 工業用水道事業                     | 運営権者は企画調整を実施する必要があると思いますので、B)として企画調整業務を組み入れて頂きたいと考えます。  | 要求水準書(案)をご確認ください。   |
| 78 | 9  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | B)  | a)  | ア)  | 運転管理業務                      | 現状の運転管理業務における浄水発生土の処分先をご共有いただけますでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 79 | 9  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | B)  | a)  | ア)  | 工業用水道事業の運転管理業務について          | 工業用水使用者との「調整」が含まれていますが、具体的にどのような業務かご教示ください。   | 要求水準書(案)をご確認ください。   |
| 80 | 9  | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | B)  | a)  | ア)  | 工業用水道法に基づく水質検査の実施者について      | 工業用水道法第19条(水質の測定)に「工業用水道事業者は、政令で定めるところにより、その供給する工業用水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。」とあり、事業者が行うことになっています。したがって、事業者は県であることから、工業用水道法に基づく水質検査は県が実施するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。                        | 運営権者が実施することになります。   |
| 81 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | C)  |     |     | 流域下水道事業                     | 運営権者は企画調整を実施する必要があると思いますので、C)として企画調整業務を組み入れて頂きたいと考えます。  | 要求水準書(案)をご確認ください。   |
| 82 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | C)  | a)  | ア)  | 運転管理業務                      | 現状の運転管理業務における汚泥の処分先をご共有いただけますでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 83 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | C)  | a)  | ア)  | 運転管理業務                      | 「運営権設定対象施設からの汚泥の適正処理」とありますが、仙塩流域下水道には消化ガス発電施設があり、消化ガス発電施設は引き続き使用する旨の記載があります。仙塩流域下水道から発生する汚泥全量を消化ガス発電に使用しているのかご教示ください。   | 3月に開示予定の開示資料をご確認ください。   |
| 84 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | C)  | a)  | ア)  | 運転管理業務                      | 「運営権設定対象施設からの汚泥の適正処理」とありますが、仙塩流域下水道には消化ガス発電施設があり、消化ガス発電施設は引き続き使用する旨の記載があります。消化ガス発生時の残渣(汚泥)は運営権者の責任で処理することになるのかご教示ください。  | ご理解のとおりです。  |
| 85 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | C)  | a)  | ア)  | 運転管理業務                      | 流域関連市町村や河川海岸管理者との調整・対応について具体的な事項や事象ありましたらご教示ください。   | 要求水準書(案)をご確認ください。   |
| 86 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | C)  | a)  | ア)  | 運転管理業務                      | ガス発生量が著しく増大した場合、あるいは焼却炉での使用量を削減した場合でも、全量無償譲渡になるのか、若しくはガス発生増加に伴う何らかのインセンティブがあるのか、条件を示して頂けるでしょうか。ガス量増加分の一部は運営権者のものにすることが可能でしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 87 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | C)  | a)  | ア)  | 流域下水道事業運転管理業務               | 「運営権設定対象施設における監視、運転操作、制御及び日常点検」とありますが、鹿島台浄化センターの敷地にある移動脱水車庫の管理についてご教示ください。(移動脱水車は加美町、栗原市、色麻町が広域下水汚泥処理業務として使用中。その車庫として県とその自治体が共同で購入しているものと認識しています)   | 鹿島台浄化センターの敷地にある移動脱水車庫については、県と使用自治体の契約を承継し、運営権者が保安・維持管理を行うこととしています。        |
| 88 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | C)  | b)  |     | 改築業務                        | 「交付金の申請・会計検査への協力」とありますが、具体的にはどのような内容でしょうか?  | 要求水準書(案)をご確認ください。   |
| 89 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ②   | C)  | b)  |     | 改築業務                        | 汚泥委消化タンク等の内部防食とありますが、「等」の施設は具体的にどのような内容でしょうか。   | 沈殿池の内部防食です。   |
| 90 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ③   |     |     |     | 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務   | 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務は、県が運営権者に維持管理業務を委託する理解でよろしいでしょうか。その場合、委託料の想定があればお示しください。また、当該委託契約の素案についても開示をお願いするとともに、事業開始後、恒常的に業務委託される維持管理業務と、大雨等発生時に都度締結される点検調査業務等とを区分し、契約期間や支払条件等の主要条件をお示しください。 | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 91 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ③   |     |     |     | ③)運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務 | 脚注19において、「運営権設定対象施設以外で、県が第三者から使用に係る権原を取得している施設等の維持管理業務に係る使用権原の維持については、県が行うものとする」となっていますが、県・運営権者と第三者との関係(法的関係含む)、運営権者が当該業務に対応する上での仕組等、より詳細かつ具体的な内容についてもご教示頂きたい。                              | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 92 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ③   |     |     |     | 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務   | 「流域下水道事業における大雨時及び地震発生時の県と連携した一部の管路の点検調査」とあるが、当該調査等で追加費用が発生した場合には県が負担することを明記いただくことは可能でしょうか。  | 「流域下水道事業における大雨時及び地震発生時の一部の管路の点検調査」は関連業務に該当しますので、当該業務に係る費用は県が運営権者に別途支払います。 |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                              | 内容   | 回答   |
|-----|----|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|---------------------------------|--|--|
| 93  | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ③   |     |     |     | ③運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務      | 「運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務」は、「運営権設定対象施設における維持管理業務」とは、権利関係や契約の建付け等が相違するものという認識です。権利関係や契約上の建付け等の詳細につきまして、ご教示いただきたく存じます。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 94  | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ③   |     |     |     | 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務       | 「流域下水道事業における大雨時及び地震発生時の県と連携した一部の管路の点検調査」と記載がありますが、「上水道管」については、県と連携して調査する必要はないと考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 95  | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ③   |     |     |     | 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務       | 注釈19において、「運営権設定対象施設以外で、県が第三者から使用に係る権原を取得している施設等の維持管理業務に係る使用権原の維持については、県が行うものとする」となっていますが、現行の県と第三者の使用権原に関する内容を開示していただくとともに、運営権者と第三者との関係、運営権者が当該施設において維持管理業務を行う上での仕様や契約形態がどのようなものとなるか示していただきたいと考えます。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 96  | 8  | 1 | 1 | 8 | 1) | ③   |     |     |     | 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務      | 流域下水道施設の指定管理に関する維持管理資料等の開示をお願い致します。<br>特に、指定管理者から、外部に委託（再委託）されている業務（件名と内容）についてご開示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 97  | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ③   |     |     |     | 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務       | 注釈19にて「運営権設定対象施設以外で、県が第三者から使用に係る権原を取得している施設等の維持管理業務に係る使用権原の維持については、県が行うものとする」とありますが、県及び運営権者、第三者間の契約等について、より詳細かつ具体的な内容についての情報開示をお願い致します。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 98  | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ③   |     |     |     | 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務       | 運営権設定対象施設の業務とは契約上の取扱いは異なってくると思いますが、その場合どのような契約条件となるのでしょうか？   | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 99  | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ③   |     |     |     | 運営権対象施設以外の施設等における維持管理業務に係るリスク分担 | 運営権対象施設以外の維持管理業務、関連業務におけるリスク分担の考え方は、運営権対象施設と同様であるとの理解でよいでしょうか。   | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 100 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ③   |     |     |     | ③運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務      | 以下業務について、当該業務に対する報酬は運営権者収受額において考慮されるのでしょうか？それとも別途報酬が支払われるのでしょうか（この場合、報酬の支払元は誰になりますでしょうか）？<br>・工業用水事業にかかる使用水量測定業務：各工水ユーザーでしょうか？県でしょうか？  | 工業用水事業にかかる使用水量の測定業務に係る費用は、各工業用水事業の運営権者収受額に含めてご提案ください。  |
| 101 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ③   |     |     |     | ③運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務      | 以下業務について、当該業務に対する報酬は運営権者収受額において考慮されるのでしょうか？それとも別途報酬が支払われるのでしょうか。（この場合、報酬の支払元は誰になりますでしょうか）？<br>・水道用水供給事業：それぞれの第二受水テレメータ室の存在する市町村でしょうか？  | 水道用水供給事業における第二受水テレメータ室の運転管理及び保守点検業務は、各水道用水供給事業の運営権者収受額に含めてご提案ください。   |
| 102 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ③   |     |     |     | ③運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務      | みやぎ型の対象9事業はそれぞれ独立採算と理解しておりますが、運営権設定対象施設以外の施設等に係る業務および調査はそれぞれの事業に属すると判断すればよいでしょうか。運営権者収受額の改定や一部事業の解除の際の取扱等にも関連すると思われるためご教示ください。   | 第二受水テレメータ室の運転管理及び保守点検業務につきましては、当該テレメータ室が接続する水道用水供給事業の業務、工業用水供給事業における使用水量の測定業務は、各工業用水使用者が申し込みを行っている工業用水事業の業務と整理しています。 |
| 103 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑤   |     |     |     | 土地、建築物及び工作物等貸付業務<br>注釈2 2       | 土地貸付業務における収益の発生時は運営権者に帰属すると記載がありますが、貸付額についても運営権者で設定可能と考えてよろしいでしょうか。  | 県が締結している契約を運営権者が承継し、その後の契約内容については、運営権者と借主との間で調整いただく方針ですが、状況に応じて個別に判断ください。  |
| 104 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑤   |     |     |     | ⑤土地、建築物及び工作物等貸付業務               | みやぎ型の対象9事業はそれぞれ独立採算と理解しておりますが、これらの業務はそれぞれの事業に属すると判断すればよいでしょうか。運営権者収受額の改定や一部事業の解除の際の取扱等にも関連すると思われるためご教示ください。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 105 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑤   |     |     |     | 土地、建築物及び工作物等貸付業務                | この貸付は、「県または県が指定する者」が従来使っていた土地、建築物及び工作物等を引き続き使用するために、これを無償または有償で貸し付けるとのことであり、運営権者は貸付先を選ばず、また実施契約書（案）に規定された条件に従うこととなります。従って、これらの貸付に関して運営権者が実質的なリスクを負わないような建付け（たとえば、運営権者が土地等の瑕疵その他について貸主としての責任を負わない、「県または県が指定する者」である貸付先の当該土地等の使用に関し又はこれに起因する責任を負わない、有償貸付の場合の賃料未払いの回収は県が行う・支払遅滞等のリスクは県が負担する、貸付先である第三者からの貸付に関するクレームは県にて対処するなど。）をお願いできませんでしょうか。また、この貸付を続けることで他の業務に支障が及ぶ場合などにおいては、運営権者から貸付の条件見直し、解除等を行う権利を有する建付けとしていただけませんかでしょうか。 | 原案のとおりとします。  |
| 106 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   |     |     |     | 義務事業について                        | 「⑥関連業務」につき、費用は当該業務の要請者が負担するとありますが（14頁の1.1.10 3）参照）、当該費用は運営権者収受額と区別して別個に回収すべきと考えますので、費用の回収方法をご教示ください。   | 各要請者が運営権者へ支払を行います。   |
| 107 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   |     |     |     | 関連業務                            | 県、市町、工業用水使用者、研究機関等からの要請に対して、詳細内容や費用等について要請者と協議できるという理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                  | 内容  | 回答   |
|-----|----|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|---------------------|---|--|
| 108 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   |     |     |     | ⑥関連業務について           | 関連業務の各項に「県の要請に応じた」との記載が複数ありますが、これらの項目の業務は、実施の必要が生じても、運営権者に要請される場合と要請されない場合があるということでしょうか。応募者の予見可能性の確保のため、どのような場合に要請されるのか、また、その負担の範囲・程度を示すことが望ましいものと存じます。 | 業務実施の必要性が生じた場合、県は当該業務を運営権者に要請する方針です。詳細については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 109 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   |     |     |     | ⑥関連業務               | みやぎ型の対象9事業はそれぞれ独立採算と理解しておりますが、これらの工事、業務、対応、協力はそれぞれの事業に属すると判断すればよいでしょうか。運営権者収受額の改定や一部事業の解除の際の取扱等にも関連すると思われるためご教示ください。                                    | 水質測定機器の修繕・改築業務につきましては、当該機器が設置されている施設の属する水道用水供給事業の業務と整理しています。工業用水道事業における関連業務は、各工業用水使用者が申し込みを行っている工業用水道事業の業務と整理しています。石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理は、汚泥の適正処理を実施する施設の属する流域下水道事業の業務、管路調査や大雨溢水対応は業務実施場所が対象となっている流域下水道事業の業務と整理しています。 |
| 110 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   |     |     |     | 関連業務                | 県、市町、工業用水使用者、研究機関等からの要請に対して、運営権者の判断により実施しないことも可能という理解で宜しいでしょうか。   | 要求水準書（案）をご確認ください。  |
| 111 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | A)  |     |     | 水道用水供給事業            | 県および市町の要請による業務については、運営権者側で、要請を受けた業務の内容、費用等により、要請の受諾可否の判断が出来ると考えてよろしいでしょうか。  | 業務に要する費用については、運営権者が金額の算出根拠を県及び各施設所有市町に提示した上で、各施設所有市町及び運営権者の協議により決定するものとする方針です。   |
| 112 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | A)  |     |     | 水道用水供給事業            | 「県の要請に応じた水質計測機器の保守点検・修繕・改築」とあり、脚注23に「本事業開始日までに県が設置する予定の機器である」とあります。具体的に、どのような機器を設置される予定でしょうか。また、該当機器の保守点検・修繕・改築に係る費用は、県によって都度精算いただけるという理解でよろしいでしょうか。    | 機器につきましては、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。費用についてはご理解のとおりです。  |
| 113 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | A)  |     |     | ⑥関連業務<br>A)水道用水供給事業 | こちらに記載された以下業務について、当該業務に係る費用は、実施方針 p 15 1.1.1.10 3)に該当すると思われるので、当該業務を要請した県が水道料金とは別に別途負担する、という理解でよろしいでしょうか。<br>・県の要請に応じた水質計測機器の保守点検・修繕・改築                 | ご理解のとおりです。   |
| 114 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | A)  |     |     | ⑥関連業務<br>A)水道用水供給事業 | こちらに記載された以下業務について、当該業務に係る費用は、実施方針 p 15 1.1.1.10 3)に該当すると思われるので、当該業務を要請した市町が水道料金とは別に別途負担する、という理解でよろしいでしょうか。<br>・市町の要請に応じた第二受水テレメータ室の修繕・改築                | ご理解のとおりです。   |
| 115 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | A)  |     |     | 水道用水供給事業            | 「市町の要請に応じた第二受水テレメータ室の修繕・改築」とあります。第二受水テレメータ室の施設情報（仕様書や図面等）についてご開示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 116 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | A)  |     |     | 水道用水供給事業            | 計画あるいは想定されている業務内容があれば、対象施設の情報、業務範囲、頻度等をご提示願います。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 117 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | A)  |     |     | 関連業務（水道用水供給事業）      | 県の要請、市町の要請に応じるとありますが、内容・頻度等、どのような要請を想定しているのでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 118 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | A)  |     |     | 関連業務（水道用水供給事業）      | 「市町の要請に応じた第二受水テレメータ室の修繕・改築」について、運営権設定対象施設以外のため、事前に施設情報は開示されていないという理解です。運営権設定対象施設の維持管理、改築業務への影響（負荷）を把握するためにも早期の情報開示をお願い致します。                             | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。   |
| 119 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | B)  |     |     | 工業用水道事業             | ⑥ 関連業務 B) 工業用水道事業のうち、県の指定する工業用水使用者の給水施設及び流末施設の維持管理業務について、募集要項等公表時までは具体（業務内容、費用負担など）を示して頂きたいと考えます。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 120 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | B)  |     |     | 関連業務 工業用水事業         | 県の指定する工業用水使用者の給水敷設及び流域敷設の詳細についてご教示下さい。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 121 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | B)  |     |     | 関連業務                | 関連業務のうち、工業用水道事業にかかる業務について、該当する工事や維持管理にかかる費用は、工業用水道事業者である県が使用者から徴収し、実費を運営権者に都度支払っていただける形になる、と理解してよろしいですか。ご教示ください。  | 工業用水使用者が運営権者に支払うことを想定しています。  |
| 122 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | B)  |     |     | 工業用水道事業             | 「県の指定する工業用水使用者の給水施設及び流末施設の維持管理業務」については、運営権者側で、要請を受けた維持管理の内容、費用等により、要請の受諾可否の判断が出来ると考えてよろしいでしょうか。   | 要求水準書（案）をご確認ください。  |
| 123 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | B)  |     |     | ⑥関連業務<br>B)工業用水道事業  | こちらに記載された以下業務について、当該業務に係る費用は、実施方針 p 15 1.1.1.10 3)に該当すると思われるので、工水ユーザーが水道料金とは別に別途負担する、という理解でよろしいでしょうか。<br>・県の指定する工業用水使用者の給水施設及び流末施設の維持管理業務               | ご理解のとおりです。   |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                 | 内容   | 回答   |
|-----|----|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|--------------------|--|--|
| 124 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | B)  |     |     | ⑥関連業務<br>B)工業用水道事業 | こちらに記載された以下業務について、当該業務に係る費用は、実施方針 p 15 1.1.1.10 3)に該当すると思われるので、工水ユーザーが水道料金とは別に別途負担する、という理解でよろしいでしょうか。<br>・工業用水使用者の要請に応じた給水施設及び流末施設の工事      | ご理解のとおりです。   |
| 125 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | B)  |     |     | 工業用水道事業            | 「工業用水使用者の要請に応じた給水施設及び流末施設の工事」及び「県の指定する工業用水使用者の給水施設及び流末施設の維持管理業務」とあります。<br>対象施設の施設情報のほか、工事の内容や維持管理業務の内容について、実績や事例を交えてご教示ください。               | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                               |
| 126 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | B)  |     |     | 工業用水道事業            | 計画あるいは想定されている業務内容があれば、対象施設の情報、業務範囲、頻度等をご提示願います。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                               |
| 127 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | B)  |     |     | 工業用水道事業            | 「工業用水使用者の要請に応じた給水施設及び流末施設の工事」については、運営権者側で要請を受けた工事の内容、費用等により、要請の受諾可否の判断が出来ると考えてよろしいでしょうか。   | 工事に要する費用については、各要請者と協議の上、運営権者が決定できるものとする方針です。           |
| 128 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | B)  |     |     | 関連業務（工業用水道事業）      | 本業務については事前に業務内容と運営権者の負担すべき金額が明確化されるという理解でよいでしょうか。  | 要求水準書（案）をご確認ください。詳細については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。      |
| 129 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 関連業務（流域下水道事業）      | 「県の要請に応じた大雨時洪水対応」とありますが、本業務に関する運営権者収受額はどのような位置づけとなるのか明示いただけますでしょうか。  | 関連業務に係る費用は、各要請者が別途支払いを行うことから、運営権者収受額には含まれません。          |
| 130 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 関連業務（流域下水道事業）      | 「県の要請に応じた大雨時洪水対応」とありますが、支払いについては、発生毎の精算払いとなるのでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 131 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | ⑥関連業務<br>C)流域下水道事業 | こちらに記載された以下業務について、当該業務に係る費用は、実施方針 p 15 1.1.1.10 3)に該当すると思われるので、県が負担するという理解でよろしいでしょうか。<br>・県の要請に応じた大雨時洪水対応                                  | ご理解のとおりです。   |
| 132 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | ⑥関連業務<br>C)流域下水道事業 | こちらに記載された以下業務について、当該業務に係る費用は、実施方針 p 15 1.1.1.10 3)に該当すると思われるので、県が負担するという理解でよろしいでしょうか。<br>・県の要請に応じた大雨時及び地震発生時の一部の管路の点検調査                    | ご理解のとおりです。   |
| 133 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業            | 「県の要請に応じた大雨時洪水対応」は、要求水準書等において、内容を明確にさせていただけるという理解で宜しいでしょうか。また、運営権者が県の指示に従った場合は、運営権者はその行為について責任を負わない建付けとしていただけませんか。                         | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、運営権者の行為は原則として運営権者の責任とする方針です。 |
| 134 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業            | 「研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を利用した試験研究等への協力」は、義務事業とされていますが、その内容・頻度等の予測がつかう、もう少し詳細をお示しいただけますでしょうか。また、過去に同様の協力を行ってきた実績や、現時点で想定される協力の予定等がありましたら、ご教示ください。 | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                               |
| 135 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業            | 県の要請に応じた大雨時及び地震発生時の一部の管路の点検調査について、想定されている規模や費用処理の考え方を<br>ご教示ください。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                               |
| 136 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 関連業務（流域下水道事業）      | 本業務については事前に業務の具体的内容、すなわち運営権者の人的経済的負担が明確に算出可能な資料が開示されるという理解でよいでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                               |
| 137 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業            | 「県の要請に応じた石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理」とあります。<br>汚泥の受入に係る条件についてご教示ください。   | 要求水準書（案）をご確認ください。                                      |
| 138 | 10 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業            | 「県の要請に応じた石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理」とありますが、年度毎等で汚泥の受入量が設定されるということでしょうか。設備の不具合等で要請された汚泥の処理が不可能となったときに罰則等があるかについてもご教示ください。           | 要求水準書（案）をご確認ください。                                      |
| 139 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業            | 「県の要請に応じた大雨洪水対応」の具体的内容をご教示ください。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                               |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                            | 内容   | 回答  |
|-----|----|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|-------------------------------|--|---|
| 140 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業                       | 「県の要請に応じた大雨時及び地震発生時の一部管路の点検調査」とありますが、点検調査を実施するリスクレベル（大雨・地震の規模）、調査点検の範囲、対応費用の負担方法について、ご教示下さい。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 141 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業                       | 「県の要請に応じた大雨時及び地震発生時の一部管路の点検調査」および「県の要請に応じた大雨時洪水対応」について、要請が行われる基準、具体的な対応業務内容があれば、ご教示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 142 | 12 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業                       | 「研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を利用した試験研究等への協力」は義務事業とされていますが、協力の内容・程度等については、運営権者と「研究機関等」との協議・合意の手続きを踏めるとの理解で宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 143 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業                       | 「県の要請に応じた石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適性処理」については、運営権者の無条件での受入とならないように、量や性状についての協議が行われることが前提と考えてよろしいでしょうか。また、受入量や性状について、検討されている条件があればご教示ください。  | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、要求水準書（案）をご確認ください。   |
| 144 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業                       | 汚泥処分費の処分単価については、事前に提示して頂けるでしょうか。   | 要求水準書（案）をご確認ください。   |
| 145 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業                       | 計画あるいは想定されている業務内容があれば、業務の規模感や頻度と併せてご提示願います。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 146 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 関連業務について                      | 県の要請に応じた「大雨時及び地震発生時の一部管路の点検調査」及び「大雨時洪水対応」とありますが、具体的な範囲や条件と対応内容をご教示ください。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 147 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 関連業務 流域下水道事業                  | 県の要請に応じた大雨時及び地震発生時の一部管路の点検調査の点検内容、また大雨時洪水対応の具体的な内容についてご教示下さい。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 148 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業において、大雨及び地震発生時の一部管路の点検 | 一部の管路の点検の一部とはどの程度ですか？また、点検の具体的内容をご教授下さい。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 149 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業                       | 関連業務のひとつとして、「県の要請に応じた大雨時及び地震発生時の一部管路の点検調査」とありますが、大雨時の定義についてご教示ください。なお、管路の点検調査に関わる追加的費用については、県に都度精算いただけるという理解でよろしいでしょうか。  | 要求水準書（案）をご確認ください。費用についてはご理解のとおりです。  |
| 150 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業                       | 「県の要請に応じた石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受け入れ及び適正処理」と記載がありますが、本汚泥の受け入れ量によって、対応が必要な設備の大きさなどにも影響が出ると考えます。長期の汚泥発生量の見通しについて、提示して頂けると考えてよろしいでしょうか。  | 要求水準書（案）をご確認ください。   |
| 151 | 11 | 1 | 1 | 8 | 1) | ⑥   | C)  |     |     | 流域下水道事業                       | 「一部の管路」と記載がありますが、具体的な対象をご教示頂けるでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 152 | 11 | 1 | 1 | 8 | 2) |     |     |     |     | 附帯事業                          | 附帯事業の一つとして、汚泥の処理(堆肥化、炭化処理等)は認められますか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 153 | 11 | 1 | 1 | 8 | 2) |     |     |     |     | 附帯事業                          | 「提案は必須ではなく」とありますが、提案の有無により恣意的な評価がなされないよう、提案した場合の評価基準や評価全体の中での重み付けを公表すべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。   | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。   |
| 154 | 11 | 1 | 1 | 8 | 2) |     |     |     |     | 附帯事業                          | 附帯事業の提案を検討するにあたり、その評価基準や他の評価とのバランスの情報は非常に重要と考えます。これらの項目の考え方について、早期に情報開示頂けますでしょうか。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。   |
| 155 | 11 | 1 | 1 | 8 | 2) |     |     |     |     | 附帯事業                          | 附帯事業については、「絶え間ない改善努力」という観点から、事業開始後に「新たに提案しても構わない」という認識でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 156 | 11 | 1 | 1 | 8 | 2) |     |     |     |     | 附帯事業                          | 事業期間中に新たに附帯事業を提案することは、認められますでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 157 | 11 | 1 | 1 | 8 | 2) |     |     |     |     | 附帯事業                          | 平成31年3月に国土交通省から公表された「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」では、【付帯事業による下水道用地等の活用は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産処分に該当する可能性がある。】と示されており。今回の実施方針（素案）では、任意事業に対してのみ想定しているように見受けられます。付帯事業に想定していない理由をご教示ください。<br>運営権者が附帯事業を実施するにあたって、法に基づく財産処分を考慮すべきかどうかは重要な判断材料となります。 | 同ガイドラインにおける附帯事業には、「地代収入を得ることができる」など、みやぎ型における「任意事業」に該当するものが含まれていることから、同ガイドラインにおける附帯事業とみやぎ型における附帯事業は定義が異なります。<br>みやぎ型における附帯事業については、法に基づく財産処分を考慮する必要はございません。 |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目               | 内容   | 回答   |
|-----|----|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|------------------|--|--|
| 158 | 11 | 1 | 1 | 8 | 2) |     |     |     |     | 附帯事業             | 「附帯事業とは、流域下水道事業において、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に……」とありますが、附帯事業を実施に伴う“全体計画”や“認可計画”の変更が生じた場合の対応方法をご教示ください。   | 全体計画及び許認可計画について変更の必要が生じた場合、県が当該計画の内容を変更しますが、運営権者に計画書作成に必要な情報の提示を求める方針です。 |
| 159 | 11 | 1 | 1 | 8 | 2) |     |     |     |     | 附帯事業             | 費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用については、そのすべてが同時に達成されなければならないのでしょうか。その考え方について、お示ください。<br>改築金額の上限が設定されていることから、費用縮減および収益発生が一次的な目的であり、環境負荷低減は二次的な目的である制度設計になっていると考えられます。                              | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 160 | 11 | 1 | 1 | 8 | 2) |     |     |     |     | 附帯事業             | 実施方針（素案）に関するQAIにおいて、新たな処理工程の提案は流域下水道事業に限らない主旨のご回答を頂いていますので、募集要項にその旨の明記を宜しくお願いいたします。  | 原案のとおりとします。  |
| 161 | 11 | 1 | 1 | 8 | 2) |     |     |     |     | 附帯事業             | 脚注25にある「附帯事業における収益は運営権者に帰属する」と記載がありますが、総括原価方式の運営権者収受額の構成の中で「収益」の項目がありません。これはどの項目に入るかお示ください。  | 産業廃棄物処理費の控除項目とする方針です。  |
| 162 | 12 | 1 | 1 | 8 | 2) |     |     |     |     | 附帯事業             | 県が、優先交渉者を選定するに当たって、応募者は、付帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなくとありますが、選定の際の評価基準や評価にどのような程度影響を及ぼすか、早期に開示いただきたいと考えます。   | 優先交渉者選定基準をご確認ください。   |
| 163 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業             | 運営権者SPCに出資しない企業が任意事業の為に設立された運営権者子会社に出資することは可能でしょうか   | 運営権者が運営権者の子会社等に任意事業の実施を委託することを妨げるものではありませんが、任意事業の実施主体は運営権者となります。         |
| 164 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業について         | 一次審査は資格要件のみとなりましたが、任意事業に関しまして、一次審査の際に事前審査のような手続きは想定されていますでしょうか。  | 現時点において予定はありません。   |
| 165 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業             | 任意事業に係る要求水準はコンソーシアムの提案内容が反映されるという認識でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 166 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 水道事業及び下水道事業の類似事業 | 類似事業として想定されている事業をご教示ください。  | 例えば浄化槽や農業集落排水施設を想定していますが、これらに限られません。詳細については第二次審査における競争的対話等でご確認ください。      |
| 167 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業             | 提案した任意事業を実施しない場合、または内容を変更する場合は、何らかのペナルティが課されるのでしょうか。   | モニタリング基本計画書（案）をご確認ください。  |
| 168 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業について         | 「提案は必須ではない」とのことですが、競争の公平性を担保するため、提案した場合の評価方法について、優先権者選定基準において明確に記載して頂けますようお願い申し上げます。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。   |
| 169 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業について         | 本事業用地外の任意事業として、②県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる事業及び③仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設の維持業務等が指定されておりますが、②③以外でも、本事業との関連性又は県の政策との整合性があると認められる場合には、本事業用地外における任意事業の提案も可能として頂けますようお願い申し上げます。             | 原案のとおりとします。  |
| 170 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業             | ①「本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業」を本事業期間中に提案・実施する場合、および②「県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる事業」を委託する場合は、県の事前承認が必要とされていますが、義務事業及び附帯事業に影響を与える合理的な理由がない限り県は承認するとして、運営権者の事業の自由度を高めていただけませんかでしょうか。 | 状況に応じて個別に判断します。  |
| 171 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業             | 「補助金等の返還が必要な場合」に該当しない対象施設及び土地情報が有りましたらご開示願います。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 172 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業             | 任意事業は、本事業期間中に新たに提案して実施できることからすると、当初提案した任意事業の本事業期間の途中での終了や内容の変更も可能としていただけませんかでしょうか。   | 任意事業について、本事業期間中の終了や内容の変更を可能としています。                                       |
| 173 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業             | 運営権対象施設と運営権対象施設ではない施設及び土地を併せて活用して任意事業を行うことは可能でしょうか。  | 本事業用地及び運営権設定対象施設以外での任意事業については、実施方針に記載の②及び③のみを対象としています。                   |
| 174 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業             | 事業を実施するSPC及び協力企業の帰責事由がない場合で、許認可の問題により提案した任意事業の実行が不可能または遅延した場合においても要求水準未達とされることはありますかでしょうか。   | 状況に応じて個別に判断します。  |
| 175 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業について         | 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条18に基づく財産の処分が必要な場合」とは具体的にどのようなケースを想定されておりますでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 176 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業             | 任意事業を行う場合、必要条件が満たされている上で、県に交付金申請業務を協力していただくことは可能でしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                                   | 内容  | 回答   |
|-----|----|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|--------------------------------------|---|--|
| 177 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業                                 | 「運営権設定対象施設の機能を阻害せず」とありますが、ここでの機能を阻害しないということは「要求水準あるいは運営権者が提案で約束した事項を満足している」という理解でよいでしょうか。   | ご理解のとおりですが、これに限られません。詳細については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                  |
| 178 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業について                             | 任意事業において、補助金等の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するとありますが、義務事業及び附帯事業においても同様の扱いが適用されるかご教示ください。  | 義務事業及び附帯事業においては、同様の扱いは適用されません。   |
| 179 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) |     |     |     |     | 任意事業について                             | 任意事業は独立採算であり、事業に係る費用を運営権者自らの負担で行うとのことですが、みやぎ型の対象9事業から得た収益を任意事業へ再投資することは可能という理解でよろしいでしょうか。   | 個別事業で生じた余剰資金を任意事業へ貸付を行う手法等を採用することで再投資を行うことは可能と考えておりますが、詳細については第二次審査における競争的対話等でご確認ください。 |
| 180 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) | ①   |     |     |     | 任意事業                                 | 「本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業」について、県の事前承認の対象となるのは、「提案書に記載されておらず、本事業期間中に新たに提案された事業」という理解でよいでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 181 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) | ①   |     |     |     | 任意事業<br>本地業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意地業 | 任意事業の提案について、事業期間中に技術の進歩や事業環境の変化等によって提案内容を変更したい場合は、新たに提案する場合と同様に事前に県の承認があれば可能でしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 182 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) | ①   |     |     |     | 任意事業                                 | 任意事業実施にあたり、適化法（S30法律第179号）により補助金等の返還を行った場合でも、本事業が終了した時点（20年後）で、その任意事業は終了となるという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。ただし、実施方針1.1.9 4)に記載のとおり、県又は県の指定する者が必要と認めたものを、その残存価値を勘案して買い取る必要があります。         |
| 183 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) | ②   |     |     |     | 任意事業                                 | 任意事業のうち、県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業にかかわる事業を実施する場合、リスク回避措置の一環として、運営権者が子会社を設立し、当該子会社が当該事業を実施する方法も考えられます。こうした考え方も、水道事業及び下水道事業にかかわる事業を実施する場合には許容されるとの理解してよろしいですか。ご教示ください。                     | 運営権者が運営権者の子会社等に任意事業の実施を委託することを妨げるものではありませんが、任意事業の実施主体は運営権者となります。                       |
| 184 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) | ②   |     |     |     | 任意事業                                 | 県内市町村等からの業務の受託において、事前に県の承認を必要とすると思いますが、県はどのような基準で承認を与えるのかをご教示ください。  | 関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しないことなどを基準とする方針です。                                    |
| 185 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) | ②   |     |     |     | 任意事業                                 | 「県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる事業」について、本義務事業との業務の共通化等の効率化を図ることが可能と判断した場合、義務事業の費用の低減につながる可能性も考えられます。上記事業を実施し、本事業費用の大幅な費用低減につながった場合にも、定期見直し等での利用料金変更には反映せず、運営権者のインセンティブとなるという理解でよろしいでしょうか。 | 費用低減の程度によっては、4)その他県及び運営権者が必要と認める場合に該当することも考えられます。詳細については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。      |
| 186 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) | ②   |     |     |     | 任意事業                                 | 現在県が各市町等から受託している工事を運営権者が引き続き請け負う場合、受託工事に係る一定の管理費用を含めた形で各市町等から受託される理解で宜しいでしょうか。  | 任意事業として、現在県が各市町等から受託している工事を運営権者が引き続き請け負うことは想定していません。                                   |
| 187 | 12 | 1 | 1 | 8 | 3) | ②   |     |     |     | 県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる事業      | 「また、県内市町村等が、自ら実施する水道事業及び下水道事業並びに水道事業及び下水道事業の類似事業に関わる業務の受託について運営権者に協議を求めた場合、運営権者は協議に応じなければならない。」とありますが、この場合の県の関与の仕方について、ご教示ください。   | 受託内容の確認等を想定しています。  |
| 188 | 13 | 1 | 1 | 9 | 2) |     |     |     |     | 本事業期間の延長                             | 合意延長は、不可効力事象の発生等により運営権者に発生した損害や損失を補償するための手段の一つという認識です。従いまして、もし県と運営権者で延長合意がなされなかった場合又は延長期間では要補償額がカバーされない場合は、運営権者に発生した損害や損失は県より金銭にて補償頂ける、という理解ですが、当該理解でよろしいでしょうか。                         | 異なります。<br>実施方針6.1.3 2)をご確認ください。  |
| 189 | 13 | 1 | 1 | 9 | 2) |     |     |     |     | 本事業期間の延長                             | 本事業期間を合意延長する際、附帯業務および任意業務を継続するかについては運営権者の裁量とし、また業務内容についても変更の余地を認めて、自由度を高めていただけませんかでしょうか。  | 状況に応じて個別に判断します。  |
| 190 | 13 | 1 | 1 | 9 | 2) |     |     |     |     | 本事業期間の延長                             | 合意延長のケースとしては、本事業全体（9事業全て）の期間を延長することだけでなく、合意延長を必要とする運営権事業のみを延長し、それ以外の事業は当初事業期間で事業終了するという延長形態も（双方で合意すれば）可能という理解でよいでしょうか。  | 一部事業のみを対象とする事業期間の延長は予定していません。  |
| 191 | 13 | 1 | 1 | 9 | 4) |     |     |     |     | 本事業終了時の取扱い                           | 任意事業のうちの③仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設の維持管理業務委託は、本事業が終了した際にも継続している可能性があります。その場合は、当該業務に必要な資産は県の買取対象としないという理解で宜しいでしょうか。   | 消化ガス発電施設の維持管理業務の履行にあたり運営権者が新たに設置した資産のうち、本事業終了時に県又は県の指定する者が必要と認めたものは買取対象となります。          |
| 192 | 13 | 1 | 1 | 9 | 4) |     |     |     |     | 本事業期間終了時の取扱い                         | 任意事業に係る資産のうち、独立採算で成立しているものについては、単なる資産の簿価ではなくのれんの価値も含めた時価で買い取りすべきと考えられるが、「その残存価値」とはのれんの価値も含めた時価でよいかご教示ください。  | のれんの価値を含めることは予定していません。   |
| 193 | 13 | 1 | 1 | 9 | 4) |     |     |     |     | 本事業期間終了時の取扱い                         | 運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額での買取について、仮に優れたオペレーションで組織ごと承継した方が全体最適であると判断できる場合、その無形価値を残存価値相当額に含めていただきたいと思います。本事業終了時に運営権者の株式譲渡を含めるなど、柔軟な対応を宜しくお願いいたします。                                       | 無形価値を含めることは予定していません。   |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                          | 内容  | 回答                       |
|-----|----|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|-----------------------------|---|--------------------------|
| 194 | 13 | 1 | 1 | 9 | 4) |     |     |     |     | 本事業期間終了時の取扱い                | 当該事業は20年という有期事業であるため、運営期間が経過するにつれて、職員の新規採用が困難となります。ついては、事業期間終了後に県が本事業の実施者を新たに公募により選定する場合は、継続雇用することを公募条件とする又はあつせんに協力して頂く事は可能でしょうか。   | 実施契約書（案）をご確認ください。        |
| 195 | 14 | 1 | 1 | 9 | 4) |     |     |     |     | 本事業期間終了時の取扱い                | 「本事業終了日又はそれ以降の県が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない」とありますが、事業終了日翌日と県が指定する日の間で施設の損傷等があったことが明確な場合には、運営権者は当然その責任を負わず、また帰責不明な損傷等があった場合にはその事由を説明する責任は県にあるとの理解でよいでしょうか。     | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。 |
| 196 | 13 | 1 | 1 | 9 | 4) |     |     |     |     | 本事業期間終了時の取扱い                | 任意事業に係る資産については、「県又は県の指定する者が必要と認めたものを、その残存価値を勘案して買い取ることができる」とありますが、その買い取り可否の判断はいつどのようになされ、どのように運営権者と協議されるのかご教示ください。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。 |
| 197 | 14 | 1 | 1 | 9 | 4) | ①   |     |     |     | 本事業等に係る運営権者が所有する資産等         | その残存価値を勘案して買い取ることができると思いますが、売却しないという選択肢はあるのでしょうか。   | 買い取らない場合は、原状復旧となります。     |
| 198 | 14 | 1 | 1 | 9 | 4) | ②   |     |     |     | 運営権設定対象施設の引渡し               | 引渡し条件を明示願います（事業期間終了後の性能保持等）。  | 要求水準書（案）をご確認ください。        |
| 199 | 14 | 1 | 1 | 9 | 4) | ②   |     |     |     | 運営権設定対象施設の引き渡し              | 引き渡し時に求める施設の状態についてご教示ください（引き渡し前後に継続して施設を運転管理した際に、要求水準書で規定される水質・水量や汚泥処理が担保されていれば良い、との取り決めにすべきと考えます）。   | 要求水準書（案）をご確認ください。        |
| 200 | 14 | 1 | 1 | 9 | 4) | ③   |     |     |     | 残存価値相当額                     | 残存価値相当額には上限を設定しないという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。               |
| 201 | 14 | 1 | 1 | 9 | 4) | ③   |     |     |     | 運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額  | 「残存価値相当額」の定義（ノウハウや簿価に反映しないものの価値などの評価方法）についてお示しください。   | 実施契約書（案）をご確認ください。        |
| 202 | 14 | 1 | 1 | 9 | 4) | ③   |     |     |     | ③運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額 | 実施方針では、残存価値相当額の支払方法等については実施契約書（案）に示すと記載されているところ、支払は一括との理解でよろしいでしょうか。一括払いではなく、一定の期間にわたり分割されるという想定でしょうか。事業終了後に運営権者であるSPCが存続することは基本的に想定されませんので、分割支払は現実的には困難であり、一括支払としていただけますようお願い致します。 | 実施契約書（案）をご確認ください。        |
| 203 | 14 | 1 | 1 | 9 | 4) | ③   |     |     |     | 運営権設定対象施設の残存価値              | 残存価値相当額の算定方法をご教示ください。同額は運営権者の帳簿上の価格となりますでしょうか。それとも県が採用される会計基準に基づく県側の帳簿価格となりますでしょうか。後者の場合、県の会計基準（償却方法、資産区分毎の耐用年数、資産に関する資本的支出（改築費）・収益的支出（修繕費）の計上基準）もご教示ください。                          | 実施契約書（案）をご確認ください。        |
| 204 | 14 | 1 | 1 | 9 | 4) | ③   |     |     |     | 運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額  | 残存価値相当額が評価の対象になるのかを明示願います。また、残存価値相当額の上限があれば明示願います。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。      |
| 205 | 14 | 1 | 1 | 9 | 4) | ③   |     |     |     | 残存価値相当額                     | 価格審査においては事業期間内の事業費のみが評価対象であり、残存価値相当額は直接的には加味しないという理解でよろしいでしょうか。   | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。      |
| 206 | 14 | 1 | 1 | 9 | 4) | ③   |     |     |     | 運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額  | 本契約が解除された場合には、本事業終了日を本契約の解除日に適宜読み替えるという理解です。これに倣うと、事業期間の途中で契約が解除された場合、水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用に対する残存価値相当額についても、当該解除日時点における残存価値相当額を基準とするという理解でよいでしょうか。        | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。 |
| 207 | 14 | 1 | 1 | 9 | 4) | ③   |     |     |     | 運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額  | 更新投資におきまして、減価償却の考え方に対する県側から運営権者に指定するルールについてご教示ください。   | 実施契約書（案）をご確認ください。        |
| 208 | 14 | 1 | 1 | 9 | 4) | ④   |     |     |     | 本事業に係る運営権者が所有する資産等          | 任意事業に係る資産について、県が必要と認めたものについて、買い取りに応じる場合、いつの時点で特定されるのでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。 |
| 209 | 14 | 1 | 1 | 9 | 4) | ⑤   |     |     |     | 業務引継ぎ                       | 事業終了時の業務引継ぎについては、引継ぎ内容が不明です。引継ぎの方法・内容・期間など引継ぎに関する具体的な内容について、ご教示ください。  | 要求水準書（案）をご確認ください。        |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項  | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                         | 内容   | 回答   |
|-----|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|----------------------------|--|--|
| 210 | 14 | 1 | 1 | 9  | 4) | ⑤   |     |     |     | 本事業終了時の取り扱い<br>⑤業務の引継ぎ     | 本事業終了時の事業の引継ぎに関し「運営権者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように、引継書の作成等その他の適切な引継ぎを行わなければならない。」となっておりますが、運営権者が対応する引継ぎは、運営権者にとって過度な負担とならない合理的な範囲の対応となるようお願い致します。費用負担については運営権者の借入や運営権者株主からの追加出資が前提となっている、従業員への承継先への転籍を義務化する、といった合理的でない内容にはならぬようにして頂きたいとお願い申し上げます。         | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。   |
| 211 | 14 | 1 | 1 | 10 |    |     |     |     |     | 運営権者の費用負担外の項目について          | 運営権者の費用負担外の項目としましては、1)～3)以外に、「附帯事業に係る事業費（工事費）」も含まれるという認識ですので、追加頂きたいとお願い申し上げます。   | 1.1.10 1)に含まれます。   |
| 212 | 14 | 1 | 1 | 10 |    |     |     |     |     | 事業の費用負担                    | 事業費の主要費目について、現行方式の事業費をどのように県の事業費と運営権者の事業費に分けているか、考え方あるいは具体的な算出方法（算出式）をお示しください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 213 | 14 | 1 | 1 | 10 |    |     |     |     |     | 宮城県の更新計画                   | 2019.9/2の実施方針素案時に貸与されたDVD内の更新計画と、2019.12/13公表の県が実施した場合の更新費用について、約10億円の差があります。<br>変更となった内容もしくは最終版の更新計画を開示いただきたくお願いします。  | 3月に開示予定の開示資料をご確認ください。  |
| 214 | 14 | 1 | 1 | 10 |    |     |     |     |     | 事業の費用負担                    | 令和元年12月13日公表済資料「『みやぎ型管理運営方式』導入による事業費削減目標について」では、みやぎ型導入後の9事業ごとの県及び運営権者の事業費総額が公開されておりますが（頁28～36）、運営権者の事業費内訳（9事業別々、単年ごとの費目内訳）の開示を宜しくお願いいたします。   | 開示資料をご確認ください。  |
| 215 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | (注29)<br>流域下水道事業の改築に係る費用負担 | 「費用は国交付金のほか、流域関連市町村からの建設負担金（下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定に基づく建設に要する費用の市町村の負担金）等を充てるものとする。」とありますが、事業者が当該交付金及び負担金を受領した場合、税務上、受領時に一括して益金とされるのに対し、改築費用については減価償却費として事業期間に渡って分割して損金とされることにより、課税計算に算入される時点のミスマッチが生じる懸念がありますが、当該交付金及び負担金に係る税務上の取り扱いについてご教授頂けますでしょうか。 | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 216 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担          | 下水道ストックマネジメント支援制度を活用するために必要なストックマネジメント計画策定の費用負担についてご教示下さい。   | 計画は県が策定するため、運営権者による計画策定はありません。   |
| 217 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担の注釈21     | 注釈30に「実費精算は、改築発注単位で行う。」となっておりますが、発注単位は運営権者に任せられるのでしょうか。貴県として求める発注単位の考え方があるようでしたら、ご教示願います。  | 応募者においてご判断ください。  |
| 218 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担          | 流域下水道事業において、附帯事業を実施するために設備を導入することは、改築(附設)と扱われ、県による実費精算が行われるという認識でよろしいでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 219 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担          | 「流域下水道事業における改築に係る費用は、実費精算を行うものとする」と記載がありますが、特に金額の上限はないのでしょうか。金額上限がなければ、より高級仕様が納入される可能性もあります。あるいは、その分の清算金額による評価を競争の点数に反映されるお考えでしょうか。  | 実施方針1.1.16 1)なお書きをご確認ください。   |
| 220 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担          | 流域下水道事業における改築に係る費用の実費精算のタイミングは、改築完了、引き渡し時に行われること、および、国からの交付金や流域関連市町村からの建設負担金の金額の変動や全部または一部の不払いリスクについては県がリスクを負担する、と理解してよろしいですか。ご教示ください。   | 実費精算のタイミングについては、実施契約書（案）をご確認ください。<br>また、国庫補助金等に関する制度変更については、実施方針3.2.7をご確認ください。 |
| 221 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担          | 「流域下水道事業における改築に係る費用は、実費精算を行うものとする」と記載がありますが、実費精算とは工事完成後に清算するお考えでしょうか。複数年工事の場合はどのようにお考えでしょうか。   | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 222 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担          | 「流域下水道事業における改築に係る費用は、実費精算を行うものとする」と記載がありますが、実費としながらも工事請負会社の利益が加味された金額になるという理解でいます。県から運営権者へ支払う清算金額はどのような判断基準で、いつ時点で決まるのでしょうか。   | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 223 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担          | 流域下水道事業における改築に係る費用は実費精算されるとのことですが、運営権者による費用の支払から支払った費用が運営権者へ着金されるまでの時間軸について具体的に教示ください。<br>例えば、運営権者が費用負担した当月末に県に請求し、翌月に県から運営権者に支払う（サイト1か月）等   | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 224 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担          | 費用には国交付金等が充てられます。実費精算とありますが、その価格についての審査や妥当性評価についての基準は示されますか。実費精算とありますので、市場調達された実際の工事金額に対して、事業者の追加負担は発生しないものと理解します。   | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 225 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担          | 発注条件における制約、及び支払い条件をご教示ください。  | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 226 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担          | 流域下水道事業における改築に係る費用は実費精算されるとのことですが、改築前に精算に必要な予算措置（議会の議決含む）は行われるという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項  | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                                    | 内容  | 回答   |
|-----|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|---------------------------------------|---|--|
| 227 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担                     | 改築から工事完了まで運営権者にて工事費用の立替が想定されますが、実費精算に係る支払条件や発注プロセス、想定される運営権者の立替期間についてお示ください。  | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 228 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 下水道事業の改築費                             | 下水道事業の改築費は実費精算とありますが、実際に改築費相当額を運営権者が受領する際には、税務上益金算入する必要なく、立替金の精算として処理することで問題ないとの理解でよろしいでしょうか。応募者が公平に提案するためにも、貴県にて予め整理されるべきと 생각합니다。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 229 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担                     | 運営権者が下水改築費相当の実費精算を受ける際、税務上益金算入する必要はなく、立替金の精算として処理することで問題ないとの理解でよろしいでしょうか。応募者の収受額の提案にも影響する為、貴県にて国税への確認含め予め整理が必要と 思います。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 230 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担                     | 脚注30で、実費精算は改築発注単位とありますが、運営権者が県に精算を求める際のプロセス・提出書類・エビデンス等をご教示ください。（尚、改築発注単位をどう定めるかは運営権者に委ねることで、民間の創意工夫を活かした効率的な改築発注の実現に繋がると考えます。）   | 要求水準書（案）をご確認ください。  |
| 231 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担<br>費用 <sup>29</sup> | 【 <sup>29</sup> 費用は国交付金のほか…】とありますが、国交付金の要件はありますか。   | 応募者にて交付要項等をご確認ください。  |
| 232 | 15 | 1 | 1 | 10 | 1) |     |     |     |     | 流域下水道事業の改築に係る費用負担                     | 「実費精算」とは、工事内容の確定プロセス時に想定された事業費が合理的に増加した場合の増加分も含めて精算（ご負担）いただけるという理解でよいでしょうか。   | 改築計画書等に基づく単年度の費用の上限もあることから、状況に応じて個別に判断します。                                     |
| 233 | 15 | 1 | 1 | 10 | 2) |     |     |     |     | 法令等又は県条例若しくは県の計画変更による新たな設備投資に係る費用負担   | 法令等又は県条例若しくは県の計画変更により必要となった場合に県が費用負担する「新たな設備投資」とは、本業務の範囲に規定される「改築業務」とは異なるのでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 234 | 15 | 1 | 1 | 10 | 2) |     |     |     |     | 法令等又は県条例若しくは県の計画変更による新たな設備投資に係る費用負担   | 新たな設備投資により、改築提案の内容が変更となる場合は、都度、運営権者収受額の変更は合理的ではないため、実費精算との理解でよろしいでしょうか。<br>（例）設備追加により、計画していた変圧器容量がアップするなど   | 改築計画の変更で対応します。   |
| 235 | 15 | 1 | 1 | 10 | 2) |     |     |     |     | 法令等又は県条例若しくは県の計画変更による新たな設備投資に係る費用負担   | 法令等又は県条例若しくは県の計画変更があった場合、県が取りうる方法としては、必要な「新たな設備投資」の実施のほか、1.1.14.3)に定める運営権者収受額の定期改定及び1.1.15.4)に定める同額の臨時改定があります。これらの手段の優先劣後関係としては、3.2.4)に定める特定条例変更の場合に準じて、先に定期改定及び臨時改定を検討し、これによらない場合又はこれでは足りない場合に「新たな設備投資」の費用負担がされるという理解でよいでしょうか。 | 優先劣後という関係ではなく、新たな設備投資が必要と判断されれば県の負担で実施することとなります。                               |
| 236 | 15 | 1 | 1 | 10 | 2) |     |     |     |     | 法令等又は県条例若しくは県の計画変更による新たな設備投資に係る費用負担   | 【当該設備投資に係る費用は県が負担する】とありますが、初期投資額だけでなく当該設備投資に係る保守点検費用等の維持管理費用も県負担となるのでしょうか？  | 新たな設備投資に係る費用は県が負担し、その他の運営権者の費用の増減は運営権者収受額の改定要因となります。                           |
| 237 | 15 | 1 | 1 | 10 | 3) |     |     |     |     | 関連業務に係る費用負担                           | 「関連業務に係る費用は、当該業務の要請者が負担する。」とありますが、関連業務への貴県への関与、関連業務の契約方法などは、どのようにお考えでしょうか。  | 要求水準書（案）をご確認ください。  |
| 238 | 15 | 1 | 1 | 10 | 3) |     |     |     |     | 関連業務に係る費用負担                           | 脚注31において、「無償協力も想定される」との補足説明がございますが、これに応じられるかどうかの判断主体は運営権者であるという理解でよろしいでしょうか。  | 原則として要請に応じて頂くことを想定しております。  |
| 239 | 15 | 1 | 1 | 10 | 3) |     |     |     |     | 関連業務に係る費用負担<br>注釈31                   | 研究機関への協力費用は、注釈24に運営権者に追加負担を求めないと明記しています。注釈31は矛盾するため消去ください。  | 原案のとおりとします。  |
| 240 | 15 | 1 | 1 | 10 | 3) |     |     |     |     | 関連業務にかかる費用負担                          | 「関連業務に係る費用は、当該業務の要請者が負担する」と記載されている一方で、脚注31によると、「無償協力も想定される」と例外も想定されており、そもそも「関連業務」の権利関係・契約関係が不明瞭です。「関連業務」について、各関係当事者との権利関係・契約関係の詳細をご教示いただきたく、お願い申し上げます。  | 大学等の研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力についてのみ無償協力も想定され、それ以外の関連業務に係る費用は、当該業務の要請者が負担することとなります。 |
| 241 | 15 | 1 | 1 | 11 |    |     |     |     |     | 運営権対価                                 | 「9個別事業ごとの運営権対価を募集要項等公表時までに示す」とありますが、参画検討や事業計画検討を円滑に行うため、早めの公表を希望します。  | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。   |
| 242 | 15 | 1 | 1 | 11 |    |     |     |     |     | 運営権対価                                 | 運営権対価は、事業計画検討に必要なため、固定額とする場合には当該額の早期開示をご検討いただけますでしょうか。  | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 243 | 16 | 1 | 1 | 12 | 2) |     |     |     |     | 料金及び維持管理負担金の定期改定                      | 料金期間は、「事業開始から令和5年度（令和6年3月31日）までの約2年間」と「令和6年度以降の5年間ごと」を予定されていると考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項  | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                           | 内容   | 回答  |
|-----|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|------------------------------|--|---|
| 244 | 16 | 1 | 1 | 13 | 1) |     |     |     |     | 利用料金の代行徴収の契約                 | 「実施契約とは別に県及び運営権者が締結する契約」とありますが、その契約書（案）は公募時に公表いただけるという理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                                |
| 245 | 16 | 1 | 1 | 13 | 1) |     |     |     |     | 利用料金の定義                      | 「実施契約とは別に県及び運営権者が締結する契約」については、募集要項の段階で開示して頂けるという理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                                |
| 246 | 16 | 1 | 1 | 13 | 1) |     |     |     |     | 利用料金の保管                      | 「県は、徴収した利用料金を一定期間保管し」とありますが、「一定期間」を具体的にお示しいただけますでしょうか。   | 実施契約書（案）をご確認ください。                         |
| 247 | 16 | 1 | 1 | 13 | 1) |     |     |     |     | 利用料金の定義                      | 「実施契約とは別に県及び運営権者が締結する契約に基づき、県は、運営権者を代行して、利用料金を県が收受する料金等と併せて徴収する」とあります。流域下水道事業における改築に係る費用（建設負担金）の徴収及び收受方法、清算タイミング（改築終了〇〇ヶ月後など）について明記をお願い致します。   | 実施契約書（案）をご確認ください。                         |
| 248 | 16 | 1 | 1 | 13 | 1) |     |     |     |     | 料金等の收受                       | 県が料金等を徴収してから運営権者へ送金されるまでの時間軸については、「県が料金等を徴収した翌月を目途に運営権者への支払いが行われる予定」とのご回答をいただいておりますが、下水（維持管理負担金含む）について、実際の利用月から運営権者への支払いまでの期間を具体的に教示ください。例えば、4月の料金を5月に県が回収し、運営権者には6月に支払う（サイト2か月）など   | 実施契約書（案）をご確認ください。                         |
| 249 | 16 | 1 | 1 | 13 | 1) |     |     |     |     | 料金等の收受                       | 県が料金等を徴収してから運営権者へ送金されるまでの時間軸については、「県が料金等を徴収した翌月を目途に運営権者への支払いが行われる予定」とのご回答をいただいておりますが、工水について、実際の利用月から運営権者への支払いまでの期間を具体的に教示ください。例えば、4月の料金を5月に県が回収し、運営権者には6月に支払う（サイト2か月）など  | 実施契約書（案）をご確認ください。                         |
| 250 | 16 | 1 | 1 | 13 | 1) |     |     |     |     | 料金等の收受                       | 県が料金等を徴収してから運営権者へ送金されるまでの時間軸については、「県が料金等を徴収した翌月を目途に運営権者への支払いが行われる予定」とのご回答をいただいておりますが、上水について、実際の利用月から運営権者への支払いまでの期間を具体的に教示ください。例えば、4月の料金を5月に県が回収し、運営権者には6月に支払う（サイト2か月）など  | 実施契約書（案）をご確認ください。                         |
| 251 | 16 | 1 | 1 | 13 | 1) |     |     |     |     | 利用料金の定義                      | 「料金等を一定期間保管し、運営権者に送金する」とありますが、送金手数料は県が負担するとの理解でよいでしょうか。  | 実施契約書（案）をご確認ください。                         |
| 252 | 16 | 1 | 1 | 13 | 1) |     |     |     |     | 利用料金の定義                      | 民間企業は四半期毎に決算を行うために、早期に売上を認識する必要があるとございます。売上を確定し運営権者へ通知されるまでの流れについて教示ください。  | 実施契約書（案）をご確認ください。                         |
| 253 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者收受額の提案                   | 運営権者の努力による工水の売上増分が事業報酬に入る等、インセンティブを導入するお考えはあるかお示ください。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                  |
| 254 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者收受額の提案に含まれる関連業務の取り扱いについて | 運営権者收受額は「義務事業及び附帯事業の実施に必要な額」となっていますが、義務事業にはp11⑥関連業務が含まれており、県や市町村等の要請を受けた段階でなければ費用が明確化できない業務があります。運営権者收受額の提案に際し、こうした業務の取り扱い（例えば、関連業務は運営権者收受額の提案から除く等）について、ご教示ください。  | 各要請者が運営権者へ支払を行うことから、運営権者收受額に含めずに提案してください。 |
| 255 | 17 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者の料金等の收受について              | 現行スキームでは資金効率が最大化できないことが懸念されるため、「料金期間」である5年毎に「月次運営権者收受額」の基準額を変更させること等スキームの変更も含め検討して頂きたい。  | 原案のとおりとします。                               |
| 256 | 17 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者收受額の構成                   | 「表2 運営権者收受額の構成 サ) 事業報酬 支払利息、配当等をいう。」とあり、運営権者の事業報酬のなかに「支払利息」が含まれておりますが、「支払利息」は「事業報酬」の内数ではなく独立した構成項目に変更し、金利の変動は物価の変動同様、運営権者收受額の定期的ないし臨時改定で影響を受ける構成項目とすることを検討頂けますでしょうか。本事業では、運営権者は例えば改築費の支払いのため資金調達ニーズを有すると思われそうですが、その改築は20年間に亘って不定期に実施するものであり、且つ、改築計画の見直しにより実施時期が変動し得るもののため、運営権者はその時々々の金利環境で資金調達するほかなく、予め金利スワップ等で固定化しておくことも出来ません。したがって、運営権者は事業期間中に金利が上昇し支払利息が増加するリスクを回避出来ないためです。 | 原案のとおりとします。                               |
| 257 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者收受額の提案                   | 「表2運営権者收受額の構成」にダム負担金の記載はありませんが、全て県負担という理解で宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                                |
| 258 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者收受額の提案                   | 運営権対価の償却費は「表2運営権者收受額の構成」の構成項目のどの項目に含まれるかお示ください。  | サ) 事業報酬に含めてください。                          |
| 259 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者收受額の提案                   | 「運営権者收受額の構成項目毎の内訳を示すこと」とあります。構成項目毎の内訳（費用）は、事業者選定段階における提案であり、実際には（事業期間中は）各構成項目の費用が変動（上下）するものと想定します。運営権者收受額の提案における構成項目毎の内訳（費用）を事業期間中の構成項目毎の費用上限とはならないよう、自由度を持たせていただきたいと考えております。  | 実施契約書（案）をご確認ください。                         |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項  | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                                   | 内容  | 回答                                    |
|-----|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|--------------------------------------|---|---------------------------------------|
| 260 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案                           | 運営権者による提案は当初20年間を対象としており、本事業期間が延長された場合における延長後の期間に対する収受額についてはどのように計算され決定されるのかご教示ください。<br>事業期間の延長は実施契約に定める一定の事由が発生した場合のリスク対応措置という理解ですので、当該収受額の計算は、通常時をベースとする表2記載の方法とは異なる可能性があるものと考えます。                              | 状況に応じて個別に判断します。                       |
| 261 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案                           | 「県は、優先交渉権者選定に当たって、9個別事業ごとに、本事業期間における年度ごとの水量見込及び県が本事業期間にわたり本事業を継続した場合の費用見込額を提示する。」とありますが、それらの公表時には、水量見込は前提条件や算式等あれば、費用見込額は構成項目毎の内訳等、開示頂くことをご検討頂けますでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。              |
| 262 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案                           | 県は、優先交渉権者選定に当たって、9個別事業ごとに、本事業期間における年度ごとの水量見込及び県が本事業期間にわたり本事業等を継続した場合の費用見込額を提示するとあります。12/25の説明会では、資料4-2について詳細な情報を提供いただけるとの説明でしたので、早急に開示していただきたい。   | 開示資料をご確認ください。                         |
| 263 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案                           | 「県が本事業期間にわたり本事業を継続した場合の費用見込額」算定の根拠とその前提となる資料を募集要項公表時に開示を宜しく願います。<br>「事業費削減目標について（令和元年12月13日）」における「収益的収支」の各費用科目は県と運営権者の負担区分や算定根拠が明示されていないので、現状のままでは事業収支計画の適切な提案検討と貴県による評価が困難と思料します。                                | 開示資料をご確認ください。                         |
| 264 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案                           | 「県が本事業期間にわたり本事業を継続した場合の費用見込額を提示する」と記載ありますが、積算根拠等含めた情報を募集要項に開示して頂けるよう宜しく願います。  | 開示資料をご確認ください。                         |
| 265 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案                           | 「県は、（中略）県が本事業期間にわたり本事業等を継続した場合の費用見込額を提示する」とあります。<br>実施方針民間事業者向け説明会（令和元年12月25日）の配布資料4-2「みやぎ型管理運営方式」導入による事業費削減目標について」において、企業局運営継続時やコンセッション導入時の収益的収支や総事業費が示されておりますが、総事業費に採用した建設改良費の開示がありません。建設改良費の内訳についても開示をお願い致します。 | 開示資料をご確認ください。                         |
| 266 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案                           | 「表2運営権者収受額の構成」項目の「キ）償却費」について、償却期間の基本的な考え方をお示しください。  | 応募者においてご判断ください。                       |
| 267 | 17 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 表2 運営権者収受額の構成<br>キ）償却費 <sup>39</sup> | 【改築に係る資産の減価償却費をいう。】とありますが、減価償却費の算出方法（計算式）を明示願います。   | 応募者においてご判断ください。                       |
| 268 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案                           | 「運営権者収受額は、県が提示する9個別事業ごとの提案上限額を上回らないものとし」とお示されていますが、これは貴県が公開している【「みやぎ型管理運営方式」導入による事業費削減目標について】に示されてる、事業費削減後の各事業ごとの運営権者の事業費（税抜と理解）が基本となり、今後改めて提示されるとの理解でよろしいでしょうか。  | 募集要項をご確認ください。                         |
| 269 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 提案上限額                                | 提案上限額が設定されるのは、9個別事業ごとの合計額および流域下水道事業に係る改築提案額という理解でよろしいでしょうか。   | 募集要項をご確認ください。                         |
| 270 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案                           | 「運営権者収受額は、県が提示する9個別事業ごとの提案上限額を上回らないものとし」とお示されていますが、運営権者収受額の構成には流域下水道事業における改築にかかわる費用が含まれていないことから、この改築にかかわる費用は提案の対象外との理解でよろしいでしょうか。   | 提案の対象となります。詳細については優先交渉権者選定基準をご確認ください。 |
| 271 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案                           | 9事業の提案額を個別に評価しますか？ 9事業の提案額合計も評価されますか？ その場合、個別の提案額は、上限額を超えることは許されますか？  | 募集要項をご確認ください。                         |
| 272 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案（提案上限額）について                | 県の提示する提案上限額は、県が事業費削減目標として既に提示されている金額から算定される事業費が上限額になるのでしょうか。また、価格面の評価の考え方（技術面とのバランスなど）についてご教示ください。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。                   |
| 273 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案                           | 運営権者収受額の提案に当たって、「表2運営権者収受額の構成」の「ア）人件費～サ）事業報酬」までの構成項目の大項目のみ提案する理解で宜しいでしょうか。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。                   |
| 274 | 17 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案                           | 実施方針（素案）に関するQAにおいて、「IT投資の償却費は表2のどの項目に該当しますか」との質問に対し、「償却費に該当します。また、運営権者収受額の提案においては、改築費総額を言います。」とご回答頂いております。<br>改築費総額とは、キャッシュアウト額の総額ではなく、事業期間内の償却費の総額を意味している理解で宜しいかご教示ください。   | 実施方針1.1.13 2) 注39をご確認ください。            |
| 275 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案                           | 9個別事業ごとに、年度ごとの水量見込を県が提示することとなっておりますが、参画検討や事業計画検討を円滑に行うため、早めの公表を希望します。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。              |
| 276 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案                           | 9個別事業ごとの提案上限額を県が提示することとなっておりますが、参画検討や事業計画検討を円滑に行うため、早めの公表を希望します。また上限額の設定根拠についても、ご提示願います。  | 開示資料をご確認ください。                         |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項  | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目               | 内容   | 回答  |
|-----|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|------------------|--|---|
| 277 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案       | 運営権者収受額の構成要素である公租公課に事業所税は含まれますでしょうか。仮に含まれる場合、応募者が公平に提案を行う為にも、運営権者が支払うこととなる資産割（事業所床面積相当）の仙台市税額、及び算出根拠の明示が必要と料します。   | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、応募者においてご判断ください。 |
| 278 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案       | 運営権者収受額は、「県の提示する9個別事業ごとの提案上限額」を上回らないものとし、とありますが、「県の提示する9個別事業ごとの提案上限額」について、事業参画、提案内容を検討する上での重要な判断材料となりますので、早期に開示していただきたいと思います。  | 開示資料をご確認ください。                             |
| 279 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案       | 本事業のSPCには「建設業許可」は不要との理解でよいでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                  |
| 280 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案       | 応募者が公平に運営権者収受額の提案を行うために、貴県（公営企業）にて運営権設定対象の資産に適用されている耐用年数（資産区分ごと）について、明示が必要と料します。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                  |
| 281 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 運営権者収受額の提案       | 応募者が公平に運営権者収受額の提案を行うために、貴県（公営企業）にて採用されている運営権設定対象の資産に関する資本的支出（改築費）・収益的支出（修繕費）の計上基準について、明示が必要と料します。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                  |
| 282 | 16 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | 提案上限額            | 提案上限額とありますが、提案下限額または履行能力確認調査基準額の設定をあわせてご検討いただきたいと思います。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。                      |
| 283 | 17 | 1 | 1 | 13 | 2) |     |     |     |     | (注39)<br>償却費について | 「運営権者収受額の提案においては、運営権者が負担することとなる改築費総額をいう。」とありますが、「運営権者が負担することとなる改築費総額（事業期間終了時の残存価値相当額を除く）」という理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                                |
| 284 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 利用料金の収受          | 「水量実績に応じて調整を行った額を・・・」とありますが、水量実績に応じて調整を行う額は需要変動費（薬品費、動力費、廃棄物処理費）が妥当と考えますが、このような理解でよいでしょうか。   | 原案のとおりとします。詳細については、実施契約書（案）をご確認ください。      |
| 285 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 利用料金の収受          | 運営権者収受額は、水量実績に応じて調整を行った額、とありますが、あくまでも従量料金分が調整され、基本料金分は調整されない、という理解でよろしいでしょうか。<br>運営を行うにあたって、固定費（投資）が約半分を占めるなか、運営権者にとって、固定費相当分の運営権者収受額が、水量が減少した為に減少されてしまうと、固定費相当分が回収できなくなり、赤字事業になる恐れがあります。この点、ご検討をお願いします  | 実施契約書（案）をご確認ください。                         |
| 286 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 利用料金の収受          | 「民間事業者からの主なご意見への回答」区分1 1 13において、「運営権者収受額は、水量実績に応じて調整を行った額とありますが、あくまでも従量料金分が調整され、基本料金分は調整されないという理解で宜しいでしょうか」という質問に対し、回答として「水道用水供給事業及び流域下水道事業における運営権者が収受する料金等は、月次運営権者収受額×当月の水量実績/月次水量見込にて算出します」とあります。運営権者が負担する費用は、需要の変動の影響を受ける変動費と、需要の変動の影響を受けない固定費で構成されるところ、運営権者が収受する料金等が水量実績に比例すると、水量実績が小さい場合には当該料金等で固定費が賄えなくなります。したがって、①月次運営権者収受額のうち需要変動費であるイ)薬品費、ウ)動力費およびカ)廃棄物処理費は、当月の水量実績/月次水量見込で調整するが、②月次運営権者収受額のうち需要変動費以外は、当月の水量実績に関わらず一定額を支払う旨を記載するようご検討頂けますでしょうか。<br>上記のとおり月次運営権者収受額のうち需要変動費以外の固定費は当月の水量実績に関わらず一定額が支払われるのが最も合理的であるものと理解しておりますが、もし、当該需要変動費以外の固定費についても水量実績に比例して変動する仕組みを想定されている場合、「月次運営権者収受額×当月の水量実績/月次水量見込」で料金等が算定されると、水量実績が県の月次水量見込を大幅に下回る場合に料金等も大幅に減少します。そこで、①1.1.15-1)「著しい需要の変動」を工業用水道事業のみならず水道用水供給事業及び流域下水道事業にも適用し、水量見込と比較して一定割合を超えて水量実績が変動する場合、運営権者収受額を臨時改定するように変更することをご検討頂けますでしょうか。水量実績が県の水量見込を大幅に下回る場合にも、料金等の減額は一定の水準に留まるようにするためです。<br>更に、もし1.1.15-1)「著しい需要の変動」による臨時改定は工業用水道事業のみを対象とする仕組みを想定されている場合、1.1.15-5)「その他県及び運営権者が必要と認める場合」に、水道用水供給事業及び流域下水道事業において水量見込と比較して一定割合を超えて水量実績が変動する場合は臨時改定する旨を明記することをご検討頂けますでしょうか。 | 原案のとおりとします。                               |
| 287 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 利用料金の収受          | 運営権者収受額について、財務上の影響を回避する観点から、20年間の均等割以外に複数年度ごとに異なる収受額とするなどの提案余地があるかご教示願います。   | 原案のとおりとします。                               |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項  | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目  | 内容   | 回答  |
|-----|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|---|--|---|
| 288 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 利用料金の収受                                   | 運営権者収受額を20年間均等割とした月次運営権者収受額として収受すると、運営権者の改築計画にもよりますが改築の投資量が多い年にSPCが赤字になる可能性があります。SPCの株主への説明責任や、貴県への法人税に影響があると考えます。   | 原案のとおりとします。   |
| 289 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 利用料金の収受                                   | 運営権者は、運営権者収受額を月次均等割りした金額を基準額として、水量調整した額を利用料金として収受するとあります。一方、SPCの設備投資などを含む収支は年度によって変動するものであることから、赤字年度が発生することによるモニタリングへの影響を懸念しております。柔軟な制度設計のご検討をお願いいたします。  | 原案のとおりとします。   |
| 290 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 月次運営権者収受額について                             | 運営権者収受額を20年間で均等割した定額月次収受額を基準額とされたとありますが、20年の間に水量の減少や費用の効率化等が想定される他、県が市町村から徴収される料金も20年の間で減少する見込みと理解しております。従って、20年間の月次料金を一定額に固定しない方が、県と運営権者双方の20年間の財務健全性を維持できると考えます（SPCで赤字年度が発生することに伴う財務モニタリングへの影響も懸念します）。例えば応募者には5年毎の収受額を提案させる、或いは、優先交渉権者が事業開始前に予め県と5年毎の収受額（全体上限の範囲内において）を合意する等の対応が可能かご教示ください。  | 原案のとおりとします。   |
| 291 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 利用料金の収受                                   | 月次運営権者収受額は水量実績に応じて調整され、また、定期改定時に見直されることになってはいますが、いずれも減額方向の場合は事業期間初期投資分の償却費が回収されない恐れがあると考えます（変動費相当分に限定するなど検討頂けないでしょうか）。また、償却費は水量とにリンクするとは限らないと考えます。   | 原案のとおりとします。   |
| 292 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 利用料金の収受：<br>月次運営権者収受額について                 | 運営権者の利用料金の収受額は、「運営権者収受額を20年間で均等割した定額月次収受額を基準額として」とありますが、水量実績調整が伴わない場合は当該年の投資額によって利益が変動し、年度によっては大幅な赤字の発生も想定され、運営権者側の経営が不安定になることが懸念されます。また、運営権者で赤字年度が発生することに伴う財務モニタリングへの影響も懸念されます。利用料金の定期改定は5年以内に行うとのこと、事業期間全体の上限範囲内において、例えば優先交渉権者が事業開始前に予め県と5年毎の収受額について合意する等、柔軟な制度設計をお願いできますでしょうか。ご教示ください。  | 原案のとおりとします。   |
| 293 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 利用料金の収受                                   | 月次運営権者収受額は、物価変動等の要因を除き、20年間均一になる一方、事業コストについては、人口減少に伴う需要水量の減少により、毎年減少する事が想定されます。従い、事業期間における収支は、事業前半には少なく、事業終盤には大きくなり、IRR（内部収益率）の低下につながることから、運営権者収受額の計算においては、毎月/毎年一定額とするのではなく、需要水量と同じ減少率で毎年逓減する形をとることを希望します。   | 原案のとおりとします。   |
| 294 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 利用料金の収受について                               | 月次運営権者収受額は、水量実績に応じて調整を行うとありますが、これは収受額の構成項目のうち水量変動の影響を受ける費用のみを調整するものと理解でよろしいでしょうか。  | 実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 295 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 利用料金の収受（月次運営権者収受額）について                    | 「月次運営権者収受額」は20年間一定の金額を基準額として固定するのでしょうか。5年毎の定期改定などに合わせて提案した収受額、または事業開催前に合意する収受額などを基準に対応していただくことは可能でしょうか。  | 実施方針に記載のとおり、運営権者収受額は本事業期間を20年間として均等割した額を基準額とします。詳細については、実施契約書（案）をご確認ください。 |
| 296 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 利用料金の収受：<br>水量見込及び水量実績に基づく<br>利用料金の調整について | 脚注40では、月次収受額は水量見込及び水量実績の差によって生じる利用料金収入の差に基づいて調整した額とありますが、用水供給事業は基本料金及び使用料金に係る5年毎の改定以外は、実績水量に基づいた料金調整を行っていないと認識しております。したが、運営権者収受額も県の利用料金改定に合わせ、水量実績に基づく毎月の料金調整は行わずとも、5年毎の定期改定を通じて調整することで、整理できるのではないのでしょうか。ご教示ください。  | 原案のとおりとします。詳細については、実施契約書（案）をご確認ください。                                      |
| 297 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 利用料金の収受について                               | 月次収受額は、水量見込及び水量実績の差によって生じる利用料金収入の差に基づいて調整した額とありますが（脚注40）、月次収受額の構成要素が全て水量に連動するわけではない為、同調整は適切ではないと考えます。5年毎の定期改定を通じた需要変動費（需要変動の影響を受ける収受額構成項目）の調整に留めるべきではないのでしょうか。尚、用水供給に関しては、現状県は固定費÷最終水量で算出される基本料金、並びに変動費÷責任水量（覚書で受水団体と合意した水量×80%）で算出される使用料金を徴収されており、基本料金及び使用料金に係る5年毎の改定以外は、実績水量に基づいた料金調整を行っていないと認識しております。従って、運営権者収受額も県の利用料金改定に合わせる形で、水量実績に基づく毎月の料金調整は行わず、5年毎の改定に留めるべきと考えます。 | 原案のとおりとします。詳細については、実施契約書（案）をご確認ください。                                      |
| 298 | 17 | 1 | 1 | 13 | 3) |     |     |     |     | 注釈41 利用料金の収受                              | 需要とは流域下水道事業においては、処理水量とありますが、有収水量と不明水の考え方を整理すべきと考えます。今後は有収水量が減少し、不明水の増加が懸念されます。処理水量は同じでも下水道使用料の減収が考えられますが、処理水量が変わらなると、料金の改定ができない恐れがあります。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 299 | 17 | 1 | 1 | 14 |    |     |     |     |     | 運営権者収受額の定期改定                              | 「料金等の定期改定に併せて」とありますが、運営権者収受額の改定は、料金等の改定が行われることが必須の前提条件になるわけではなく、個別の改定事由が発生すれば行われると理解しています。この理解でよろしいですか、ご教示ください。  | ご理解のとおりです。  |
| 300 | 17 | 1 | 1 | 14 |    |     |     |     |     | 運営権者収受額の定期改定                              | 「県及び運営権者は、料金等の定期改定に併せて、料金期間ごとに適用される月次運営権者収受額の改定（以下「運営権者収受額の定期改定」という。）を行う。」とありますが、定期改定の算定式をご教示頂けますでしょうか。  | 実施契約書（案）をご確認ください。   |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項  | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                                  | 内容  | 回答   |
|-----|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|-------------------------------------|---|--|
| 301 | 17 | 1 | 1 | 14 |    |     |     |     |     | 運営権者収受額の定期改定                        | 定期改定について、恣意的な判断とならないような改定の基準や仕組みを設定いただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。   | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 302 | 17 | 1 | 1 | 14 |    |     |     |     |     | 運営権者収受額の定期改定                        | 回答書において「事業開始後、最初の料金等及び運営権者収受額の定期改定は「令和6年度（令和6年4月）に行う予定」とご回答頂いており、事業開始から2年経過後となっています。このように最初の定期改定の時期を設定された理由をご教示頂きたく存じます。流域下水道事業の改築計画を変更できない期間が令和5年3月末迄であり、当該期間とも相違することもあり、背景や趣旨を確認させて頂きたく存じます。  | 水道用水供給事業においては、5年毎に水道料金等の見直しを行ってきており、みやぎ型導入に伴う効果を反映するため、定期の5年を1年前倒しで見直しを行うものです。同様に、流域下水道事業において時期を合わせたものとなります。 |
| 303 | 17 | 1 | 1 | 14 |    |     |     |     |     | 運営権者収受額の定期改定                        | 料金等の改定に合わせて運営権者収受額の定期改定を行うことになり、料金等の定期改定年度を具体的にご提示頂いているところではありますが、当該年度内において、改定後の料金等の適用時期は何月になり、運営権者収受額の改定は何月になる(料金等と全く同じ月かどうか) かご教示下さい。   | 改定後の料金等の適用時期、改定後の運営権者収受額の適用月につきましては、いずれも4月を想定しています。  |
| 304 | 17 | 1 | 1 | 14 | 1) |     |     |     |     | 需要の変動                               | 水量見込は9個別事業ごとに算出されていること、需要の変動は個別事業ごとに異なることから、需要の変動は9個別事業ごとに改定を検討し算定いただけますでしょうか。  | 運営権者収受額の定期改定は、9個別事業ごとに実施します。   |
| 305 | 17 | 1 | 1 | 14 | 1) |     |     |     |     | 収受額の定期改定：需要の変動                      | 需要の変動に応じて改定される項目に関し、水道用水供給事業及び工業用水道事業の廃棄物処理費は、水量ではなく原水水質との相関関係が高い費用です。従って、水道用水供給事業及び工業用水道事業の廃棄物処理費については、水量ではなく要求水準書で定める原水水質から変動した場合に改定すべき項目ではないでしょうか。   | 原案のとおりとします。  |
| 306 | 18 | 1 | 1 | 14 | 1) |     |     |     |     | 需要の変動の影響を受ける構成項目                    | 設備の稼働率が変化することより、（薬品費、動力費、廃棄物処理費に限らず、）修繕費なども影響を受けると考えられます。   | 原案のとおりとします。  |
| 307 | 17 | 1 | 1 | 14 | 1) |     |     |     |     | 需要の変動                               | 本件については、水量と需要変動費の対象項目が比例関係もしくは相関性が高いことが前提になるものと考えます。一例として貴県の開示資料や貸与資料などを拝見すると、仙塩浄化センターの電力使用量と処理水量の相関は著しく低いことが見受けられます。これは、他施設の汚泥を焼却処理する施設条件であったり、計画水量に応じて設置した設備と処理水量のアンバランスや固定負荷が多いことなどに起因するのではないかと推察します。このように、需要変動費の対象項目の構成の中に水量の増減に応じて増減しない固定的な電力（負荷）要素が多い場合は、水量が減じたときに影響を受けます（水量は下がったが、固定的な電力要素が多く実績額は下がらないなど）。今後お示しされる実施契約書（案）では、このような点を加味していただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 原案のとおりとします。  |
| 308 | 18 | 1 | 1 | 14 | 2) |     |     |     |     | 物価の変動                               | 物価変動による改定にあたっては、改築業務を行う際の資材や人件費等の費用の変動、および、主要な工事材料の価格変動も、算定にあたってご考慮いただけますでしょうか。   | 原案のとおりとします。詳細については、実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 309 | 18 | 1 | 1 | 14 | 2) |     |     |     |     | 物価の変動                               | 定期改定の具体的な計算式や決定プロセス等の早期開示をお願い致します。  | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 310 | 18 | 1 | 1 | 14 | 2) |     |     |     |     | 物価の変動                               | 物価の変動による運営権者収受額の定期改定について、表4の物価の変動の影響を受ける構成項目に限ることとし、詳細は実施契約書（案）に示すとなっておりますが、内容が不明なため、実施契約書（案）または定期改定の具体的な方法について、早期に開示していただきたいと思います。   | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 311 | 18 | 1 | 1 | 14 | 2) |     |     |     |     | 物価の変動                               | 物価変動の定期改定における具体的な発動要件（対象となる指数等）と、具体的な改定方法を早期に開示頂けます様お願い致します。  | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 312 | 18 | 1 | 1 | 14 | 2) |     |     |     |     | 収受額の定期改定：物価の変動                      | 次期料金期間に適用する物価指標の値が、実施契約締結時に適用した値から変動する場合、定期改定で調整されるとありますが、次期料金期間のみならず、足下の料金期間中に累積した物価変動に起因する費用も調整すべきではないでしょうか。  | 原案のとおりとします。  |
| 313 | 19 | 1 | 1 | 14 | 2) |     |     |     |     | 収受額の定期改定：物価の変動                      | 物価変動費に「事業報酬」が含まれていませんが、支払利息は物価変動の影響を受ける為（例えばインフレになれば金利は上昇する）、対象に含めるべきではないでしょうか。   | 原案のとおりとします。  |
| 314 | 19 | 1 | 1 | 14 | 3) |     |     |     |     | 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更                 | 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が行われる場合、その変更が施行実施される前の段階にて運営権者と県との間にて議論をする場を設けるようお願いしたい。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。   |
| 315 | 19 | 1 | 1 | 14 | 3) |     |     |     |     | 運営権者収受額の定期改定<br>法令等又は県条例若しくは県の計画の変更 | 「法令等又は県条例若しくは県の計画変更が要求水準に影響する場合」は、「定期改定」と「臨時改定」の両方に該当する建付となっています。この「定期改定」と「臨時改定」に該当する場合の基準について具体例を示してご説明頂きたいお願い申し上げます。（運営権者としては「臨時改定」に該当し早急に料金を改定頂きたいところ、「定期改定」と判断されることに伴い料金改定まで最長5年間待たなければいけなくなることを避けたい、という趣旨でご質問させて頂いています。）   | 実施契約書（案）をご確認ください。  |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項  | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                                  | 内容   | 回答   |
|-----|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|-------------------------------------|--|--|
| 316 | 19 | 1 | 1 | 14 | 3) |     |     |     |     | 運営権者収受額の定期改定                        | 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更の場合には定期改定を行うこととなっていますが、37頁「3.2.4 特定条例等変更」において、特定県条例等変更の場合は、運営権者に生じた損失は県が補償することとなっています。両者の関係に矛盾はないでしょうか。   | 特定条例等変更に起因して運営権者に生ずる損失については、第一次的に運営権者収受額の定期改定及び臨時改定により補填することを想定しています。その上で、運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定を通じて運営権者に生じる損失を補填できない場合に、県は、運営権者に生じる損失を補償することを想定しています。 |
| 317 | 19 | 1 | 1 | 14 | 4) |     |     |     |     | 運営権者収受額の定期改定<br>その他県及び運営権者が必要と認める場合 | 「当該協議が合意に至らなかった場合には、運営権者収受額の定期改定の必要性について、（仮称）経営審査委員会から意見聴取を行った上で、県は運営権者収受額の定期改定を行うことができる」となっていますが、協議が合意に至らなかった場合、県は経営審査委員会の意見に従って定期改定を行い、同意見に反する対応をすることは無い、という理解でよろしいでしょうか。                            | 県及び運営権者は、（仮称）経営審査委員会の意見を最大限尊重するものとする方針です。  |
| 318 | 19 | 1 | 1 | 14 | 4) |     |     |     |     | （仮称）経営審査委員会                         | （仮称）経営審査委員会の構成員は県と運営権者の双方で選任できることを明確にしてください。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。   |
| 319 | 19 | 1 | 1 | 14 | 4) |     |     |     |     | 運営権者収受額の定期改定<br>（仮称）経営審査委員会について     | 他の項目でも記載されていますが、（仮称）「経営審査委員会」が設置されるという理解です。当該「経営審査委員会」の詳細なガバナンス体制（委員会の構成メンバー等）等につきまして、ご教示頂きたく存じます。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 320 | 19 | 1 | 1 | 14 | 4) |     |     |     |     | 運営権者収受額の定期改定                        | 「その他県及び運営権者が必要と認める場合」として「必要に応じて協議」とありますが、運営権者からの要請に対して県は必ず協議に応じる旨を明記して頂きたい。  | 原案のとおりとします。  |
| 321 | 19 | 1 | 1 | 14 | 4) |     |     |     |     | その他県及び運営権者が必要と認める場合                 | 「（仮称）経営審査委員会」について、設立プロセスと組織について具体的に明示願います。   | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 322 | 19 | 1 | 1 | 14 | 4) |     |     |     |     | （仮称）経営審査委員会について                     | 「当該協議が合意に至らなかった場合には、運営権者収受額の定期改定の必要性について、（仮称）経営審査委員会から意見聴取を行った上で、県は運営権者収受額の定期改定を行うことができる。」とありますが、「（仮称）経営審査委員会」は、例えば国が所管するような、県と運営権者にとって中立でかつ専門的な組織とし、県と運営権者が合意に至らなかった場合の仲裁機能も持つこと仕組みとすることを検討頂けますでしょうか。 | 原案のとおりとします。  |
| 323 | 19 | 1 | 1 | 15 |    |     |     |     |     | 運営権者収受額の臨時改定                        | 「事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を与える場合、県及び運営権者は、必要に応じて直後の運営権者収受額の定期改定までの期間に提供される月次運営権者収受額の改定（以下「運営権者収受額の臨時改定」という。）を行う。」とありますが、臨時改定の算定式をご教示頂けますでしょうか。   | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 324 | 19 | 1 | 1 | 15 |    |     |     |     |     | 運営権者収受額の臨時改定                        | 臨時改定について、恣意的な判断とならないような改定の基準や仕組みを設定いただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。  | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 325 | 19 | 1 | 1 | 15 |    |     |     |     |     | 運営権者収受額の臨時改定                        | 臨時改定の発動要件には、不可抗力事象の発生も含まれるとの理解でよいでしょうか。  | 臨時改定の発動要件には、不可抗力事象の発生は含まれていません。  |
| 326 | 19 | 1 | 1 | 15 |    |     |     |     |     | 運営権者収受額の臨時改定                        | 事業環境の著しい変化について、定量的な定義を実施契約書（案）でお示し願います。  | 募集要項をご確認ください。  |
| 327 | 19 | 1 | 1 | 15 |    |     |     |     |     | 運営権者収受額の臨時改定                        | 運用権者収受額の臨時改定について、不可抗力事象を要因とした場合が記載されていません。5）その他県及び運営権者が必要と認める場合における予測困難な事業環境の変化として、臨時改定の協議の対象になると考えますが、実施方針に不可抗力事象を要因とした場合を追加していただくなど、明確にしていきたいと考えます。  | 原案のとおりとします。  |
| 328 | 19 | 1 | 1 | 15 |    |     |     |     |     | 運営権者収受額の臨時改定                        | 臨時改定の対象項目として、不可抗力の事象(自然現象他)も追加すべきではないでしょうか。  | 原案のとおりとします。  |
| 329 | 19 | 1 | 1 | 15 | 1) |     |     |     |     | 著しい需要の変動                            | 需要の変動は個別事業ごとに異なることから、需要の変動は9個別事業ごとに改定を検討し算定いただけますでしょうか。  | 著しい需要の変動による臨時改定は、工業用水道事業のみを対象としています。   |
| 330 | 19 | 1 | 1 | 15 | 1) |     |     |     |     | 著しい需要の変動                            | 著しい需要変動等における改定のプロセスについて、具体的に提示いただきたいと思います。   | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 331 | 19 | 1 | 1 | 15 | 1) |     |     |     |     | 工業用水道事業における著しい需要の変動                 | 一定割合を超えて需要が変動した場合の収受額の改定項目が列挙されていますが、償却費については既に実施された改築に伴うものであり、改定対象費に含めるのは不適切ではないでしょうか。  | 原案のとおりとします。利用料金は、水量実績に応じて調整を行った額となりますが、工業用水道事業において、著しく需要が変動した場合において、水量実績に応じて調整を行わない項目を改定対象費としているものです。  |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項  | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                       | 内容   | 回答  |
|-----|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|--------------------------|--|---|
| 332 | 19 | 1 | 1 | 15 | 1) |     |     |     |     | 著しい需要の変動                 | 「各工業用水道事業における契約水量が変更され、…一定割合を超えて契約水量が変動する場合、…臨時改訂を行う。」とあり、対象の構成項目が「人件費、修繕費、保守点検費、償却費、資産減耗費、その他営業費用に限ることとする。」とありますが、「1.1.14 1)p.18」に記載のある需要の変動の対象構成項目と異なっていますが、異なる理由をご教示ください。   | 需要の変動に基づく運営権者収受額の定期改定と著しい需要の変動に基づく運営権者収受額の臨時改定では、改定方法が異なっています。詳細は実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 333 | 20 | 1 | 1 | 15 | 1) |     |     |     |     | 運営権者収受額の臨時改定<br>著しい需要の変動 | 改定対象費につきまして、定期改定における「需要の変動」では対象であった「薬品費」と「動力費」が、臨時改定における「著しい需要の変動」では対象項目に含まれていませんが、こちらも改定対象費の対象項目に含めて頂きたいようお願い申し上げます。  | 原案のとおりとします。利用料金は、水量実績に応じて調整を行った額となりますが、工業用水道事業において、著しく需要が変動した場合において、水量実績に応じて調整を行わない項目を改定対象費としているものです。   |
| 334 | 20 | 1 | 1 | 15 | 1) |     |     |     |     | 著しい需要の変動                 | 「表5の改定対象費」に「イ）薬品費、ウ）動力費、カ）廃棄物処理費」が含まれない理由は殆ど需要の変動がないという理解で宜しいでしょうか。  | 利用料金は、水量実績に応じて調整を行った額となりますが、工業用水道事業において、著しく需要が変動した場合において、水量実績に応じて調整を行わない項目を改定対象費としているものです。そのため、薬品費、動力費、廃棄物処理費は表3 需要変動費としているように需要の変動の影響を受ける費用として整理しています。 |
| 335 | 20 | 1 | 1 | 15 | 1) |     |     |     |     | 運営権者収受額の臨時改定<br>著しい需要の変動 | 「著しい需要の変動」に関しまして、臨時改定の対象が工業用水事業のみで上水及び下水道事業が対象となっていない理由についてご教示ください。  | 水道用水供給事業及び流域下水道事業においては、料金期間内での著しい需要の変動は想定されないと考えます。   |
| 336 | 20 | 1 | 1 | 15 | 1) |     |     |     |     | 著しい需要の変動                 | 「表5の改定対象費」に「ケ）その他営業費用」が含まれておりますが、その内容は具体的にどのようなものを想定しているかお示しください。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 337 | 20 | 1 | 1 | 15 | 1) |     |     |     |     | 著しい需要の変動                 | 「一定割合」という記載がございますが、その数値をご教示ください。   | 募集要項をご確認ください。   |
| 338 | 20 | 1 | 1 | 15 | 2) |     |     |     |     | 著しい物価の変動                 | 「一定割合」という記載がございますが、その数値をご教示ください。   | 募集要項をご確認ください。   |
| 339 | 20 | 1 | 1 | 15 | 2) |     |     |     |     | 著しい物価の変動                 | 物価変動による改定にあたっては、改築業務を行う際の資材や人件費等の費用の変動、および、主要な工事材料の価格変動も、算定にあたってご考慮いただけますでしょうか。  | 原案のとおりとします。詳細については、実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 340 | 20 | 1 | 1 | 15 | 2) |     |     |     |     | 著しい物価の変動                 | 「一定割合」について、具体的数字は示されるという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 341 | 20 | 1 | 1 | 15 | 2) |     |     |     |     | 著しい物価の変動                 | 「著しい物価の変動」は義務事業、附属事業すべてに適用されるとありますが、物価変動費のうち動力費の考え方が上水と下水で異なっております。下水の動力費の変動は3)の指標計算を適用し、下水以外の動力費の変動は2)の物価変動費の指標を用いるとの理解でよいでしょうか。  | ご理解のとおりです。詳細については、実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 342 | 20 | 1 | 1 | 15 | 2) |     |     |     |     | 著しい物価の変動                 | 著しい物価変動による臨時改定について、例えば、物価が10%を超えて上昇した場合を著しい物価変動とした場合、改定対象は、基準値を超えた差額（物価が15%上昇した場合の5%）のみではなく、物価変動の全額（15%）としていただきたいと考えております。<br>また、臨時改定は、基準値（10%）を超えたときではなく、基準値（10%）に達したときに行われることを希望します。   | 原案のとおりとします。   |
| 343 | 21 | 1 | 1 | 15 | 3) |     |     |     |     | 著しい動力費の変動                | 「動力費に係る指標の定義及び動力費割合は、募集要項等公表時までを示す」とありますが、仮に新電力会社がコンソーシアム構成員に含まれる場合にも、動力費に係る指標に新電力会社の単価は反映されるという理解でよいでしょうか。  | 動力費に係る指標及び臨時改定方法については、実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 344 | 21 | 1 | 1 | 15 | 3) |     |     |     |     | 著しい動力費の変動                | 「動力費に係る指標の定義及び動力費割合は、募集要項等公表時までを示す」とありますが、仮に東北電力がコンソーシアム構成員に含まれる場合にも、動力費に係る指標に東北電力の単価は反映されるという理解でよろしいでしょうか。  | 動力費に係る指標及び臨時改定方法については、実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 345 | 20 | 1 | 1 | 15 | 3) |     |     |     |     | 著しい動力費の変動                | 「一定割合」という記載がございますが、その数値をご教示ください。   | 募集要項をご確認ください。   |
| 346 | 21 | 1 | 1 | 15 | 3) |     |     |     |     | 著しい動力費の変動                | 「民間事業者からの主なご意見への回答」（令和元年10月31日公表）では、水道用水供給事業及び工業用水道事業は「費用全体に占める動力費の割合が大変低い」との理由で動力費が臨時改定の対象から除外されています。割合の大小を問わず、物価変動リスクを民間に過度に寄せることは、他の収入手段を持たない運営権者にとって、あらかじめリスクを積むことや、期中に他の必要な投資を止める等の手法を取らざるを得ないことから、事業の安定性の欠如や、事業費費の高騰に繋がることが懸念されます。したがって、水道用水供給事業、工業用水供給事業についても対象として頂くようご検討いただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。   |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項  | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                                  | 内容  | 回答   |
|-----|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|-------------------------------------|---|--|
| 347 | 21 | 1 | 1 | 15 | 3) |     |     |     |     | 著しい動力費の変動                           | 著しい動力費の変動による臨時改定について、水道用水供給事業及び工業用水道事業についても対象に加えていただきたいと思います。   | 原案のとおりとします。  |
| 348 | 21 | 1 | 1 | 15 | 4) |     |     |     |     | 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更                 | 「著しく」の定量的な基準を早期に開示頂けますようお願い致します。  | 募集要項をご確認ください。  |
| 349 | 21 | 1 | 1 | 15 | 4) |     |     |     |     | 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更について             | 運営権者収受額の臨時改定を行う前に「協議により」とありますが、何故協議が必要なのでしょう。税制変更時の扱いと同様に協議は不要ではないでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 350 | 21 | 1 | 1 | 15 | 5) |     |     |     |     | 運営権者収受額の臨時改定<br>その他県及び運営権者が必要と認める場合 | 物価変動の場合につきましては、回答書において「物価の変動による運営権者収受額の改定は、実施契約締結時に適用する物価水準ではなく、優先交渉権者選定時に適用する物価水準からの変動を基に行うこととする予定です。」と回答いただいておりますが、これは、優先交渉権者選定後実施契約締結前までの期間中に「臨時改定に該当する事象」が発生した場合は臨時改定を適用できる、つまり当該期間中にこのような事象が発生した場合は、二次審査で提案した運営権者収受額について、県と協議の上改定できる、という理解でよろしいでしょうか。                      | ご理解のとおりです。詳細については、実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 351 | 21 | 1 | 1 | 15 | 5) |     |     |     |     | 運営権者収受額の臨時改定                        | 臨時改定について、法令等変更は対象項目にありますが、不可効力事象が発生した場合はありません。不可抗力事象が発生した場合も臨時改定の対象項目として明記頂きたく、お願い申し上げます。<br>5) その他県及び運営権者が必要と認める場合に含まれる、という想定では改定までのプロセスに時間がかかりすぎると考えております。不可抗力事象が発生した場合は迅速な対応が要求されると思われまので、現実的な対応ができるべく、要望させて頂きました。   | 原案のとおりとします。  |
| 352 | 21 | 1 | 1 | 16 | 1) |     |     |     |     | 改築に係る提案                             | 貴県が提示する改築計画について、改築の対象物、改築時期など、応募者側で変更不可の条件等があればご教示ください。あるいは、改築計画はあくまで参考であって、改築の対象物、改築時期などは応募者の裁量で決定し、改築提案書を作成してよいとお考えでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 353 | 21 | 1 | 1 | 16 | 1) |     |     |     |     | 改築に係る提案                             | 「流域下水道事業に係る改築提案額は、優先交渉権者選定に当たって県が提示する改築費用の上限額を上回らないものとする」とありますが、県の設定する上限額の算出根拠詳細をお示しください。   | 開示資料をご確認ください。  |
| 354 | 21 | 1 | 1 | 16 | 1) |     |     |     |     | 改築にかかる提案                            | 県から開示される「改築計画」につきまして、計画や上限額だけでなく、その数値の内訳や、計画の背景・根拠等の詳細につきましても、9事業分それぞれ開示頂きたく、よろしくお願いたします。   | 開示資料をご確認ください。  |
| 355 | 21 | 1 | 1 | 16 | 1) |     |     |     |     | 改築に係る提案                             | 流域下水道事業に係る改築提案額は県が提示する改築費用の上限額を上回らないものとなっておりますが、上限額のみでなく、内訳や算定根拠もご提示願います。また、県の帰責事由により、運営権者が提案した内容以外での改築が必要となった場合等は、県のリスク負担としてください。  | 前段については、開示資料をご確認ください。後段については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 356 | 22 | 1 | 1 | 16 | 1) |     |     |     |     | 改築に係る提案                             | 水道用水供給事業及び工業用水道事業に関して、改築内容を変更することなく、当該改築に係る費用が、優先交渉権者選定時に提案した金額と相違する場合についても、運営権者収受額の変更及び運営権者から貴県への支払いはないとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 357 | 21 | 1 | 1 | 16 | 1) |     |     |     |     | 改築に係る提案                             | 【県は、優先交渉権者選定に当たって、9個別事業ごとに、県が本事業期間にわたり本事業等を実施すると仮定した場合の改築計画を提示する。応募者は、第二次審査の一環として、本事業期間にわたる改築計画を記載した改築提案書の提出を行うものとし、運営権者は、改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負う。】とありますが、改築計画には改築範囲（量）と改築費用を記載すると想定していますが、改築範囲（量）と改築費用の評価方法を明示願います。（改築費用を抑えてメンテナンス重視の計画か、メンテナンス費用を抑えて改築費用を増やす計画のどちらを評価するか 等） | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。  |
| 358 | 21 | 1 | 1 | 16 | 1) |     |     |     |     | 改築に係る提案                             | 【県は、優先交渉権者選定に当たって、9個別事業ごとに、県が本事業期間にわたり本事業等を実施すると仮定した場合の改築計画を提示する。応募者は、第二次審査の一環として、本事業期間にわたる改築計画を記載した改築提案書の提出を行うものとし、運営権者は、改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負う。】とありますが、改築提案書作成に使用する機器仕様と準拠規格を明示願います。   | 要求水準書（案）をご確認ください。  |
| 359 | 21 | 1 | 1 | 16 | 1) |     |     |     |     | 改築に係る提案                             | 流域下水道事業に係る改築提案額は県が提示する改築費用の上限額を上回らないものとなっておりますが、上限額のみでなく、内訳・算定根拠についてご提示願います。また、県の帰責事由により、運営権者が提案した内容以外での改築が必要となった場合等は、県側のリスク負担で良いとの認識でよろしいでしょうか？  | 前段については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。後段については、情報瑕疵に起因して改築が必要となる場合には別途の対応を設けましたので、実施契約書（案）をご確認ください。 |
| 360 | 21 | 1 | 1 | 16 | 1) |     |     |     |     | 改築に係る提案                             | 上限額の拠出単位が単年度なのか事業期間、もしくは事業単位ごとなのかお示しください。   | 流域下水道事業における改築上限額は、20年間の合計額について設定する方針です。  |
| 361 | 21 | 1 | 1 | 16 | 1) |     |     |     |     | 改築に係る提案                             | 更新投資とランニングコストは相関関係にあるので、上限を上回ってもトータルコストを下げられる可能性も考えられます。県の考え方についてお示しください。   | 流域下水道事業における改築費用は、県が提示する上限額を上回らないものとなります。かつ、運営権者収受額についても同様です。                                 |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項  | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目            | 内容  | 回答  |
|-----|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|---------------|---|---|
| 362 | 21 | 1 | 1 | 16 | 1) |     |     |     |     | 改築に係る提案       | 【県は、優先交渉権者選定に当たって、9個別事業ごとに、県が本事業期間にわたり本事業等を実施すると仮定した場合の改築計画を提示する。応募者は、第二次審査の一環として、本事業期間にわたる改築計画を記載した改築提案書の提出を行うものとし、運営権者は、改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負う。】とありますが、県の改築計画よりも前倒して実施する場合の条件を明示願います。（例、地方公営企業法施行規則に定める耐用年数を超過しているもの等）   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 363 | 21 | 1 | 1 | 16 | 1) |     |     |     |     | 改築に係る提案       | 貴県の改築計画の策定根拠に問題があったために、計画で見込まれている費用が明らかに実態にそぐわず、想定した改築費用を上回ってしまう場合には、その増加分を貴県が負担いただきたくお願い致します。  | 負担は考えておりません。  |
| 364 | 22 | 1 | 1 | 16 | 1) |     |     |     |     | 改築に係る提案       | 改築提案額が県の提示する改築費用の上限額を上回り、合意に至らない場合は、改築内容の変更等が認められますか？   | 流域下水道事業における改築上限額を上回る提案は失格となります。   |
| 365 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成      | 事業開始後に、実際に維持管理を行うことで、運営権者は新たな創意工夫のアイデアが生まれ、改築と維持管理のバランスをとった計画の見直しを提案を行うことが想定されます。実施方針では、「改築提案書に記載した改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者は当該改築に係る費用として優先交渉権者選定時に提案した金額を県に支払うこととする」となっており、事業開始後の運営権者による創意工夫に対して、インセンティブが働かない規定となっていますので、改築計画書の作成と支払方法について、インセンティブが働くものにしていただきたいと思います。 | 改築提案書に記載の改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者は当該改築に係る費用として優先交渉権者選定時の提案した金額を県に支払うこととしていますが、それ以外については運営権者に支払いを求めていますので、運営権者による創意工夫のインセンティブが働く仕組みとなっています。 |
| 366 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成      | 「～。ただし、事業環境の変化により～、県が承認した場合に限り変更が認められる。」とありますが、長い事業期間を考えると、このような改築計画の見直しの機会が少なからず生じるものと想定します。事業改善につながる、より合理的な見直しを促すため、インセンティブが働く仕組みへのご配慮をお願いします。  | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。  |
| 367 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成      | 事業期間中の柔軟な改築計画の見直しによって、県と運営権者の両方にインセンティブが生じるような制度設計としていただくことをご検討いただけますでしょうか。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。  |
| 368 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成      | 「改築計画書（案）を料金期間ごとに作成する」とありますが、予定されている料金期間は、「事業開始から令和5年度（令和6年3月31日）までの約2年間」と「令和6年度以降の5年間ごと」と考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 369 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成      | 改築提案書の内容を基に必要に応じて改築実施時期等の調整を行うことと記載されていますが、運営権者としては大幅な調整や予定外の支出は困難です。ここで言う「必要に応じて」は、運営権者の意向・判断に基づくものであって、県から要求されるものではないとの理解で宜しいでしょうか？   | ご理解のとおりです。  |
| 370 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築 2)改築計画書の作成 | 改築に関しての質問に関しまして、改築内容の変更のない費用削減は運営権者のインセンティブとのご回答をいただいておりますが、県の承認により認められた工事変更に伴う費用削減も運営権者のインセンティブとなるという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 371 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成      | 水道用水供給事業及び工業用水道事業の改築提案書に記載した改築について、実施時期を事業期間内において変更がある場合は「取り止め」には該当しないとの理解でよいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 372 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成      | 料金期間の改築計画書の作成期限は、次期料金期間開始●年前といった段階が踏まれるとの理解でよいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 373 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成      | 水道用水供給事業及び工業用水道事業の改築工事の内、実施を取りやめる改築については、運営権者が当該費用を県に支払うとありますが、支払方法については、当該改築工事に紐づく償却費を、月次運営権者収受額から控除する形式となるかご教示ください（運営権者は当該改築費用を一括で県から受領しているわけではなく、月次収受額を通して徐々に回収しているため）。  | 実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 374 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書について     | 改築計画書は、運営権受託後、どの程度の期間で作成が必要でしょうか？   | 実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 375 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成      | 改築提案書の代替案として長寿命化対策を行った維持管理費用についても、改築計画の変更として認めて頂ける理解で宜しいでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 376 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成      | 水道用水供給事業及び工業用水道事業の改築提案書に記載した改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者は当該改築に係る費用として優先交渉権者選定時に提案した金額を県に支払うこととする。」とありますが、その金額の妥当性はどのように評価されるのでしょうか。また、技術進展や事業者の工夫により、改築内容が改善変更できる可能性があります。そのような提案を阻害します。   | 前段については、応募者の提案額となります。後段については、実施方針1.1.16に記載のとおり「提案した改築と同等以上の性能を有することが確認できる場合は、県は改築内容の変更を承認するものとする。」ことから、技術進展や事業者の工夫による改築内容の変更を阻害するものではありません。 |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項  | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                           | 内容  | 回答   |
|-----|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|------------------------------|---|--|
| 377 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                     | 水道用水供給事業及び工業用水道事業の改築計画書において、改築提案書に記載した改築のうち実施を取りやめる改築がある場合、当該改築にかかる費用を運営権者が県に支払うとありますが、例えば、外的な要因や運営方法の改善により、次期の料金期間に改築時期をずらすことが適当となった場合には、終局的には当該改築を行う以上、単に改築費用を県に支払うだけでは事業者にとって負担が過重になります。改築時期がずれた場合には、当該変動に応じて、例えば次期以降の料金期間の運営権者収受額の改定で、当該改築が反映されることを明確化してください。   | 本事業期間内での改築実施の変更については、当該変更が合理的である場合には、県は当該変更を認めることを想定しています。 |
| 378 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                     | 運営権者は令和5年4月1日以降を対象とした5か年の改築計画を作成するものと思われませんが、事業開始後の令和4年4月以降に作成するとの認識でよろしいでしょうか。   | 要求水準書（案）をご確認ください。  |
| 379 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                     | 「運営権者は改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負うことから、県は原則として改築提案書記載の改築内容の変更を認めない。ただし、事業環境の変化により改築提案書記載の改築内容の変更の必要が生じた場合、運営権者は改築計画書（案）に改築提案書からの改築変更内容及び変更理由を記載し、県が承認した場合に限り変更が認められる」とあります。<br>これは性能発注ではなく仕様発注になると理解しております。本案件はコンセッション方式であり、運営権者の創意工夫が重要と考えておりますので、柔軟な変更が出来るようご検討のほどお願いいたします。  | 原案のとおりとします。  |
| 380 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                     | 「運営権者は改築提案書に記載した改築内容について履行義務を負うことから、県は原則として改築提案書記載の改築内容の変更を認めない。ただし、事業環境の変化により改築提案書記載の改築内容の変更の必要が生じた場合、運営権者は改築計画書（案）に改築提案書からの改築変更内容及び変更理由を記載し、県が承認した場合に限り変更が認められる」とあります。<br>改築計画は、貴県でも当然そうされているとおり、事業期間中の施設の状態や技術革新等にあわせて適切に見直ししていくべきものと考えます。したがって、改築計画の変更は柔軟に行えるような建付けとしていただきたくお願い致します。  | 原案のとおりとします。なお、技術進展や事業者の工夫による改築内容の変更を阻害するものではありません。         |
| 381 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                     | 「改築提案書に記載した改築のうち実施を取り止める改築がある場合、・・・金額を県に支払う」とあります。<br>20年間の事業の中では、改築のタイミングや内容は適宜変更することは容易に想像されますし、また当該ルールにおいては改築を数年先に延長できる場合でも、運営権者は対価を得るために改築を実施せざるを得なくなることも懸念されます。貴県が掲げる基本運営方針である「性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し」という観点からも、改築実施の柔軟性の裁量は運営権者が保持するべきと考えられることから、この制度の見直しをご検討いただけますでしょうか。   | 原案のとおりとします。  |
| 382 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                     | 「改築提案書に記載した改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者は当該改築に係る費用として優先交渉権者選定時に提案した金額を県に支払う」とありますが、当該改築に係る費用を運営権者から支払うのではなく、当該改築に係る償却負担分を運営権者収受金から減額して調整するよう変更することをご検討頂けますでしょうか。  | 原案のとおりとします。  |
| 383 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                     | 「県及び運営権者は改築計画書（案）について協議を行い、県が承認したものを改築計画書とする」とありますが、県が承認した改築計画書（案）にもとづく改築の償却費は、運営権者収受額の定期改定の対象とすることをご検討頂けますでしょうか。   | 原案のとおりとします。  |
| 384 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書記載の改築を取りやめる場合の金銭支払いについて | 「水道用水供給事業及び工業用水道事業の改築計画書において、改築提案書に記載した改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者は当該改築に係る費用として優先交渉権者選定時に提案した金額を県に支払うこととする」とされているものの、改築計画書作成当時においては記載通りの改築が必要であった建造物等についても、将来、新規技術の導入による代替的な手段の活用や維持管理方法の改善などにより改築計画書に記載の改築を行う必要がなくなることもあり得るように思われます。<br>したがって、上記の点に関しては、代替措置等の採用の余地を認めたり、上記の支払いを要するのは運営権者の帰責により実質的に県に損害が生じたような場合に限定することが望ましいものと存じます。   | 原案のとおりとします。  |
| 385 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                     | 改築計画を作成するにあたり、当初提案に記載していた改築を取りやめる場合、当該取りやめた改築に対応する額を県に支払うものとし、支払額から改築を取りやめることにより増加する必要を控除することとしています。しかしこの規定及び計算方法では、民間の技術・ノウハウを活かした結果、改築をすることなく維持管理費用を一定程度増加する手法を導入した方がトータルで見ればコスト低減が図られるような場合に、その「民間創意工夫により得られたコスト低減額」が全て県に帰属することとなり、民間の創意工夫を活かすという本事業の趣旨とは整合しない内容になっていると見受けられます。<br>そのため、注釈48の規定を「運営権者は、県に対し、当該改築の取り止めの理由説明書及び当該改築の取り止めに起因する維持管理費用の増加を示す根拠資料を提示することができ、県が承認した場合、県に支払うべき金額から当該増加費用（ただし、運営権者の創意工夫により増加を免れる額があるときはその額を付加する。）を控除するものとする。」等とすることをご検討いただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。  |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項  | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                                  | 内容  | 回答   |
|-----|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|-------------------------------------|---|--|
| 386 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                            | 改築提案書に記載した改築内容につきまして、原則変更は認められないものの、「県が承認した場合に限り変更が認められる」とあります。本事業期間は20年間と長期です。また事業期間中の維持管理状況や技術革新等によっては、「改築提案書」記載の改築内容では、実態にそぐわない改築となる場合も考えられます。施設の実態に合った改築を実施するためにも、「改築提案書」に記載した改築の内容につきましては、施設の実態に合わせて柔軟に変更できるような構成（県の承認プロセスを含むがこれに限らない）を再検討いただきたく、お願い申し上げます。  | 原案のとおりとします。  |
| 387 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                            | 流域下水道事業の改築計画について、「令和5年3月31日までの改築計画は県が提示する内容とし」とありますが、「原則として」とするなど、計画の変更を可能なものとしていただけますようお願い致します。応募者（運営権者）が不要と考える施設の改築が実施される可能性や令和5年3月31日までに改築した施設の処分制限期間（制約）等により、流域下水道事業の改築に係る提案費用が割高となるリスクを懸念します。  | 実施方針1.1.16 2)について「ただし、流域下水道事業においては（中略）運営権者は原則としてその内容を含めた改築計画書（案）を作成するものとする。」とする方針です。                     |
| 388 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                            | 流域下水道事業において県が提示する当初令和5年3月31日までの改築計画は、応募者による十分な検討を確保するため、本事業の募集要項等の公表以前に公表いただけますでしょうか。   | 3月に開示予定の開示資料をご確認ください。  |
| 389 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築提案書に記載した改築のうち、改築を実施しなかった場合の対応について | 改築計画書のうち実施をとりやめた改築については、運営権者が県に改築費用を払うこととなっておりますが、一方で当該改築が実施された場合は、P14 1.1.9 4) ③のとおり改築費用の精算は本事業期間終了後において予定されているようであり、改築を実施しなくなった時点で運営権者が改築費用を県に支払う、との条件は合理的ではないように思われます。本件整理について、ご教示頂きたく存じます。  | 原案のとおりとします。  |
| 390 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                            | 「改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者は当該改築に係る費用として優先交渉権者選定時に提案した金額を県に支払う」とありますが、「提案時の当該改築に係る費用」は提案者が任意に設定できるという理解でよいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 391 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                            | 令和5年4月1日からは、事業者が改築計画書（案）を起案するものと理解します。その作成工程を提示ください。国交付金の申請期間を考慮すると、非常に厳しい作業スケジュールになると懸念しています。  | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 392 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築提案書記載の改築内容の変更                     | 脚注47において、「提案した改築と同等以上の性能を有することが確認できる場合、県は改築内容の変更を承認するものとする」とありますが、「同等以上の性能」を判断する際の基準について明示いただけますでしょうか。対象となる「性能」の基準の範囲が広いと、結果的に改築内容の変更が不可能となるケースが想定されるためです。  | 状況に応じて個別に判断します。  |
| 393 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                            | 第二次審査時提案書の提出後に、県との協議により改築計画に係る費用が増減した場合、当該増減額を加味して提案書の運営権者収受額を調整いただけるという理解で良いかお示しください。  | 現時点において想定していません。   |
| 394 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                            | 「改築提案書に記載した改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者は当該改築に係る費用として優先交渉権者選定時に提案した金額を県に支払う」とありますが、運営権者収受金の減額による調整とされない場合、当該改築に係る費用の運営権者からの支払時期をご教示頂けますでしょうか。仮に支払時期が（事業期間終了時ではなく）事業期間中である場合、①支払金額の計算においては、当該改築に係る費用から当該改築に係る事業期間終了時の残存価値相当額が控除される、かつ、②実施契約の解除又は終了が生じた場合、解除又は終了時の残存価値相当額から、①で控除された事業期間終了時の残存価値相当額を控除した額が、県から運営権者に払い戻されるという理解で宜しいでしょうか。 | 改築提案書に記載した改築のうち実施を取り止める改築がある場合、運営権者が県に支払う金額は、当該改築に係る費用から本事業終了時の残存価値相当額を差し引いた額となります。                      |
| 395 | 22 | 1 | 1 | 16 | 2) |     |     |     |     | 改築計画書の作成                            | 「流域下水道事業においては、事業開始日から令和5年3月31日までの改築計画は県が提示する内容とし」とあります。この改築計画内容は、その後の事業運営に影響するため、募集要項等公表時に開示されると考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 396 | 22 | 1 | 1 | 16 | 3) |     |     |     |     | 改築の実施                               | 改築計画書に記載のない改築が行われる場合や、公益上の理由により改築が行われる場合、前者については当該改築に要する費用とその後の維持管理費用等の増加、後者については（改築そのものは県負担で行われるとの理解を前提に）改築後の維持管理費用等の増加について、運営権者収受額の改定が行われるものと理解しています。この理解でよろしいですか、ご教示ください。  | 改築計画書に記載のない改築の実施は運営権者事由であることから、運営権者収受額の改定は実施しないこととしています。公益上の理由により改築が行われる場合については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。 |
| 397 | 22 | 1 | 1 | 16 | 3) |     |     |     |     | 改築の実施について                           | 県が承認した場合、改築計画書に記載のない改築を提案・実施できるとありますが、この場合に発生する追加費用（追加償却費、資金調達費用等）の取扱いをご教示ください（運営権者収受額の臨時改定で調整すべきと考えます）。  | 改築計画書に記載のない改築の実施は運営権者事由であることから、運営権者収受額の改定は実施しないこととしています。   |
| 398 | 22 | 1 | 1 | 16 | 3) |     |     |     |     | 増改築時の運営権                            | 増改築を行った場合においては、当該施設には既存の運営権が及ぶと考え、新たな運営権設定の手続きは不要との理解でよいでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 399 | 23 | 1 | 1 | 16 | 3) |     |     |     |     | 県が行う改築について                          | 県が公益上の理由を検討したうえで必要であると判断した場合、とありますが、現在具体的に想定されているものがあれば、工事内容についてご教示下さい。   | 現時点において想定しているものはありません。   |
| 400 | 23 | 1 | 1 | 16 | 3) |     |     |     |     | 改築の実施                               | 「なお、県が公益上の理由を検討した上で必要であると判断した場合、県が運営権設定対象施設の改築を行うことがある。その場合、運営権者は県に協力するものとする。」とありますが、運営権者の「協力」の範囲と役割について、ご教示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項  | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                     | 内容  | 回答   |
|-----|----|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|------------------------|---|--|
| 401 | 21 | 1 | 1 | 16 | 4) |     |     |     |     | 運営権者収受額の臨時改定           | 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更の場合には臨時改定を行うこととなっていますが、37頁「3.2.4 特定条例等変更」において、特定県条例等変更の場合は、運営権者に生じた損失は県が補償することとなっています。両者の関係に矛盾はないでしょうか。  | 特定条例等変更に起因して運営権者に生ずる損失については、第一次的に運営権者収受額の定期改定及び臨時改定により補填することを想定しています。その上で、運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定を通じて運営権者に生じる損失を補填できない場合に、県は、運営権者に生じる損失を補償することを想定しています。 |
| 402 | 23 | 1 | 1 | 16 | 5) |     |     |     |     | 県が実施する管路等に係る工事         | 運営権上は管路は対象外ですが、ここで言う「協力」とは具体的にどのようなものを想定されておりますか？   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 403 | 23 | 1 | 1 | 16 | 5) |     |     |     |     | 本事業開始日以降に県が実施する工事      | 「本事業開始日以降に、県が実施する管路等に係る工事のうち、運営権者の実施する業務との間で調整が必要となる工事について、運営権者は、県と協議の上、これに協力するものとする」とあり、脚注49に「運営権者に追加の費用負担を求めるものではない」とあります。協力によって、仮に運営権者に何らかの追加的費用が発生した場合は、当該費用を県に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。                  | 運営権者に追加の費用負担が発生することは想定していません。  |
| 404 | 23 | 1 | 1 | 17 | 3) |     |     |     |     | 運営権者譲渡対象資産             | 運営権者が必要とする備品・消耗品等のみが譲渡対象になるとの理解で宜しいでしょうか。   | 県が必要と判断したものが対象となります。   |
| 405 | 23 | 1 | 1 | 17 | 3) |     |     |     |     | 運営権者譲渡対象資産             | 実施方針（素案）での注37では、運営権者譲渡対象資産の「詳細は、実施方針に示す。」と記載されていましたが、これら資産は具体的にはいつ開示されますでしょうか？  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 406 | 23 | 1 | 1 | 18 |    |     |     |     |     | 職員派遣                   | 「運営権者からの要請等に応じて」とありますが、この「等」は具体的に何を想定されているか、ご教示下さい。運営権者からの要望に基づく場合以外には運営権者は派遣を受け入れる必要はないとの理解で宜しいでしょうか？  | ご理解のとおりです。   |
| 407 | 23 | 1 | 1 | 18 |    |     |     |     |     | 県から運営権者への職員の派遣         | 運営権者への県職員の派遣について、想定されている職種や派遣の条件等をご教示下さい。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 408 | 23 | 1 | 1 | 18 |    |     |     |     |     | 県から運営権者への職員の派遣         | 「県は、（中略）運営権者への県職員の派遣を予定していない」とありますが、本事業開始後の県の監督及び常駐体制についてご教示ください。（各業務の監督体制、監督者の所属事務所、各機場における県職員の常駐の有無など）  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 409 | 23 | 1 | 1 | 18 |    |     |     |     |     | 県から運営権者への職員の派遣         | 運営権者が派遣を要請できる時期はいつになりますでしょうか。期限等ございましたらご教示願います。また、派遣の実施要件についてもご教示願います。  | 原案のとおり、現時点で想定しているものではありません。  |
| 410 | 23 | 1 | 1 | 18 |    |     |     |     |     | 県から運営権者への職員の派遣         | 【運営権者からの要請等に応じて、運営権者への県職員の派遣を検討するものとする】とありますが、具体的に、派遣可能な職員の職種、レベル、期間、雇用条件を明示願います。   | 原案のとおり、現時点で想定しているものではありません。  |
| 411 | 23 | 1 | 1 | 18 |    |     |     |     |     | 県から運営権者への職員の派遣について     | 県は、運営権者からの要請に応じて、運営権者への県職員の派遣を検討するとのことですが、どのような条件等で県職員の派遣をお考えか、ご教示ください。   | 原案のとおり、現時点で想定しているものではありません。  |
| 412 | 23 | 1 | 1 | 18 |    |     |     |     |     | 県から運営権者への職員の派遣について     | 派遣可能な県職員の条件（職種、対応業務等）をご教示ください。  | 原案のとおり、現時点で想定しているものではありません。  |
| 413 | 23 | 1 | 1 | 18 |    |     |     |     |     | 県職員の派遣について             | どのような職員をどのような条件で派遣できる可能性があるかご教示ください。  | 原案のとおり、現時点で想定しているものではありません。  |
| 414 | 23 | 1 | 1 | 18 |    |     |     |     |     | 県職員の派遣について             | 県職員の派遣について、どのような職種を、どのような条件で派遣可能かをご教示ください。  | 原案のとおり、現時点で想定しているものではありません。  |
| 415 | 23 | 1 | 1 | 18 |    |     |     |     |     | 県職員の派遣について             | 職員の派遣可能な条件をご提示ください。   | 原案のとおり、現時点で想定しているものではありません。  |
| 416 | 25 | 2 | 1 |    |    |     |     |     |     | 民間事業者の募集及び選定に関する事項     | 公募型プロポーザル方式で実施するとのことですが、優先権者決定後、実施契約の締結までの間で、著しい物価変動等の環境の変化があった場合は、運営権収受額の変更協議に応じて頂けるとの理解でよいでしょうか。  | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 417 | 25 | 2 | 1 |    |    |     |     |     |     | 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方 | 公募における評価のポイントをご教示願います（例：技術点・価格点の配分の方向性）   | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。  |
| 418 | 25 | 2 | 1 |    |    |     |     |     |     | 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方 | 「県は、（中略）PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を選定するものとする。本事業等の優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により行う」とあります。地域独占的なインフラ企業など、競争制限的な企業（同様のサービスを提供可能な企業数が著しく少ない企業）について、そうした企業を抑えた者に有利に働いてしまうような条件設定にならないようご配慮願います。 | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。   |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目            | 内容   | 回答                        |
|-----|----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|---------------|--|---------------------------|
| 419 | 25 | 2 | 2 |   |   |     |     |     |     | 業務の引継ぎ        | 現在のスケジュールでは、実施契約締結後から事業開始までの期間が十分に確保できないと考えられます。運営権者の引継業務は、実施契約締結前であっても、基本協定締結後などから適宜開始できるルールをご検討いただけますでしょうか。  | 基本協定書（案）をご確認ください。         |
| 420 | 25 | 2 | 2 |   |   |     |     |     |     | 事業者選定のスケジュール  | 令和2年12月が第二次審査書類の提出期限となっている一方、実施契約の締結は令和3年12月となっており、その間の著しい事業環境の変化や施設機能の低下等については、県側で担保していただけますようお願い致します。<br>具体的には、施設の一部機能が使えなくなることによって、事業開始当初から、想定していたパフォーマンスが出せないといった状況を危惧しております。  | 実施契約書（案）をご確認ください。         |
| 421 | 25 | 2 | 2 |   |   |     |     |     |     | 実施方針に対する質問の回答 | 本質問への貴県の回答（実施方針に対するQ&A）は、契約の一部として取り扱われるのでしょうか。   | 契約の一部を構成するものではありません。      |
| 422 | 25 | 2 | 2 |   |   |     |     |     |     | 表6 スケジュール     | 令和2年3月に「募集要項等に対する質問の受付」と記載がありますが、質問の回答は随時行われるという理解でよろしいでしょうか。また、回答は令和2年5月の第一次審査種類の提出期限より前という理解でよろしいでしょうか。  | 募集要項をご確認ください。             |
| 423 | 25 | 2 | 2 |   |   |     |     |     |     | 事業者選定のスケジュール  | 募集要項等(募集要項、要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)、実施契約書(案)、関連資料等)の公表が令和2年3月に予定されていますが、同年5月の第一次審査書類の提出期限まで2ヶ月と短期間であり、参画に関する意思決定や各種検討のため、要求水準書(案)、実施契約書(案)等については、早めの公表を希望します。  | 原案のとおりとします。               |
| 424 | 25 | 2 | 2 |   |   |     |     |     |     | 業務の引継ぎ        | 事業開始日につきましては令和4年4月にご変更いただきましたが、加えて県と運営権者との業務引継ぎに関しまして、9事業について十分な引継ぎ期間が確保できるべく、事業開始を事業毎にずらす、といったスケジュールもご検討頂きたくお願い申し上げます。<br>例えば北海道7空港コンセッション案件では7空港ございましたので、引継ぎに十分な期間を確保するため最大9か月の期間で順次空港運営事業を開始する建付となっています。この様なスケジュールもご検討頂きますよう、よろしく願いいたします。 | 原案のとおりとします。               |
| 425 | 25 | 2 | 2 |   |   |     |     |     |     | 事業者選定のスケジュール  | 募集要項等（募集要項、要求水準書（案）、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、実施契約書（案）、関連資料集等）の公表は令和2年3月となっておりますが、そのうち、要求水準書（案）の公表を極力早めることをご検討頂けますでしょうか。   | 原案のとおりとします。               |
| 426 | 25 | 2 | 2 |   |   |     |     |     |     | 事業者選定スケジュール   | 県職員のほか、既存の運転管理業務受託者とも対話する機会を要望します。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。      |
| 427 | 25 | 2 | 2 |   |   |     |     |     |     | 事業者選定スケジュール   | 極力早期に、関心表明書を提出した民間事業者に対して、詳細な現地調査/資料閲覧/現場職員との質疑応答を実施する場を設けていただけますようお願い致します。<br>また、現地調査や資料閲覧のみでは分からない事項に関して現場職員との質疑応答ができるような機会を、各現地調査のタイミングに合わせて設けて頂けますようお願い致します。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。      |
| 428 | 25 | 2 | 2 |   |   |     |     |     |     | 事業者選定のスケジュール  | 令和元年度の流域下水道事業の公営企業会計の数字はいつ開示されるかお示ください。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 429 | 26 | 2 | 3 |   |   |     |     |     |     | 優先交渉権者の選定手続   | 事業応募検討のためには、以下の情報は特に重要で、早期に必要な為既に守秘義務の誓約書を提出しているものに対しては直ちに開示して頂きたいと思っております。<br>・流域下水道事業にかかるストックマネジメント計画<br>・上工下水各事業の維持管理月報<br>・上工下水各事業の固定資産台帳  | 2月及び3月に開示予定の開示資料をご確認ください。 |
| 430 | 26 | 2 | 3 | 1 |   |     |     |     |     | 委員会による審査      | 「委員は今後追加される場合がある」とありますが、委員の確定時期をご教示ください。   | 募集要項をご確認ください。             |
| 431 | 26 | 2 | 3 | 2 |   |     |     |     |     | 審査方法          | 優先交渉権者選定基準について、何をどのような重み付けで評価するのか、貴県の意図が伝わるように具体的に明示願います。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。       |
| 432 | 26 | 2 | 3 | 2 |   |     |     |     |     | 審査方法          | 優先交渉権者選定基準に関しましては、評価項目及び項目ごとの配点について明示いただけるということですが、各項目や基準につきまして、どのような意図・背景・重み付けで評価されるのかを、県の主旨やご意向が明確に理解できるように、具体的かつ詳細に記載頂きたくお願い申し上げます。   | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。       |
| 433 | 26 | 2 | 3 | 2 |   |     |     |     |     | 審査方法          | 配布資料3「みやぎ型管理方式に係る県の基本的な考え方について」P40①事業者選定での十分な審査において「実績や実施体制等を含めた評価項目（単なる価格競争ではない）」と記載されている通り、過度な価格競争は安定した事業運営を実現する上でも望ましくないと考えます。このため、価格以外の評価項目に対する配点を8～9割、価格に対する配点を1～2割とし、価格以外の要素を重視した選定基準とされるようお願い致します。                                    | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。      |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                           | 内容  | 回答                       |
|-----|----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|------------------------------|---|--------------------------|
| 434 | 26 | 2 | 3 | 2 |   |     |     |     |     | 審査方法                         | 配布資料3「みやぎ型管理方式に係る県の基本的な考え方について」P40①事業者選定での十分な審査では、「実績や実施体制等を含めた評価項目（単なる価格競争ではない）」と記載されています。実施体制の評価では、安定的な事業運営の指標として、各事業の維持管理体制や人員の確保が重要であると考えますので、これらを適切に評価する選定基準とされるようお願い致します。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。     |
| 435 | 26 | 2 | 3 | 2 |   |     |     |     |     | 審査方法（優先交渉権者の選定基準）            | 『1.1.3』に示されているように、本件は安全・安心な水の安定的な供給と汚水の安定的な処理を前提に、民間の力を活用した基盤強化を図ることが目的とされており、現在も対象の9事業においては法定基準を大きく超える管理水準の下で高水準な事業を運営されています。一方、本件の説明資料においては意欲的な事業費削減目標が設定されており、既存の管理水準を満たす運転管理を行うには定性面（高水準な処理）と定量面（事業費の削減）とのバランスが重要と考えており、提案内容に大きく影響するものと認識しています。<br>こうした定性面と定量面の評価配分について、県の具体的なお考えは募集要項に明示されるとの理解でよろしいでしょうか。                 | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。      |
| 436 | 26 | 2 | 3 | 2 |   |     |     |     |     | 審査方法：<br>応募者の人員確保の確実性の評価について | 本事業において、最重要事項である安全・安心、安定的な供給・処理を確保するためには運営権者による人員確保は不可欠と考えます。この点は、県としても異論のないことと拝察致します。<br>「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版：令和元年9月）」のV-74ページにも「民間事業者を評価、選定するにあたっては、民間事業者による事業実施のための人員確保の確実性の観点が重要である」と記載されておりますが、本件において応募者の人員確保の確実性について、どの様に評価されるのか、県の基本的な考え方をご教示ください。   | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。      |
| 437 | 26 | 2 | 3 | 2 |   |     |     |     |     | 審査方法：<br>優先交渉権者選定に係る評価配分について | 本件は、「1.1.3 事業の背景・目的」にも記載されておりますように、安全・安心、安定的な供給・処理は最重要事項と考えます。一方、別途本件の説明資料において、事業費削減目標の約247億円のうち、運営権者分が約200億円と、高い目標が掲げられており、こうした定性面と定量面のバランスが重要と認識しております。<br>本件は、公募型プロポーザル方式により行うとの記載がありますが、優先交渉権者の選定に係る定性面（技術面等）と定量面（価格面）の評価配分について、県の基本的な考え方をご教示ください（近年の水道・下水道事業におけるPPP関連の公募型プロポーザル方式での評価配分は、定性面：7～8割、定量面：3～2割、が一般的と認識しております）。 | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。      |
| 438 | 26 | 2 | 3 | 2 |   |     |     |     |     | 審査方法                         | 優先交渉権者の選定基準に関しては、単純に配点を示すだけでなく、どのような意図で設定しているかなどの具体的な考え方を示して頂けるかの理解でよろしいでしょうか。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。      |
| 439 | 26 | 2 | 3 | 2 |   |     |     |     |     | 審査方法                         | 参加資格要件は、令和3年12月の「実施契約の締結」時点で充足する場合も参加要件として認めて頂けないでしょうか。また、その旨を参加資格確認申請書に記載することを許諾して頂けるでしょうか。  | 募集要項をご確認ください。            |
| 440 | 27 | 2 | 3 | 4 |   |     |     |     |     | 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し          | 令和元年12月13日付の『「みやぎ型管理運営方式」導入による事業費削減目標について』に示される事業費削減目標が非常に厳しいものであるため、応募者が1グループとなる可能性も考えられます。仮に、第二次審査の段階で、応募者が1グループのみであった場合にも、優先交渉権者の選定は継続されますでしょうか。   | 選定を継続する予定です。             |
| 441 | 27 | 2 | 3 | 5 |   |     |     |     |     | 競争的対話等の実施                    | 競争的対話の中で任意事業の実施可否が判断されるプロセスが用意されるという理解でよろしいでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等をご確認ください。 |
| 442 | 27 | 2 | 3 | 5 |   |     |     |     |     | 競争的対話等の実施                    | 意見交換について、公平な競争環境確保のため、運転管理業務など、現業務を受託している方々へのヒアリングの機会も必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。     |
| 443 | 27 | 2 | 3 | 5 |   |     |     |     |     | 競争的対話等の実施                    | 競争的対話等には、応募企業、コンソーシアム構成員のほか、協力会社、アドバイザー及び第二次審査書類提出前に追加されたコンソーシアム構成員についても参加可能として頂けますようお願い申し上げます。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。     |
| 444 | 27 | 2 | 3 | 5 | ① |     |     |     |     | 現場確認                         | 提案の精度を向上させるため、応募者にとっては現場確認は非常に重要な機会となります。したがって、現地確認については時間、人数、内容などの自由度を与えていただきたくご検討をお願いします。また、現場確認の時期については極力前倒しをご検討いただきたくお願いします。  | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。     |
| 445 | 27 | 2 | 4 |   |   |     |     |     |     | 応募者の参加資格要件                   | 宮城県が現在運営する水道3事業に係る指定管理、包括委託又は業務委託を担う民間事業者も本公募に関し参加資格を有することになりますが、競争の公平性の確保に十分にご留意頂き、当該事業者と他の事業者の間に情報の較差等、競争の前提の有利不利が生じないよう、ご対応をお願い申し上げます。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。     |
| 446 | 28 | 2 | 4 | 1 | ① |     |     |     |     | 応募者の構成                       | 「応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式会社すべての割当てを受けるものとする。」と記載がありますが、この文言から解釈すると、コンソーシアム構成員は全員が出資しなければならないように読めます。SPC経営方針や各企業の方針によってはSPC協力企業としての参画もありえます。このことを踏まえ、本条件を緩和頂くことは可能でしょうか。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。      |
| 447 | 27 | 2 | 4 | 1 | ② |     |     |     |     | 応募者の構成                       | 「応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業等の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。」とありますが、SPCへの出資を伴わずにコンソーシアムに協力する企業の扱いについてはどのようにお考えでしょうか。   | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。      |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目  | 内容   | 回答   |
|-----|----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|---|--|--|
| 448 | 27 | 2 | 4 | 1 | ⑤ |     |     |     |     | コンソーシアム構成員の脱落について                             | 「参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業及びコンソーシアム構成員の脱落は原則として認めない」とのことですが、やむを得ない理由で第二次審査を辞退することになった場合、コンソーシアム構成員単体で辞退することはできず、コンソーシアム全体として辞退することを意味するのでしょうか。第二次審査期間中に予期せぬ理由で特定のコンソーシアム構成員が辞退せざるを得ない可能性は常にあり、それによってコンソーシアム全体が辞退する事態は県及び応募企業の双方にとってメリットがないと考えます。また、第一次審査の段階で本事業に応募・参画することを個別企業が経営判断する情報・条件が整っていない中、第二次審査において脱落を認めないこと为本事業への応募のハードルが上がることを懸念しています。 | 提案審査書類の評価を受けるには、応募企業及びコンソーシアム構成員の変更（脱落を含む。）後も、応募者の参加資格要件を維持する必要があります。応募企業及びコンソーシアム構成員の変更（脱落を含む。）せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議し、県が認めた場合は変更することが可能ですが、その場合、一次審査を通過し、二次審査を辞退したものは認められません。 |
| 449 | 28 | 2 | 4 | 1 | ⑤ |     |     |     |     | 応募者の構成  | 県に承認されコンソーシアム構成員を追加または変更する場合に、一次提案で想定されていた各コンソーシアム構成員（代表企業含む）の議決権割合から変更となる可能性もあります。コンソーシアム構成員の追加により、代表企業の出資比率が、結果的に最大とならなくなる余地もお認めいただけるとの理解でよいでしょうか？   | ご理解のとおりです。   |
| 450 | 28 | 2 | 4 | 1 | ⑤ |     |     |     |     | コンソーシアムからの脱落を認めない                             | 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降のコンソーシアムからの脱落は認めないが、県と協議しその事情を検討のうえ変更を認めた場合に限り変更することが出来るとありますが、脱落の具体例として考慮されている内容をご教授下さい。一方で、1次審査～2次審査まで期間が長く、また下水の資産が想定より非常に安価であり、利益の出ない事業への参加は会社として決裁が降りない可能性もあることから、第2次審査前までの脱落は自由に認めるべきと考えますがいかがでしょうか？  | 原案のとおりとします。具体例としては、指名停止等を想定しています。  |
| 451 | 28 | 2 | 4 | 1 | ⑤ |     |     |     |     | 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降の、応募企業及びコンソーシアム構成員の脱落・変更 | 第一次審査通過後に行う競争的対話を実施後、本件から辞退するべく第二次審査を辞退した応募企業又はコンソーシアム構成員は、他のコンソーシアム構成員となることは認めないとされています。これは、基本的に第一次審査時に組成したコンソーシアムの変更は認めず、その構成員で本件を完遂するのか、あるいは全構成員が辞退・参加資格を失うという理解ですか？  | 提案審査書類の評価を受けるには、応募企業及びコンソーシアム構成員の変更（脱落を含む。）後も、応募者の参加資格要件を維持する必要があります。応募企業及びコンソーシアム構成員の変更（脱落を含む。）せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議し、県が認めた場合は変更することが可能ですが、その場合、一次審査を通過し、二次審査を辞退したものは認められません。 |
| 452 | 28 | 2 | 4 | 1 | ⑤ |     |     |     |     | 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降の、応募企業及びコンソーシアム構成員の脱落・変更 | コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合、県と協議し、県が認める場合にのみ変更が認められることとなりますが、例示されている指名停止以外に、応募企業及び/或いはコンソーシアム構成員の固有の事情により認めて頂く余地はありますか？   | 状況に応じて個別に判断します。  |
| 453 | 28 | 2 | 4 | 1 | ⑥ |     |     |     |     | 応募者の構成  | 「参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない」とありますが、SPCへの出資を伴わずにコンソーシアムに協力する企業の扱いについてはどのようにお考えでしょうか。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。  |
| 454 | 27 | 2 | 4 | 2 |   |     |     |     |     | 応募者の参加資格要件について                                | 優先交渉権が決定後のコンソーシアム構成員の追加が生じた場合は「変更」として解釈し、貴県との協議によってその認否が決定されるという理解か。   | ご理解のとおりです。   |
| 455 | 29 | 2 | 4 | 2 |   |     |     |     |     | 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格                       | 対内直接投資等に係る事前届出は、法令としては、「対内直接投資等に関する政令」に関するものに該当するかお示ください。また該当した場合、同政令3条2項の何号に該当するかお示ください。  | 外国為替及び外国貿易法第27条に規定される内容に関しては、対内直接投資等に関する政令（昭和55年政令第261号）及び対内直接投資等に関する命令（昭和55年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第1号）の定めも併せてご参照ください。法令等の具体的な適用関係については、応募者にてご判断ください。    |
| 456 | 29 | 2 | 4 | 2 |   |     |     |     |     | 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格                       | 対内直接投資等に関する政令3条3項「主務省令で定める手続」の特定明示はなされる予定かお示ください。  | 応募者にてご判断ください。  |
| 457 | 28 | 2 | 4 | 2 |   |     |     |     |     | 参加資格  | 参加資格に審査を行う委員会の委員が所属する又は取締役を務める企業の親会社や子会社でないこと等、委員に関わる要件が見受けられませんが、問題無いのでしょうか。  | 募集要項をご確認ください。  |
| 458 | 29 | 2 | 4 | 2 | ⑤ |     |     |     |     | 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格                       | 外国企業であり、主たる事務所が日本ではない当該国にある場合であっても、日本において支店の設置あるいは子会社(日本法人)を設立すれば、本項で指す外国会社には該当しないという理解で正しいですか？  | 応募者においてご判断ください。  |
| 459 | 29 | 2 | 4 | 2 | ⑥ |     |     |     |     | 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格                       | 「外国為替及び外国貿易法第26条第1項第3号又は第4号に該当する者にあつては、（中略）対内直接投資等に係る事前届出を行い」とあります。対内直接投資等に係る事前の届出と審査は、事業者選定スケジュール上、いつの時期までに終えている必要がありますでしょうか。   | 募集要項をご確認ください。  |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                         | 内容   | 回答   |
|-----|----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|----------------------------|--|--|
| 460 | 29 | 2 | 4 | 2 | ⑥ |     |     |     |     | 応募企業, コンソーシアム構成員に共通の参加資格   | 外国企業が日本に子会社を作った場合は、「2.4.2応募企業, コンソーシアム構成員に共通の参加資格」の⑥に該当するかお示しください。   | 応募者においてご判断ください。  |
| 461 | 30 | 2 | 4 | 3 |   |     |     |     |     | 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件 | 「元請として行った実績」には、共同企業体（JV）代表企業による履行実績もお認めいただけますでしょうか。  | 状況に応じて個別に判断します。  |
| 462 | 30 | 2 | 4 | 3 |   |     |     |     |     | 応募企業の実績要件                  | 実績要件は応募企業又はコンソーシアム構成員単体の実績で満たす必要があり、応募企業又はコンソーシアム構成員の親会社や子会社の実績で満たすことはできないとの理解で宜しいでしょうか。同様に国外の実績要件も認められないとの理解で宜しいでしょうか。  | 前段については、ご理解のとおりです。詳細については、募集要項をご確認ください。                |
| 463 | 30 | 2 | 4 | 3 |   |     |     |     |     | 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件 | 二つの実績要件以外に、求められる要件等はないと考えてよろしいでしょうか。ある場合は、早めの提示をお願いします。  | 募集要項をご確認ください。  |
| 464 | 30 | 2 | 4 | 3 |   |     |     |     |     | 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件 | 実績要件につきまして、下水道事業での実績は海外実績も含めることは可能でしょうか。   | 募集要項をご確認ください。  |
| 465 | 30 | 2 | 4 | 3 |   |     |     |     |     | 実績要件                       | 上水道事業および下水道事業の運転管理業務については、日本国内の実績に限定されるという理解でよろしいでしょうか。  | 募集要項をご確認ください。  |
| 466 | 30 | 2 | 4 | 3 |   |     |     |     |     | 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件 | 運転管理実績の証明書類はどのようなものを想定されていますでしょうか。   | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。                                    |
| 467 | 30 | 2 | 4 | 3 |   |     |     |     |     | 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件 | 第一次審査における実績要件の内容（処理量、実績数等）は審査内容における評価点数として審査されますでしょうか。   | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。                                    |
| 468 | 30 | 2 | 4 | 3 |   |     |     |     |     | 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件 | 「同一施設で連続して3年以上」について、会社分割（吸収分割）による事業承継を行っている場合、承継前後の履行期間を通算して3年以上あれば、実績としてお認めいただけますでしょうか。   | 会社分割（吸収分割）による事業承継を行っている場合、承継前後の履行期間を通算することは認める方針です。    |
| 469 | 30 | 2 | 4 | 3 |   |     |     |     |     | 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件 | 実施方針では、実績要件は企業だけに求められていますが、適正な事業継続を担保する為、事業に関わる個人（特に現場で維持管理を担当する方）に対しても必要な資格要件、実勢要件を求めるべきと史料します。この点は要求水準書に示されるのでしょうか？また、評価に影響するのかご教示をお願いいたします。                             | 要求水準書（案）及び優先交渉権者選定基準をご確認ください。                          |
| 470 | 30 | 2 | 4 | 4 |   |     |     |     |     | 応募企業又は代表企業に求められる要件         | 代表企業の出資条件はあるのでしょうか。その他要件がある場合は、早めの提示をお願いします。   | 募集要項をご確認ください。  |
| 471 | 31 | 2 | 5 | 2 |   |     |     |     |     | S P Cの設立                   | 「速やかに」とは具体的にどのくらいの期間でしょうか。   | 基本協定の締結後、令和3年3月中に行っていただくことを想定しています。                    |
| 472 | 31 | 2 | 5 | 2 |   |     |     |     |     | 運営権者の株式の新規発行及び処分           | 「優先交渉権者は基本協定の締結後、S P Cとして会社法に規定する株式会社を宮城県内に速やか設立しなければならない」となっていますが、優先交渉権者が設立可能な法人は株式会社に限定される、ということでしょうか。若しくは、提案時に他の法人形態を提案して県の下承を得た場合には、他の法人形態とすることも可能である、という理解でよろしいでしょうか。 | 株式会社以外の法人形態は想定していません。                                  |
| 473 | 31 | 2 | 5 | 2 |   |     |     |     |     | SPCの設立                     | 「（前略）SPCとして、会社法に規定する株式会社を宮城県内に速やかに設立しなければならない。なお、本事業期間中はSPCの本社所在地を宮城県外に移転させないものとする」とあります。SPCの設立について、上記以外にも条件を設定する予定はございますでしょうか。（例）SPCの資本金の額について、下限（最低金額）を設定する、など           | 現時点において予定はありません。                                       |
| 474 | 31 | 2 | 5 | 3 |   |     |     |     |     | 優先交渉権者による運営準備行為            | 優先交渉権者が運営開始に向けた準備行為として本事業だけではなく、附帯 事業、任意事業についても現地調査や県との協議等を行うことは可能でしょうか。   | 可能とする方針です。   |
| 475 | 31 | 2 | 5 | 3 |   |     |     |     |     | 優先交渉権者による運営準備行為            | 運営開始に向けた準備行為として現地調査等を実施できる期間は令和3年3月の優先交渉権者の選定後から令和4年3月末までの約1年間という認識で正しいでしょうか。想定されている期間がございましたらご教示願います。また、具体的な準備行為の方法についてご教示願います。   | 前段については、基本協定締結以降となります。後段については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。 |
| 476 | 31 | 2 | 5 | 3 |   |     |     |     |     | 優先交渉権者による運営準備行為            | 業務引継ぎ等において県の協力が必要になるものと存じますが、県が想定する業務引継ぎに関する計画（スケジュール、実施内容等）を開示頂けますようお願い申し上げます。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                               |
| 477 | 31 | 2 | 5 | 4 |   |     |     |     |     | 許可申請の手続き                   | 運営権設定に係る許可申請の手続きに協力するとありますが、どの程度の協力となりますか？また、具体的な作業を考慮されているのであれば、具体的な作業をご教授下さい。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                               |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目              | 内容  | 回答   |
|-----|----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|-----------------|---|--|
| 478 | 32 | 2 | 5 | 6 |   |     |     |     |     | 実施契約の締結         | 「県は、競争的対話に基づいて調整された実施契約（案）の修正には、原則応じない」と記載がありますが、より良い運営管理を実施する上でも、競争的対話にて双方合意に到った内容については実施契約へ反映頂けるよう、もしくは最低限契約の一部として拘束力のあるものにして頂きますよう宜しくお願いいたします。   | 競争的対話にて県と運営権者で合意に至った内容については反映する方針です。       |
| 479 | 32 | 2 | 5 | 6 |   |     |     |     |     | 実施契約の締結         | 「県は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない」とあります。実施契約書の内容について、優先交渉権者選定後も、引き続き協議・調整させていただきたいと考えます。   | 原案のとおりとします。                                |
| 480 | 32 | 2 | 5 | 7 |   |     |     |     |     | 物品譲渡契約          | 運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約（案）は、公募時にご提示いただけるという理解で宜しいでしょうか。  | 実施契約書（案）をご確認ください。                          |
| 481 | 32 | 2 | 5 | 7 |   |     |     |     |     | 物品譲渡契約          | 運営権者譲渡対象資産の公表、予定価格の公表、運営権者の見積書の提出の時期をご教示下さい。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                   |
| 482 | 32 | 2 | 5 | 7 |   |     |     |     |     | 運営権者譲渡対象資産の譲受   | 運営権対価とは別途と理解しておりますが、おおよその金額規模をお示しください。  | 募集要項をご確認ください。                              |
| 483 | 32 | 2 | 5 | 7 |   |     |     |     |     | 運営権者譲渡対象資産の譲受   | 予定価格の概算額は明示されるという理解でよいでしょうか。また明示される場合は運営権対価と同時期での開示を希望します。  | 予定価格をお示しする予定はありません。                        |
| 484 | 32 | 2 | 5 | 7 |   |     |     |     |     | 運営権者譲渡対象資産の譲受   | 【運営権者は、本事業開始日までに運営権者譲渡対象資産を県から譲り受ける。譲渡手続は、県が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、県と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って県が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。】とありますが、運営権者譲渡対象資産は、表2運営権者収受額の構成のどれに該当するか明示願います。また、運営権者譲渡対象資産の価格は評価の対象になるのか明示願います。 | 前段については、応募者にてご判断ください。後段については、評価対象としない方針です。 |
| 485 | 32 | 2 | 6 | 1 |   |     |     |     |     | 県による提案書類の仕様について | 提案書類には応募企業の様々な商業秘密が含まれています。県が提案書類の全部又は一部を無償で使用する場合、その内容及び使用用途につき予め運営権者の承諾を得るとの理解で宜しいでしょうか。  | 募集要項をご確認ください。                              |
| 486 | 32 | 2 | 6 | 1 |   |     |     |     |     | 著作権             | 提案書類の内容には、営業秘密やノウハウ等、提出者の重要な情報資産を含みますので、それを公表又は使用するにあたっては、事前に運営権者又はコンソーシアム構成員の了解を得る形としてください。  | 募集要項をご確認ください。                              |
| 487 | 32 | 2 | 6 | 1 |   |     |     |     |     | 著作権             | 「提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する」一方で、「本事業等の公表その他県が必要と認めるときは、県は提案書類の全部または一部を無償で使用できる」とされています。公表する際は、運営権者の合意を得る旨、明記願います。  | 募集要項をご確認ください。                              |
| 488 | 32 | 2 | 6 | 1 |   |     |     |     |     | 著作権             | 「提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する」一方で、「本事業等の公表その他県が必要と認めるときは、県は提案書類の全部または一部を無償で使用できる」とされています。公表または開示される場合には、著作権者である運営権者に対して、公表または開示の範囲やその目的等を事前に通知し両者で協議できるような建付にするようご検討をお願いします。   | 募集要項をご確認ください。                              |
| 489 | 32 | 2 | 6 | 1 |   |     |     |     |     | 著作権             | 県は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるとありますが、その内容につき予め運営権者の承諾を得るものと考えます。提案書には事業者固有の知的財産が含まれます。  | 募集要項をご確認ください。                              |
| 490 | 34 | 3 | 1 |   |   |     |     |     |     | 本事業等の前提条件       | 公平な競争環境の整備の観点から、運営権者に円滑に引き継がれるよう、県は適切な引継ぎ（引継書の作成、提示等）を実施して頂けるという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                                 |
| 491 | 34 | 3 | 1 | 1 |   |     |     |     |     | 県の契約等の承継        | 承継対象の契約等につきましては、契約内容や契約の相手方如何によっては、承継等が困難な場合も想定されます。このような契約等の取り扱い（承継でなく相手方・県・運営権者の三社契約にする、事業開始日に承継が間に合わない場合は事業開始後も継続して承継について協議することを県に承認いただく、当該契約等は承継しなくともよいものとする、等を含むがこれらに限らない）につきまして、県と協議させていただけることを確認させてください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                   |
| 492 | 34 | 3 | 1 | 2 |   |     |     |     |     | 県が実施する業務への協力    | 県から要請があった場合は、運営権者は県に協力するものとするとしてあります。運営権者に追加の費用負担を求めるものでないとのことですが、県が要請する内容に即したSPC組織を構築したいと考えています。そのため県から求める具体的内容や、要請と協力に当たっての実施手順（相互の協議、県職員が出入りする際の手続きなど）をどのように考えられているか示していただきたい。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                   |
| 493 | 34 | 3 | 1 | 2 |   |     |     |     |     | 県が実施する業務への協力    | 脚注63において、「運営権者に追加の費用負担を求めるものではない」とありますが、「追加の費用」の範囲を明示いただけますでしょうか。業務への協力によって派生的に費用が生じることも想定され、そうしたコストは県に負担いただけることの確認です。  | 運営権者に追加の費用負担が発生することは想定していません。              |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目            | 内容   | 回答  |
|-----|----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|---------------|--|---|
| 494 | 34 | 3 | 1 | 2 |   |     |     |     |     | 県が実施する業務への協力  | 不測の事態の発生防止等のための管理上、施設の立ち入り等については、原則として相互の確認の元で実施するとの理解でよろしいでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                        |
| 495 | 34 | 3 | 1 | 2 |   |     |     |     |     | 県が実施する施設の統廃合等 | 今後の水需要の見通しによっては、県が施設の統廃合等を実施する場合がありますとされています。これら県の実施する施設の統廃合が本事業に影響する場合、運営権者に対する補償関係等はどのようにお考えでしょうか。   | 実施契約書（案）をご確認ください。                               |
| 496 | 34 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する施設の統廃合等 | 運営期間中の統廃合があった場合に、不要となった投資等の分担はどのようになされるかお示ください。  | 1.1.16 2)に記載の実施を取り止める改築に該当することとなります。            |
| 497 | 35 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する施設の統廃合等 | 「ダウンサイジング」の提案を受け付けていただいた場合は、事業終了後に引き渡すものもダウンサイジングした後の状態のものでよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                                      |
| 498 | 34 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する施設の統廃合等 | 県にて2施設を本事業開始日までに新設予定と記載ございますが、それら新設が運営権者の所掌に含まれる可能性がございますでしょうか。その場合には、対象施設の詳細をご共有お願い致します。  | 当該施設は、運営権設定対象施設となります。対象施設の詳細については、開示資料をご確認ください。 |
| 499 | 34 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する統廃合等    | 仙南・仙塩広域水道用水供給事業における（仮称）連絡管調整池について、目的や機能、構造等の詳細についてご教示下さい。  | 開示資料をご確認ください。                                   |
| 500 | 34 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する統廃合等    | 仙台北部工業用水事業における濁度低減処理施設が計画されていますが、目的や機能、構造等の詳細についてご教示下さい。   | 開示資料をご確認ください。                                   |
| 501 | 34 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する統廃合等    | 大崎広域水道用水供給事業の中峰浄水場については、水需要の長期見通しにより本事業終了後に休止を予定していますが、水需要の動向によっては休止の前倒しを検討条件に加えてよいかご教示下さい。  | 原案のとおりとします。                                     |
| 502 | 34 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する統廃合等    | ダウンサイジングの定義と検討の前提条件をご教示下さい。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                        |
| 503 | 34 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する施設の統廃合等 | 「大崎広域水道用水供給事業の中峰浄水場については、水需要の長期見通しにより本事業終了後に休止を予定していることから、維持管理に係る費用の増額を踏まえた上で、可能な限り更新費用を抑制した提案を求めるものとする」とあります。募集要項等の公表時（募集条件）において、中峰浄水場の更新費用に関する上限額の設定はあり得ますでしょうか。                     | 募集要項をご確認ください。                                   |
| 504 | 34 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する施設の統廃合等 | 県が施設の統廃合等を実施する場合の取扱い（運営権者収受額の調整、統廃合に起因する運営上のリスクの分担等）をご教示ください。  | 実施契約書（案）をご確認ください。                               |
| 505 | 34 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する施設の統廃合等 | 県が施設の統廃合等を実施することが想定されています。その場合の、運営権者収受額の調整、これに起因するリスクの分担等をご教示ください。   | 実施契約書（案）をご確認ください。                               |
| 506 | 34 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する施設の統廃合等 | 調整池の新設および濁度低減処理施設の新設が本事業開始日より遅延した場合、当該遅延に伴う費用の増加等は県が負担する、との理解してよろしいですか。ご教示ください。  | 実施契約書（案）をご確認ください。                               |
| 507 | 34 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する施設の統廃合等 | 「施設の統廃合を除くダウンサイジングについては、応募者からの提案を受け付ける予定である。」と記載がありますが、上工下水道全ての事業について提案を受け付けるという理解でよろしいでしょうか。  | 流域下水道事業については、現行の設備能力を確保することを前提に提案を求める方針です。      |
| 508 | 34 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する施設の統廃合等 | 「県が施設の統廃合をする可能性がある」とありますが、運営権者の事業範囲が減少する可能性があるという理解でよろしいでしょうか。   | 実施契約書（案）をご確認ください。                               |
| 509 | 34 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する施設の統廃合等 | 「県が施設の統廃合等を実施する場合があります」と記載がありますが、これに伴い運営権者の運営に変更が生じ月次運営権者収受額に差異が発生する場合は、契約の改訂を認める旨を記載して頂けませんでしょうか。   | 実施契約書（案）をご確認ください。                               |
| 510 | 34 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する施設の統廃合等 | 県の設備全体に統廃合の可能性があると読み取れます。素案への県のご回答の通り、ダウンサイジングの対象は上工水事業であることを明示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                        |
| 511 | 35 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する施設の統廃合等 | 「施設の統廃合を除くダウンサイジングについては、応募者からの提案を受け付ける予定である」とあります。ダウンサイジングの定義や前提条件については、募集要項等の公表時にお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。例えば、計画最大水量に対して実績の平均水量が大きく下回っている場合、機場内の複数系列のうち1系列を休止する場合などはどういった取扱いとなりますでしょうか。 | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                        |
| 512 | 35 | 3 | 1 | 3 |   |     |     |     |     | 県が実施する施設の統廃合等 | ダウンサイジングについては応募者からの提案を受け付けるとありますが、当該ダウンサイジングが含まれる提案をした応募者が優先交渉権者に選定された場合、当該ダウンサイジングの内容を履行することは可能であり、当該履行のために県は上位計画の変更も含めて最大限協力していただけるという理解でよいでしょうか。                                    | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                        |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                     | 内容  | 回答  |
|-----|----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|------------------------|---|---|
| 513 | 35 | 3 | 1 | 4 |   |     |     |     |     | 下水汚泥の処理                | 汚泥燃料化設備の使用を前提とする必要はないとありますが、他の処理を行うためには新たな設備の建設が必要です。事業期間内に設備の更新が計画されており、その費用が県から提示される改築金額に見込まれていると考えますが、よろしいですか。それとも、燃料化設備の使用継続を認めていることから、現状として燃料化設備相当の改築財源は無く、事業者の調整に任されているのでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 514 | 35 | 3 | 1 | 4 |   |     |     |     |     | 下水汚泥の処理について            | 汚泥燃料化施設を使用せず、別の汚泥処理方法を提案する場合、①新規に施設を建てた場合義務/附帯/任意事業のどれにあてはまるのか、②その改築費用は国補助金の対象となるのか、③汚泥燃料化施設の廃止に伴う補助金等の返済は県が負担するのか、ご教示ください。   | ①附帯事業に該当します、②県としては補助金の対象になるものと想定していません、③既存の汚泥燃料化施設の廃止に伴う補助金等の返済は想定していません。 |
| 515 | 35 | 3 | 1 | 4 |   |     |     |     |     | 下水汚泥の処理について            | 応募者が他の方法で汚泥処理を行う場合は、義務事業または任意事業どちらになりますでしょうか。   | 状況に応じて個別に判断します。   |
| 516 | 35 | 3 | 1 | 4 |   |     |     |     |     | 汚泥燃料化施設                | 運営権者が承継予定の汚泥燃料化物に係る売買契約及び覚書の開示をお願い申し上げます。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 517 | 35 | 3 | 1 | 4 |   |     |     |     |     | 汚泥燃料化施設                | 運営権者が承継予定の汚泥燃料化物に係る売買契約及び覚書の主要条件（契約期間・更新条件、契約解除事由、売却価格、契約当事者それぞれの費用負担、売却量・品質に関する運営権者の義務、その他の重要な事項）をご教示頂きますでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 518 | 35 | 3 | 1 | 5 |   |     |     |     |     | 指定廃棄物の管理               | 本事業開始日以降において、新たな指定廃棄物の発生により運営権者の業務に影響が発生する旨を記載して頂けませんでしょうか。   | 原案のとおりとします。   |
| 519 | 35 | 3 | 1 | 5 |   |     |     |     |     | 指定廃棄物の管理               | 指定廃棄物は県が管理するものであるため、指定廃棄物に起因して放射能汚染などの事象が発生した場合、これは不可抗力事由ではなく県帰責事由として扱われるとの理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 520 | 35 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | リスク分担について              | 不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用のうち、小規模なもの（一定額未満）は運営権者が負担するとされていますが、小規模・大規模問わず、県が負担すべきではないでしょうか？  | 原案のとおりとします。   |
| 521 | 35 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | リスク分担について              | 不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用のうち、一定額未満とは具体的にどの程度の費用を考慮されておりますか？  | 実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 522 | 35 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力                   | 物価変動リスク等と同様に、他に収入を持たない運営権者は、リスク受容のために事業費を上乗せすることを回避できないと考えます。一定額を負担させる場合には合理的な範囲に留めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。  | 実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 523 | 36 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力事由発生時の運営権者の一定金額の負担 | 運営権者の負担となる費用について、回答書では「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱並びに工業用水道事業費補助金交付要綱に示される一定額をいいます。」とご回答頂いていますが、一定額の金額の定め方につきましては、不可抗力事象1件当たりの金額だけでなく、ある一定期間の累積額の縛りも設定頂きたくお願い申し上げます。1件当たり金額だけの場合、復旧にかかる費用が少額の場合は全て運営権者負担となり、極論をいうと、全ての不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用を運営権者が負担することにもなり得るため、一定期間での累積額での縛りも設定頂きたく、という趣旨となります。 | 原案のとおりとします。   |
| 524 | 36 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力事由発生時の運営権者の一定金額の負担 | 「不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用が一定額未満の場合は、運営権者がその被害の復旧に係る費用を負担する」となっていますが、当該被害若しくは当該復旧に係る費用が、運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの、及び維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるもの、以外の場合は、運営権者は当該一定額未満の負担は実施しなくとも良い建付として頂きたく、再検討をお願い申し上げます。（不可抗力事象が発生した場合において、運営権者に帰責性が無い場合まで、運営権者が費用負担することがないように、お願い申し上げます。）                                 | 原案のとおりとします。   |
| 525 | 35 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力                   | 災害復旧事業等に要する総事業費が一定額未満のものは運営権者の負担とされていますが、金額水準の定め方は、1件当たりの金額だけでなく、一定期間の累積額での上限額を設けるとの理解でよろしいでしょうか。   | 対象法令の内容をご確認ください   |
| 526 | 36 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力                   | 「一定額未満」の内容は、運営権ごと（9事業）の総事業費でとの理解でよろしいでしょうか。   | 対象法令の内容をご確認ください   |
| 527 | 36 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力                   | 「～総事業費が一定額未満～」とありますが、具体的数値と負担の考え方（ある期間の累積額が上限になるなど）について、ご教示ください。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                       | 内容   | 回答  |
|-----|----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|--------------------------|--|---|
| 528 | 36 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力                     | 但書きで、運営権者による「維持管理の義務を怠ったことに起因して生じた」と認められる」被害の復旧の費用は運営権者の負担とされていますが、災害発生時の業務履行は、災害対応の業務も含め、困難が多いことを考えると、義務を怠ったとして多額の費用が運営権者の負担となることは現実的でないことも考えられます。従って、ここで言う「維持管理の義務を怠った」は、当該不可抗力事由に関わらない業務（たとえば日ごろの保全業務など）を怠ったことに限定されるとの理解で宜しいでしょうか。また、運営権者の負担額に上限を設定することや、不可抗力事象に関連した運営権者の費用負担が多数回に及ぶ場合や多額となる場合には運営権者からの実施契約解除の余地もお認めいただけませんか。 | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                  |
| 529 | 36 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力                     | 「不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として県が負担する。」とありますが、事業者の予見性の観点から、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の適用の有無、国庫負担対象額、手続きの所要期間等にかかわらず、但書きに該当する場合を除いて速やかに県にご負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。  | 状況に応じて個別に判断します。   |
| 530 | 35 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力                     | 運営権者は9個別事業に関して、法律上はサービスの停止及び再開を決定する権限を有しないという理解です。そのため、運営権者は県からの指示に従い、給水業務や処理業務の停止及び再開を実施する（サービスの停止及び再開ならびにこれらに対する責任は一義的に県が負う）という理解でよいでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                  |
| 531 | 35 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力                     | 不可抗力について県が負担する「復旧にかかる費用」とは、不可抗力により物理的に損壊した施設を原形に復旧するための費用だけでなく、当該不可抗力への対応に要した人件費等の各種費用、復旧後の施設の維持管理、運営に要する費用の増加部分なども含まれるものと理解します。この理解でよろしいですか、ご教示ください。  | 実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 532 | 36 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力                     | 「不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、……原則として県が負担する。」とありますが、被害の拡大を防ぐために、またこのような事象下でできるだけ業務遂行を行うために発生する増加費用や損害も想定されます。復旧に係る費用のみならず、これらの増加費用や損害についても県にご負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。   | 原則として国庫負担の対象外となる費用は運営権者負担となりますが、詳細については、実施契約書（案）をご確認ください。 |
| 533 | 36 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） | 「不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（脚注66で「水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱並びに工業用水事業費補助金交付要綱」と記載）に基づき原則として県が負担する。」となっています。公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき補助金等を受領するための条件を具体的に確認させて下さい。（保険金見積りのために必要です。）   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                  |
| 534 | 36 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） | 「不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（脚注66で「水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱並びに工業用水事業費補助金交付要綱」と記載）に基づき原則として県が負担する。」となっています。上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱（「水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」は誤記との理解です）に基づき補助金等を受領するための条件を、具体的に確認させて下さい。（保険金見積りのために必要です。）  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                  |
| 535 | 36 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） | 「不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（脚注66で「水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱並びに工業用水事業費補助金交付要綱」と記載）に基づき原則として県が負担する。」となっています。工業用水事業費補助金交付要綱に基づき補助金等を受領するための条件を具体的に確認させて下さい。（保険金見積りのために必要です。）   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                  |
| 536 | 35 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力                     | 運営権者及び県は不可抗力事象の定義に当てはまる事象が生じた」と判断したが、結果的に国はそう判断せず、国庫負担法に基づく県に対する補助を行わなかった場合、被害の復旧にかかる費用は県と運営権者のどちらが負うとお考えでしょうか。  | 法の適用範囲外の場合は、運営権者負担となります。                                  |
| 537 | 36 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力                     | 不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用について、「災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満のもの（中略）については、運営権者の負担とする」とあります。応募者がリスクを適正に評価し、不必要な運営権者収受額（提案額）の増加を回避する観点から、不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、運営権者の不備及び粗漏又は義務を怠ったことに起因して生じた」と認められるものを除き、すべて県負担としていただくか、もしくは運営権者の負担については、1件当たりの金額だけでなく、一定期間の累計額での上限設定もご検討いただきたいと思います。   | 原案のとおりとします。   |
| 538 | 35 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力                     | 県が所有者として運営権対象施設に付保する予定の保険について、適用条件等の情報を早期に開示頂けますようお願い致します。   | 運営権事業開始後において、運営権設定対象施設に県が付保する保険はありません。県は管路に対してのみ保険に加入します。 |
| 539 | 36 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力                     | 「運営権者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan）に従い適切な初動対応を行う。緊急対応が必要な場合には、運営権者が自らの判断により臨機の措置を取るものとし、かかる措置を取った場合、速やかに県に報告するものとする。」とありますが、「適切な初動対応」及び「緊急対応が必要な場合」について、県として具体的に想定している基準をお示し頂けますでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                  |
| 540 | 36 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可効力（国庫負担法に基づく災害復旧）      | 不可抗力事象に該当する災害により、運営権設定対象施設に損害が発生した場合、県が災害復旧事業費国庫負担法に基づき費用負担をすとあります。このように県が補助金を受領し、運営権者が負担した費用の精算に充当する場合、当該金銭の受領は、運営権者にとって税務上益金算入することは不要との理解でよろしいでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                  |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                  | 内容  | 回答  |
|-----|----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|---------------------|---|---|
| 541 | 36 | 3 | 2 | 1 |   |     |     |     |     | 不可抗力（国庫負担法に基づく災害復旧） | 不可抗力事象に該当する災害により、運営権設定対象施設に損害が発生した場合、貴県が災害復旧事業費国庫負担法に基づき費用負担をすとあります。同法によるものを含め、国より貴県が補助金を受領し、運営権者が負担した費用の精算に充当する事象となった場合、当該金銭の受領は、運営権者にとって税務上益金算入することは不要との理解でよろしいでしょうか。   | 災害復旧については県が主体的に行うこととしております。詳細については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。             |
| 542 | 36 | 3 | 2 | 2 |   |     |     |     |     | 瑕疵担保責任              | 運営権設定対象施設及び譲渡対象資産の物理的瑕疵に起因する費用等は相当因果関係の範囲で認められると理解して宜しいでしょうか。   | 運営権設定対象施設については、実施契約書（案）をご確認ください。譲渡対象資産については瑕疵担保の対象外です。                  |
| 543 | 36 | 3 | 2 | 2 |   |     |     |     |     | 瑕疵担保責任              | 「募集要項等、県が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合」を回避したく、現在県が契約済である業務委託契約等や設計図書の開示を宜しくお願いいたします。   | 開示資料をご確認ください。   |
| 544 | 36 | 3 | 2 | 2 |   |     |     |     |     | 瑕疵担保責任              | 県は優先交渉権者に開示した資料の情報等の瑕疵について責任を負わないとされていますが、前提条件の資料の誤りによる費用の増加などは県が負担すべきではないでしょうか。  | 情報瑕疵に起因して改築が必要となる場合には別途の対応を設けましたので原案のとおりとします。詳細は実施契約書（案）をご確認ください。       |
| 545 | 36 | 3 | 2 | 2 |   |     |     |     |     | 瑕疵担保責任              | 1年以内に全施設を調査点検・影響度を把握することは困難であると考えます。「運営開始日より前」だけでなく発見が困難であったと認められるものは県で負担していただくことはできませんでしょうか。   | 物理的瑕疵に起因して改築が必要となる場合には別途の対応を設けましたので原案のとおりとします。詳細については、実施契約書（案）をご確認ください。 |
| 546 | 36 | 3 | 2 | 2 |   |     |     |     |     | 瑕疵担保責任              | 「県は、瑕疵担保期間の前後を問わず・・・責任を負わない」の具体例をお示ください。  | 本事業開始日より1年間が瑕疵担保期間に該当します。   |
| 547 | 36 | 3 | 2 | 2 |   |     |     |     |     | 瑕疵担保責任              | 本件瑕疵担保の対象は、「物理的な瑕疵」となっていますが、当該定義では内容が明確ではありません。どのような瑕疵が対象となるのか、定義を明確にして頂きたいとお願い申し上げます。（具体例を挙げてご説明頂くことを要望致します。）  | 実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 548 | 36 | 3 | 2 | 2 |   |     |     |     |     | 瑕疵担保責任              | 情報瑕疵の発見（情報の整合確認）を目的とした現地調査の機会を、応札前までに十分に取って頂けます様お願いいたします。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。  |
| 549 | 36 | 3 | 2 | 2 |   |     |     |     |     | 瑕疵担保責任              | 実施方針（案）では、県が瑕疵担保責任を負う対象に「運営権者譲渡対象資産」が含まれていたところ、実施方針では対象外となっています。「運営権者譲渡対象資産」を瑕疵担保責任の対象外とされたその理由をご教示ください。  | 重要性が低いと判断した結果によります。   |
| 550 | 36 | 3 | 2 | 2 |   |     |     |     |     | 瑕疵担保責任              | 運営権者が本事業開始前に当該瑕疵を発見することが困難であると認められる場合に、当該瑕疵に起因する費用を県が負担するとあります。事業開始前の発見の困難さに係わらず、設備瑕疵は県が負担すべきと考えます。   | 原案のとおりとします。   |
| 551 | 36 | 3 | 2 | 2 |   |     |     |     |     | リスク分担(瑕疵担保責任)について   | 瑕疵担保期間として「本事業開始後1年以内」と規定されるが、他事例に比し短いと考えられるため、少なくとも2年以上は設けて頂きたい。なおフランスでは資産整備から10年を瑕疵担保期間として規定している例がある。  | 原案のとおりとします。   |
| 552 | 37 | 3 | 2 | 4 |   |     |     |     |     | 特定条例等変更             | 特定条例等変更が生じた場合、県は、運営権者に生じた損失を補償する、重大な影響が見込まれる場合は、必要な対応について協議を申し出ることができるかとありますが、特定条例等変更は運営権者がコントロールできない事象であり、このような場合に大きな損失が生じる場合は、運営権者の損失状況によっては契約解除も検討することになると考えています。特定条例等変更については、補償だけでなく、損失状況によっては運営権者側からの契約解除の申し入れ、協議もできるようにしていただきたいと考えます。 | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。  |
| 553 | 37 | 3 | 2 | 4 |   |     |     |     |     | 特定条例等変更             | 特定条例等の変更時は、運営権者にそのリスクに対応する術がありません。したがって、その影響の大きさによっては、運営権者が契約解除できる制度を設定頂けますでしょうか。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。  |
| 554 | 37 | 3 | 2 | 4 |   |     |     |     |     | 特定条例等変更             | 「定期改定又は臨時改定を行うことにより運営権者に損失を補填できる場合、県は運営権者に生じる損失の補償を行わないものとする」という記載がありますが、この場合、定期改定又は臨時改定にかかる県の手続きについては、臨機応変に対応して頂けるという認識でよろしいでしょうか。例えば、議会の決議は不要という理解でよろしいでしょうか。   | 県として必要と考える手続を履行します。   |
| 555 | 37 | 3 | 2 | 5 |   |     |     |     |     | 需要の変動               | 「・上記以外の需要の変動に基づく運営権者が収受する利用料金等の増減に係るリスクは、運営権者が負う。」とありますが、具体的のどのようなケースを想定されているでしょうか。需要変動は、運営権者ではコントロールできない事象であり、負い難いリスクと考えます。  | 定期改定ないし臨時改定に該当しない需要の変動が該当します。   |
| 556 | 38 | 3 | 2 | 6 |   |     |     |     |     | 物価の変動               | 「・上記以外の物価の変動に起因する運営権者負担コストの増減に係るリスクは、運営権者が負う。」とありますが、具体的のどのようなケースを想定されているでしょうか。物価変動は、運営権者ではコントロールできない事象であり、負い難いリスクと考えます。  | 定期改定ないし臨時改定に該当しない物価の変動が該当します。   |
| 557 | 38 | 3 | 2 | 7 |   |     |     |     |     | 国補助金制度の変更等          | 国補助金制度の変更の場合の対応は、県の負担としてください。<br>12月25日説明資料-2（概要④）に、法令変更による新たな設備投資に係る費用は県の負担とあります。<br>例えば、更新された交付金条件を達成するために、より高性能な機能を追加具備させた設備を設置する必要が生じることがあります。  | 実施契約書（案）をご確認ください。   |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目   | 内容   | 回答   |
|-----|----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|--|--|--|
| 558 | 38 | 3 | 2 | 7 |   |     |     |     |     | 国庫補助金制度の変更等<br>(国補助金等の要望額に対して交付額が相違する場合)について | 協議の上で計画の見直し等を行い、交付額に応じた事業の実施を原則として行うとありますが、計画の見直しを行っても要求水準を満たすために必要となる事業費分(不足額分)がある場合は、県の負担として運営権者収受額を調整するとの理解でよろしいでしょうか。  | 国補助金の要望に対して交付額が異なり、交付額内での計画に見直しを行った結果、要求水準を充足できない場合は、要求水準を満たす改築計画書を作成し、当該改築費用を実費精算の対象とします。 |
| 559 | 38 | 3 | 2 | 7 |   |     |     |     |     | 国補助金制度の変更等                                   | 貴県資料「民間事業者からの主なご意見の回答」では、「国補助金の要望に対して交付額が異なり、交付額内では要求水準を満たす改築計画を立案できない場合は、要求水準を満たす改築計画書を作成し、当該改築費用を実費精算の対象とする。」とありましたが、今回公表された実施方針には反映されていません。今後、反映されるものと考えてよろしいでしょうか。   | 実施契約書(案)をご確認ください。  |
| 560 | 38 | 3 | 2 | 7 |   |     |     |     |     | 国補助金制度の変更等                                   | 「国補助金制度が変更される場合においては、県及び運営権者は、協議の上、実施契約の継続等に向けた措置を講ずる。」となっておりますが、「協議」が前提となっておりますが、事由に鑑みれば運営権者側がリスク負担すべき性質のものではないと思われまます。回答書では、「交付額に応じた改築について、要求水準を満たす改築計画書を立案できない場合は、原則として要求水準を満たす改築計画書を作成するものとし、当該改築費用を実費精算の対象とします。」ということですが、ここでの「実費精算」とは当初計画からの増額分について県が差額を負担していただけるという理解でよろしいでしょうか？ | 実費精算の対象は、要求水準を満たす改築計画書に基づく改築費用になります。   |
| 561 | 38 | 3 | 2 | 7 |   |     |     |     |     | 国補助金制度の変更等：<br>要望額に対する交付額が相違する場合の措置について      | 県資料「民間事業者からの主なご意見への回答」において、「国補助金の要望に対して交付額が異なり、交付額内では要求水準を満たす改築計画を立案できない場合は、要求水準を満たす改築計画書を作成し、当該改築費用を実費精算の対象とする」と回答されておりますが、この取り扱いが実施契約に反映されるとの理解してよろしいですか、ご教示ください。  | ご理解のとおりです。   |
| 562 | 38 | 3 | 2 | 7 |   |     |     |     |     | 国補助金制度の変更等の扱い<br>対象範囲について                    | 国補助金制度は下水道事業のみならず、ICT・AIなど複数の補助金活用が想定されます。これらに係る国庫補助金についても下水道事業と同様に、要望額に対して交付額が相違する場合は県と協議できるものと理解してよろしいですか。ご教示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 563 | 38 | 3 | 2 | 7 |   |     |     |     |     | 国補助金制度の変更等                                   | 下水道事業のみならず、ICTなど複数の補助金の活用が想定されます。これら変更リスクも同様に扱われるものと考えます。提案書にて適用を予定する補助金制度を整理し、その金額が交付されることを前提に事業計画を提案いたします。実施時の交付額が異なる場合の対応は、協議できるものと考えます。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 564 | 38 | 3 | 2 | 7 |   |     |     |     |     | 国補助金制度の変更等                                   | 水道用水供給事業や工業用水道事業においても交付金措置が可能と考えています。(厚労省生活基盤耐震化等交付金「水道事業におけるIoT活用の推進」等)<br>交付金前提で改築計画書を作成し、また、交付金申請は県と考えてよいでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 565 | 38 | 3 | 2 | 8 |   |     |     |     |     | 第三者賠償  | 「既存施設の存在そのもの」とは何を意味するのか、不明確であり、見解の相違が生じる可能性があるため、当該部分は削除あるいは変更すべきと考えますがいかがでしょうか。   | 原案のとおりとします。  |
| 566 | 38 | 3 | 3 |   |   |     |     |     |     | 対象事業におけるサービスの水準<br>(不可抗力事象が生じた場合)            | 県も運営権者も臨機に対応してしまった場合には、現場の混乱を招くことが懸念されるため、不可抗力事象発生時の運営権者の業務範囲をご教示ください。   | 要求水準書(案)をご確認ください。  |
| 567 | 38 | 3 | 3 |   |   |     |     |     |     | 対象事業におけるサービスの水準                              | 水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業に関して、「運営権者は、不可抗力が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。なお、詳細については、要求水準書(案)に示す。」とありますが、貴県と運営権者の対応範囲および責務の区分、貴県と運営権者の連携の考え方など、できるだけ具体的に提示願います。   | 要求水準書(案)をご確認ください。  |
| 568 | 38 | 3 | 3 |   |   |     |     |     |     | 対象事業におけるサービスの水準                              | 運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するとありますが、不可抗力事象が生じた場合に運営権者が負う責任範囲が不明確です。要求水準書において詳細が明示されるとのことですが、事象ごとの責任範囲を明確に示していただきたいと考えます。   | 要求水準書(案)をご確認ください。  |
| 569 | 38 | 3 | 3 | 1 |   |     |     |     |     | 水道用水供給事業                                     | 「運営権者は、…市町村の各受水地点において要求水準に定める水量・水質基準を遵守するものとする。」とありますが、浄水場の出口から市町村の各受水地点までは県が管理する管路が含まれ、必ずしも運営権者が水質を管理できるとは限りません。したがって、万一、市町村の各受水地点において要求水準が遵守されていない場合、浄水場の出口において水量・水質基準が遵守されていれば、基本的には県が対応し、運営権者に帰責する事由がある場合のみ、県から運営権者に対して遡求されるという理解で宜しいでしょうか。  | 要求水準書(案)をご確認ください。  |
| 570 | 38 | 3 | 3 | 1 |   |     |     |     |     | 対象事業におけるサービスの水準<br>水道用水供給事業                  | 実施方針民間事業者向け説明会(令和元年12月25日)の配布資料3「みやぎ型管理運営方式に係る県の基本的な考え方について」に、水道水質基準は、現行体制同様、県基準よりもさらに厳しい自らの管理目標を設定を課す旨の記載があります。仮に、水道水質が管理目標値を下回った場合でも、県基準を上回っていれば、ペナルティ対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 571 | 38 | 3 | 3 | 1 |   |     |     |     |     | 対象事業におけるサービスの水準<br>(不可抗力事象が生じた場合)            | 水道用水供給事業において、運営権者は不可抗力事象が生じた場合でも、自ら適切に対応するとありますが、この点の運営権者の義務範囲が不明瞭です。要求水準書において詳細規定されるようですが、現状想定されている運営権者の義務範囲について、ご教示頂きたく存じます。   | 要求水準書(案)をご確認ください。  |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目  | 内容   | 回答                                 |
|-----|----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|---|--|------------------------------------|
| 572 | 38 | 3 | 3 | 1 |   |     |     |     |     | 対象事業におけるサービスの水準水道用水供給事業                   | 実施方針民間事業者向け説明会（令和元年12月25日）の配布資料3「みやぎ型管理運営方式に係る県の基本的な考え方について」に、水道水質基準は、現行体制同様、県基準よりもさらに厳しい自らの管理目標を設定を課す旨の記載があります。<br>現行体制における県基準及び管理目標値についてご教示ください。   | 第二次審査における競争的対話等及び要求水準書（案）をご確認ください。 |
| 573 | 38 | 3 | 3 | 2 |   |     |     |     |     | 対象事業におけるサービスの水準（不可抗力事象が生じた場合）             | 工水事業において、運営権者は不可抗力事象が生じた場合でも、自ら適切に対応するとありますが、この点の運営権者の義務範囲が不明瞭です。要求水準書において詳細規定されるようですが、現状想定されている運営権者の義務範囲について、ご教示頂きたく存じます。   | 要求水準書（案）をご確認ください。                  |
| 574 | 38 | 3 | 3 | 3 |   |     |     |     |     | 対象事業におけるサービスの水準（不可抗力事象が生じた場合）             | 下水事業において、運営権者は不可抗力事象が生じた場合でも、自ら適切に対応するとありますが、この点の運営権者の義務範囲が不明瞭です。要求水準書において詳細規定されるようですが、現状想定されている運営権者の義務範囲について、ご教示頂きたく存じます。   | 要求水準書（案）をご確認ください。                  |
| 575 | 39 | 3 | 4 |   |   |     |     |     |     | （仮称）経営審査委員会について                           | 19ページの脚注42に、外部専門家等から構成される本事業のモニタリングを行う委員会とありますが、想定される構成員は、水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業のそれぞれの外部専門家から構成され、それぞれの事業単位でのモニタリングを実施するとの理解でよろしいでしょうか。  | モニタリング基本計画書（案）をご確認ください。            |
| 576 | 39 | 3 | 4 |   |   |     |     |     |     | ・実務状況のモニタリング<br>・実施方針説明会資料3 県の基本的な考え方 P39 | 実務状況のモニタリングに関しまして、実施方針の説明会（12/25開催）において、資料3「県の基本的な考え方」P39に記載された「県による財務状況のモニタリング（月次・四半期・年次）」につきまして、「モニタリング項目については別途県が指定する」とご説明頂きましたが、現時点でどのようなモニタリング項目を想定されているのかご教示頂きたい。  | モニタリング基本計画書（案）をご確認ください。            |
| 577 | 39 | 3 | 4 |   |   |     |     |     |     | 実施状況のモニタリング                               | （仮称）経営審査委員会によるモニタリングを行うとのことですが、本委員会の運営にかかる費用は誰が負担する想定でしょうか。ご教示頂きたくお願い申し上げます。   | 県が負担する方針です。                        |
| 578 | 39 | 3 | 4 |   |   |     |     |     |     | 実施状況のモニタリング                               | 「県によるモニタリング及び（仮称）経営審査委員会によるモニタリングを行う」とのことですが、それぞれどのような目的で、どのような内容のモニタリングを実施されるのか具体的にご教示頂きたく存じます。   | モニタリング基本計画書（案）をご確認ください。            |
| 579 | 39 | 3 | 4 |   |   |     |     |     |     | 実施状況のモニタリングについて                           | 運営開始後、県職員は運営権対象施設内に常駐し業務を行う予定はありますでしょうか。もし使用するのであれば各施設毎の詳細をお示しください。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。           |
| 580 | 39 | 3 | 4 |   |   |     |     |     |     | ・実務状況のモニタリング<br>・実施方針説明会資料3 県の基本的な考え方 P39 | 実務状況のモニタリングに関しまして、実施方針の説明会（12/25開催）において、資料3「県の基本的な考え方」P39に記載された「県による財務状況のモニタリング（月次・四半期・年次）」につきまして、「モニタリング項目については別途県が指定する」とご説明頂きました。当該モニタリング項目につきましては、最終的にはモニタリング基本計画書（案）にてご提示いただけるものと思料しますが、できるだけ早くにご提示頂きたく存じます。 | 募集要項等公表時に提示する予定です。                 |
| 581 | 39 | 3 | 4 |   |   |     |     |     |     | 実施状況のモニタリング                               | モニタリングに関しまして、詳細はモニタリング基本計画書（案）にてご提示いただけるものと思料しますが、要求水準の達成・財務状況の把握という目的に沿ったモニタリング計画とされた上で、報告に関しましては9つに渡る事業の運営者への業務負担を考慮したものでしていただければと思います。  | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。               |
| 582 | 39 | 3 | 4 |   |   |     |     |     |     | 実施状況のモニタリング                               | モニタリングとして、運営権者によるセルフモニタリング、貴県によるモニタリング、（仮称）経営審査委員会によるモニタリングを行うとされていますが、モニタリング結果が相違する場合や結果に疑義がある場合等の措置について、公平性のあるルール設定をお願いいたします。また、モニタリング基本計画書(案)の早期開示を望みます。  | 募集要項等公表時に提示する予定です。                 |
| 583 | 39 | 3 | 4 |   |   |     |     |     |     | 実施状況のモニタリング                               | 県によるモニタリング及び（仮称）経営審査委員会によるモニタリングを行い、詳細はモニタリング基本計画書（案）に示すと思いますが、基本計画書（案）の開示は早期にお願いしたいと考えます。なお、基本計画書（案）において、それぞれのモニタリングの目的と実施方法（内容）、両者の関係性を明確に示していただきたいと考えます。  | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。               |
| 584 | 39 | 3 | 4 |   |   |     |     |     |     | 実務状況のモニタリング                               | 「モニタリングの詳細については、モニタリング基本計画書（案）に示す」とあります。<br>モニタリング基本計画書（案）について、極力早期の開示をお願い致します。  | 募集要項等公表時に提示する予定です。                 |
| 585 | 39 | 3 | 4 |   |   |     |     |     |     | 実務状況のモニタリング                               | モニタリングの詳細についてはモニタリング基本計画書（案）に示すとありますが、県によるモニタリング及び（仮称）経営審査委員会による二重モニタリングの建付けは非常に複雑であると考えられるため、方法及び項目の設定はできるだけ早期に開示頂きますようお願い致します。   | 募集要項等公表時に提示する予定です。                 |
| 586 | 39 | 3 | 4 |   |   |     |     |     |     | 実施状況のモニタリング                               | 「県によるモニタリング及び（仮称）経営審査委員会によるモニタリング」を行うとありますが、それぞれのモニタリング結果が異なった場合には、どのような順位で優先されるのでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。           |
| 587 | 39 | 3 | 4 |   |   |     |     |     |     | 実施状況のモニタリング                               | 運営権者の見解とモニタリング結果に齟齬が生じた場合、（仮称）経営審査委員会には中立・公平な意見を求めるのみであり、紛争解決は直接裁判所に委ねるとの理解で良いでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。           |
| 588 | 39 | 3 | 5 |   |   |     |     |     |     | 要求水準違反時のペナルティ                             | 要求水準達成を促すべくペナルティを設ける必要がある点は理解しますが、ペナルティの額については、月次運営権者収受額に対して過大となり、運営権者の財務状況悪化を招く金額規模とならないよう、ご検討いただけないでしょうか。  | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。               |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                                   | 内容  | 回答   |
|-----|----|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|--------------------------------------|---|--|
| 589 | 39 | 3 | 5 |   |    |     |     |     |     | 水道用水供給事業における要求水準違反が発生した場合の原因判定主体について | 水道用水供給事業では、運営権者の監視地点（浄水場出口）と遵守地点との間に県と運営権者との管理範囲が輻輳しており、監視地点で要求水準を確保していても遵守地点で違反となるケースも考えられます。管理範囲が輻輳している状況を踏まえ、要求水準未達の原因判定主体は県が行うとの理解でよろしいですか。ご教示ください。                                       | 要求水準書（案）をご確認ください。                                    |
| 590 | 39 | 3 | 5 |   |    |     |     |     |     | 水道用水供給事業における要求水準違反時の措置について           | 水道用水供給事業では、運営権者の監視地点（浄水場出口）と遵守地点との間に県と運営権者との管理範囲が輻輳していることから、監視地点で要求水準を確保していても管路に起因して遵守地点で違反となるケースも考えられます。こうしたケースについては「運営権者の業務範囲において要求水準（水量・水質基準）未達の事由がない場合は、運営権者の責は問わない」との理解でよろしいですか。ご教示ください。 | 要求水準書（案）をご確認ください。                                    |
| 591 | 39 | 3 | 5 |   |    |     |     |     |     | 要求水準違反時のペナルティ                        | 水質遵守地点において水質異常（要求水準違反）が認められたとき、運営権者対象施設外である管路等を水道が通過していることより、運営権者対象施設の設備及び事象が原因でないと認められた場合は、運営権者側にはペナルティがないと考えてよろしいでしょうか。   | 要求水準書（案）をご確認ください。                                    |
| 592 | 39 | 3 | 5 |   |    |     |     |     |     | 要求水準違反時のペナルティ                        | 要求水準の達成が困難と県が判断する場合、県は運営権者に代わり、本事業を実施することができるとありますが、県が本事業を実施する場合はPFI法第29条第1項に基づく運営権の「停止」が行われるという理解でよいでしょうか。   | 状況に応じて個別に判断します。                                      |
| 593 | 39 | 3 | 5 |   |    |     |     |     |     | 要求水準違反時のペナルティ                        | 要求水準未達が継続した場合、県が運営権者に代わって本事業を実施することができる、という記載がありますが、これは最終的には実施契約の解除も想定されている、という理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 594 | 39 | 3 | 5 |   |    |     |     |     |     | 要求水準違反時のペナルティ                        | 水質の要求水準につき、運営権者の遵守地点が監視地点より下流に位置する為、監視地点と遵守地点の間で発生した要求水準違反の立証責任は、県が負われる方針でしょうか。また、要求水準違反の責任の所在につき、県と運営権者の間で見解の相違が生じた場合は、（仮称）経営審査委員会等の第三者の判断を仰ぐ事をご検討下さい。                                       | 立証責任は、運営権者が負います。後段のご質問については、第二次審査における競争的対話等でご確認ください。 |
| 595 | 39 | 3 | 6 |   |    |     |     |     |     | 保険について                               | 運営権者が自らの判断で付保した保険は県の確認を得るものとありますが、付保した後の対応なので、県の確認ではなく、県への報告に留めるべきではないでしょうか。  | 実施契約書（案）をご確認ください。                                    |
| 596 | 40 | 3 | 7 | 1 |    |     |     |     |     | 運営権の処分                               | 運営権者が金融機関より調達する借入において運営権に担保を設定する場合、県と金融機関の間で協定書を締結することが前提条件となっておりますが、同協定書が締結されない場合（例：承諾書への捺印）もありますので、当該前提条件の削除/修正をご検討ください。  | 原案のとおりとします。  |
| 597 | 40 | 3 | 7 | 1 |    |     |     |     |     | 運営権の処分                               | 運営権を譲渡する必要が生じた場合に、その時点の状況や譲受人の方針を踏まえて、附帯事業や任意事業については、引継がないこと、又は内容を変更することをお認めいただけませんか。   | 原案のとおりとします。  |
| 598 | 40 | 3 | 7 | 1 |    |     |     |     |     | 運営権の処分                               | 事業再編（会社分割、事業譲渡等）による場合の契約上の地位・権利・義務の譲渡・承継は無条件に認められるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                             |
| 599 | 40 | 3 | 7 | 1 |    |     |     |     |     | 運営権の処分                               | 担保設定にあたって条件とされている、県と金融機関等との間で締結される「実施契約等に規定する事項を定めた協定書」は、直接協定（実施方針第6.6.2の規定によれば、直接協定は締結されないこともあるとの理解です。）とは別のものと理解いたしました。予測可能性の観点から、実施契約等においてその協定書の内容を明確に規定いただくか、または、ひな形をお示しいただけますでしょうか。       | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                             |
| 600 | 40 | 3 | 7 | 1 |    |     |     |     |     | 運営権の処分                               | 本事業の運営権は9個のため、9個の運営権のうち一部の運営権のみを処分することが許容される余地があるかご教示ください。  | 一部の運営権のみの処分を許容することは想定しておりません。                        |
| 601 | 40 | 3 | 7 | 2 |    |     |     |     |     | 運営権者の株式の新規発行及び処分                     | 事業再編（会社分割、事業譲渡等）による場合のSPC株式の譲渡は無条件に認められるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                             |
| 602 | 41 | 3 | 7 | 2 | 2) |     |     |     |     | 本議決権株式                               | 議決権株式の譲渡に対する県の事前承認については、内閣府の「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」頁39の「2、留意事項」の（4）に準拠して運用されるという理解で宜しいでしょうか。  | 状況に応じて個別に判断します。                                      |
| 603 | 41 | 3 | 7 | 2 | 2) |     |     |     |     | 本議決権株式                               | 「本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を（中略）第三者に対して処分を行おうとするときは、県の事前の承認を受ける必要がある」とあります。本議決権株式の処分について、県が承認しない場合の事例をご教示ください。  | 状況に応じて個別に判断します。                                      |
| 604 | 44 | 4 | 1 | 2 | 表8 |     |     |     |     | 主な運営権設定対象施設の立地（工業用水道事業）              | 仙台北部工業用水道事業の事業用資産の浄水施設に、「濁度低減処理施設・工水配水池（麓山浄水場内）」とあり、脚注72に「本事業開始日までに稼働予定の施設である」とあります。当該施設の施設情報（仕様書や図面）、設計上の維持管理費に関する情報をご開示ください。  | 開示資料をご確認ください。  |
| 605 | 46 | 4 | 2 |   |    |     |     |     |     | 土地の使用に関する事項                          | 公有財産貸付契約書に記載される条件とは具体的にどのような条件かご教示願います。   | 実施契約書（案）をご確認ください。                                    |
| 606 | 47 | 5 | 1 |   |    |     |     |     |     | 実施契約に定めようとする事項                       | 実施方針16頁の1.1.13の2）（運営権者収受額の提案）に記載の「見込水量及び県が事業期間にわたり本事業を継続した場合の費用見込額」は同17頁脚注40の通り、実施契約書（案）に示される理解でよろしいでしょうか。また、その場合は、本5.1項に列記されている⑩利用料金の設定及び収受等に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。                           | 実施契約書（案）をご確認ください。                                    |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                       | 内容  | 回答  |
|-----|----|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|--------------------------|---|---|
| 607 | 47 | 5 | 1 |   |    |     |     |     |     | 知的財産権                    | 実施契約の知的財産権についての項目では、民間の創意工夫の恩恵を受けられるよう、知的財産法令の原則に則り、発明者、創作者の権利が運営権者側に帰属するようにして頂きたく存じます。県が適宜報告を受け、事業に必要な利用権を得られるように配慮することについては許容致します。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                      |
| 608 | 47 | 5 | 2 |   |    |     |     |     |     | 疑義が生じた場合の措置              | 「必要に応じて（仮称）経営審査委員会に意見を求めた上でこれを定める」とあります。県と運営権者の協議については、中立的な第三者に意見を求めることが適切であると考えますので、ここでの委員会は第三者によって構成されるものと定義されるようお願い致します。   | 実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 609 | 47 | 5 | 2 |   |    |     |     |     |     | 疑義が生じた場合の措置              | （仮称）経営審査委員会は、実施契約に定めのない事項で紛争が起きた場合の解決の場ではないとの理解でよいでしょうか。  | 実施契約に定めのない事項で紛争が起きた場合の解決の場の一つと考えています。                         |
| 610 | 48 | 6 | 1 |   |    |     |     |     |     | 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置  | 実施契約が解除により終了した場合に、完成引き渡し前の流域下水道事業の改築の出来形部分は別途県が実費相当分を支払うものと理解してよろしいですか。ご教示ください。   | 実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 611 | 48 | 6 | 1 |   |    |     |     |     |     | 事業の継続が困難となった場合の措置        | 県事由、または不可抗力事象により契約が終了する場合、運営権対価の残余価値が県から運営権者に返還されるとありますが、同残余価値は定額償却法に基づくものか、具体的な算定方法をご教示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                      |
| 612 | 48 | 6 | 1 |   |    |     |     |     |     | 事業継続する為の人材確保について         | 全国的に少子高齢化が進み、地域を担う次世代人材の確保が難しくなっている環境は、上工下水の業界においても同様の状況と推察します。運営権者は事業継続を担保する為、スキルと経験のある人材を、確実に確保できる証明を行う必要があると思料しますが、この点をどう評価されるのかご教示をお願いいたします。  | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。   |
| 613 | 48 | 6 | 1 |   |    |     |     |     |     | 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置  | 「みやぎ型管理運営方式に係わる県の基本的な考え方について - P.40 - ①事業者選定での十分な審査項」で、「事業の継続性を担保する措置の提案を求める」という記載がありますが、どのような提案が想定されていますか？   | 優先交渉権者選定基準をご確認ください。   |
| 614 | 48 | 6 | 1 |   |    |     |     |     |     | 事業の継続が困難となった場合における措置について | 事業の継続が困難となった場合における運営権者の引き継ぎの協力期間については、合理的且つフェアな期間を設定頂けますようお願い申し上げます。  | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。  |
| 615 | 48 | 6 | 1 |   |    |     |     |     |     | 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置  | 6.1柱書には「運営権者の資産等については、1.1.9-4)-③…と同様の取扱いとする」とありますが、本事業終了日の到来日前に実施契約が解除され又は終了した場合においても、1.1.9-4)-③と同様に「水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用」の当該解除又は終了時の残存価値相当額が運営権者に支払われるという理解でよろしいでしょうか。上記理解を前提とした場合、6.1柱書の「運営権者の資産等」の「等」には、「水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用」が含まれているという理解でよろしいでしょうか。この点の明確化のため、「運営権者の資産等」を、「水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用及び運営権者の資産等」と修正することを検討ください。 | 公募書類における記載を明確化する予定です。   |
| 616 | 50 | 6 | 1 |   |    |     |     |     |     | 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置  | 「一部の事業のみ解除されることがありうる」とありますが、このような処理は例外であって、当該一部の事業が解除されることによる影響が残部に波及し運営権者全体の収支や経営状況が悪化・大幅な見直しを強いられることになるような場合には、一部の事業のみではなく全部の事業が解除されるという理解でよいでしょうか。   | 状況に応じて個別に判断します。   |
| 617 | 48 | 6 | 1 | 1 |    |     |     |     |     | 運営権者事由解除                 | 財務状況の悪化等により継続が困難となることについて、その本質的な原因は複合的であることが推定され、利用料金の見直し協議の不調等に起因するもの等、単純に運営権者のみの事由によるものとは限りません。一方で、実施契約の解除や運営権の行使の停止は、関連する民間事業者の社会的な信用を大きく失墜することになります。したがって、継続が困難となった理由について、第三者機関による調査と調査結果の公表を行なうことを規定いただけないでしょうか。   | 原案のとおりとします。   |
| 618 | 48 | 6 | 1 | 1 |    |     |     |     |     | 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置  | 運営権者事由を除く解除又は終了時の措置について、解除又は終了時点において流域下水道事業の改築が完成引き渡し前であっても、解除又は終了時点での実費は県の負担（出来高部分引き渡し）としていただきたい。  | 実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 619 | 48 | 6 | 1 | 1 | 1) |     |     |     |     | 解除事由                     | 又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができると思いますが、この表記であると一定の治癒期間を設けなくても、一発解除できることになってしまいます。本文言については削除、見直しをお願いします。  | 原案のとおりとします。   |
| 620 | 49 | 6 | 1 | 2 | 1) |     |     |     |     | 解除事由                     | 二つ目の文章について、「公益上やむを得ない必要が生じたとき」は不明確であり、見解の相違が生じる可能性があるため、本文章は削除すべきと考えます。「公益上やむを得ない必要が生じたとき」の解除は受け入れざるを得ないとしても、通知は1年程度前には必要ではないかと考えます。  | 原案のとおりとします。   |
| 621 | 48 | 6 | 1 | 2 | 1) |     |     |     |     | 解除又は終了事由                 | 県が所有権を有しなくなったときに、契約が終了するとありますが、どういった場合に所有権を有しなくなると想定しているのでしょうか。リースバック等を活用することによる所有権の移転も含まれるとの理解で良いでしょうか。  | 運営権設定対象施設が滅失した場合を除き、事業期間中に県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなる場面は想定しておりません。 |

| 番号  | 頁  | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目   | 内容   | 回答   |
|-----|----|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|--|--|--|
| 622 | 48 | 6 | 1 | 2 | 1) |     |     |     |     | 解除又は終了事由                                     | 県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、当該運営権設定対象施設に係る本事業との関係においてのみ実施契約を終了するものとする。とあるが、運営権設定対象施設については、必要に応じて運営権者が所有権を取得等することも想定される。故に、県が運営権設定対象施設の除却、売却を検討する段階で、運営権者に対する情報開示あるいは事前協議をお願いしたい。  | 現時点で運営権設定対象施設について運営権者が所有権を取得する場面は想定しておりません。  |
| 623 | 49 | 6 | 1 | 2 | 1) |     |     |     |     | 県事由の実施契約解除について                               | 運営権者に対する解除の通知は「6か月以上前」とあるが、本事業の事業範囲において、雇用に対する影響等も鑑み、最低でも1年以上前の通知としていただきたい。  | 原案のとおりとします。  |
| 624 | 49 | 6 | 1 | 2 | 2) |     |     |     |     | 解除又は終了後の措置                                   | 県事由解除時に運営権者に対して支払われる運営権対価のうちの残余の分について、運営権設定時には現在価値で支払っているため、返還される分は、この点を考慮した額としていただけないでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 625 | 49 | 6 | 1 | 2 | 2) |     |     |     |     | 県事由解除又は終了 2)解除又は終了後の措置<br>特定法令等変更解除 2)解除後の措置 | 県は運営権者に「支払った運営権対価のうち残余の残余期間に対応する部分を返還する」とありますが、運営権者に起因しない解除又は終了であるから、運営権者が残余期間に得られたであろう利益も支払うべきと考えます。  | 原案のとおりとします。  |
| 626 | 49 | 6 | 1 | 2 | 2) |     |     |     |     | 解除又は終了後の措置                                   | 県事由解除の場合、県は実施契約に定める契約解除違約金を支払うこととされていますが、当該違約金は「損害賠償額の予定」という理解です。したがって、実際の運営権者に発生した損害の額が当該額を下回る場合であっても、当該違約金の額を支払っていただけないというものと理解しました。<br>このような「損害賠償額の予定」については、地方自治法第96条第1項第13号に定める「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」に該当するものと思料します。そのため、運営権実施契約の締結にあたっては、当該違約金を定めることを前提として上記13号に基づく県議会の議決を取得していただけないという理解でよろしいでしょうか。                          | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 627 | 49 | 6 | 1 | 2 | 2) |     |     |     |     | 解除又は終了後の措置                                   | 県事由解除の場合、県は実施契約に定める契約解除違約金を支払うこととされていますが、当該違約金は「損害賠償額の予定」という理解です。したがって、実際の運営権者に発生した損害の額が当該額を下回る場合であっても、当該違約金の額を支払っていただけないというものと理解しました。<br>このような「損害賠償額の予定」については、地方自治法第96条第1項第13号に定める「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」に該当するものと思料します。運営権実施契約の締結にあたって、当該違約金を定めることを前提として上記13号に基づく県議会の議決を取得しない場合でも、当該違約金債務を実施契約に明記いただくことに法律上の障害はないという理解でよろしいでしょうか。 | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 628 | 49 | 6 | 1 | 3 |    |     |     |     |     | 不可抗力解除又は終了                                   | 不可抗力解除の要件として「事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合」とありますが、「事業継続措置」「復旧スケジュール」という用語と、3.2.1で定める不可抗力発生時の対応との関係をご教示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 629 | 49 | 6 | 1 | 3 | 1) |     |     |     |     | 解除又は終了事由                                     | 貴県による一方的な契約解除ではなく、合意による解除とすべきと考えますが、いかがでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 630 | 49 | 6 | 1 | 3 | 2) |     |     |     |     | 不可抗力事象による契約解除について                            | 「不可抗力事象より県及び運営権者に生じた損害は各自で負担し、相互に損害賠償は行わない」とあるが、本事業における各施設の損害が生じた場合、その施設の所有権を持つ当事者が各自で負担すると考える。またその点を実施契約において明記していただきたい。   | 原案のとおりとします。  |
| 631 | 49 | 6 | 1 | 3 | 2) |     |     |     |     | 解除又は終了後の措置                                   | 二つ目の文章に「県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する。」とありますが、これは一つ目の文章で運営権を取り消す場合、三つ目の文章で運営権の放棄又は県の指定する者に対する無償譲渡を行う場合の、いずれの場合にも適用されると理解してよろしいでしょうか。   | 6.1.3(四)不可抗力解除又は終了 1) 解除又は終了事由に該当する場合、「県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する。」が適用されます。 |
| 632 | 49 | 6 | 1 | 3 | 2) |     |     |     |     | 解除又は終了後の措置                                   | 不可抗力により実施契約が解除された場合も、事業者にとっては「不可抗力事象により運営権設定対象施設全てが滅失した」ために本事業に係る全ての運営権が当然に消滅した場合と状況は変わらないため、県は運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する建付けとしていただけませんか。   | 実施方針6.1.3 2)をご確認ください。  |
| 633 | 50 | 6 | 1 | 4 | 2) |     |     |     |     | 解除後の措置                                       | 特定法令等変更解除時に運営権者に対して支払われる運営権対価のうちの残余の分について、運営権設定時には現在価値で支払っているため、返還される分は、この点を考慮した額としていただけないでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |
| 634 | 50 | 6 | 1 | 4 | 2) |     |     |     |     | 一部事業解除                                       | 一部事業が解除される場合、運営権者側で9事業に跨る共通費用を削減する等の調整が発生するため、運営権者への事前通達期間含め、一部事業解除時の取扱い詳細をご教示ください。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。   |

| 番号  | 頁     | 章 | 節 | 項 | 目  | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                          | 内容  | 回答                       |
|-----|-------|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|-----------------------------|---|--------------------------|
| 635 | 50    | 6 | 1 | 4 | 2) |     |     |     |     | 一部事業のみの解除について               | 本事業は9個別事業を一体として運営することでスケールメリットを確保することが前提されているものと存じます。実施方針50頁では、「なお、6.1.2県事由解除又は終了、6.1.3不可抗力解除又は終了及び6.1.4特定法令等変更解除に関しては、本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両方で協議する。」とされており。この点、民間事業者としては、9個別事業を一体として運営することでスケールメリットを享受できることを前提に公募に参加することが想定されるところ、6.1.2 県事由解除又は終了に関して一部の事業のみ解除するにあたっては、運営権対価のうち残存期間に対応する部分の返還及び契約解除違約金の支払いに加え、選択的に、他の運営権設定対象事業への影響分にかかる県による適切な補償・補填、または、運営権者側から他の運営権設定対象事業の無条件解除（契約解除違約金を伴わない解除）が認められることが望ましいのではないかと考えます。また、6.1.3 不可抗力解除又は終了及び6.1.4 特定法令等変更解除に関して一部の事業のみ解除する場合でも、運営権者側から他の運営権設定対象事業の無条件解除が認められることが望ましいと考えます。 | 原案のとおりとします。              |
| 636 | 50    | 6 | 1 | 4 | 2) |     |     |     |     | 特定法令等変更解除による解除後の措置          | 解除後の措置において、「損害は各自で負担する」となっています。その一方で、3.2.3及び3.2.4では、特定法令／条例等変更により本事業への重大な影響が見込まれる場合には、運営権者は県に対し必要な対応について協議を申し出ることができることとなり、損失負担を排除しない記載となっています。特定法令等変更解除においては、本事業に重大な影響を与えるものとして、損失は貴県が負担することとして頂けますようお願い致します。  | 原案のとおりとします。              |
| 637 | 51    | 7 | 2 |   |    |     |     |     |     | 株式会社民間資金等活用事業推進機構による出融資     | 株式会社民間資金等活用事業推進機構が複数のコンソーシアムに出融資できるとされていますが、当該機構の裁量により融資条件の異なる（例：利率が異なる）など、不公平がないよう公平性の担保の措置をお願い申し上げます。   | 原案のとおりとします。              |
| 638 | 別紙3-1 |   |   |   |    |     |     |     |     | 不可抗力                        | 下部に「上記以外」が運営権者負担として残っていますが、上部に県にとつての「除外対象」が記載されている為、「上記以外」の整理は不要とすべきではないでしょうか。  | 原案のとおりとします。              |
| 639 | 別紙3-1 |   |   |   |    |     |     |     |     | 不可抗力                        | 不可抗力により運営権者に損害が生じた場合、県が補助金を受けられる基準金額を下回る損害に対しては、年間複数回事象が発生しても、すべて運営権者の負担とするご意向でしょうか。  | ご理解のとおりです。               |
| 640 | 別紙3-1 |   |   |   |    |     |     |     |     | 不可抗力                        | 「上記以外」とは具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか。   | 災害復旧事業となる天災以外などが該当します。   |
| 641 | 別紙3-1 |   |   |   |    |     |     |     |     | リスク分担表について                  | 不可抗力欄の「上記以外の負担者」について、運営権者に○印がついていますが、本項目については運営権者がコントロールできるものではないため、負担者は県であると考えます。  | 原案のとおりとします。              |
| 642 | 別紙3-1 |   |   |   |    |     |     |     |     | 別紙3 リスク分担表<br>1. 全般<br>不可抗力 | 脚注1に「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱並びに工業用水道事業費補助金交付要綱に示される一定額をいう」とあります。それぞれの一定額（金額）について、念のため確認させてください。  | 実施契約書（案）をご確認ください。        |
| 643 | 別紙3-1 |   |   |   |    |     |     |     |     | 事業移管<br>不可抗力等による事業開始の遅延     | 「第三者損害」は、「第三者の帰責事由」に修正してはいかがでしょうか。  | 原案のとおりとします。              |
| 644 | 別紙3-1 |   |   |   |    |     |     |     |     | 不可抗力                        | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱では、自治体レベルで適用除外となる金額が異なりますが、運営権設定施設の損害はすべて県の金額基準が用いられるとの理解でしょうか。  | 実施契約書（案）をご確認ください。        |
| 645 | 別紙3-1 |   |   |   |    |     |     |     |     | 不可抗力                        | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱では、自治体レベルで適用除外となる金額が異なりますが、解釈の明確化のため、具体的な金額は以下の認識で合ってますでしょうか。<br>・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 120万<br>・上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱 720万<br>・工業用水道事業費補助金交付要綱 500万（国庫負担法）又は1,000万（激甚法）   | 実施契約書（案）をご確認ください。        |
| 646 | 別紙3-1 |   |   |   |    |     |     |     |     | 不可抗力                        | 災害復旧に要する総事業費には、運営権者だけの損害ではなく、県管理の施設に対する損害も含まれるとの理解でよいでしょうか。   | ご理解のとおりです。               |
| 647 | 別紙3-1 |   |   |   |    |     |     |     |     | 不可抗力                        | 運営権者が任意事業で受託した自治体については、当該自治体の判断、契約に従い、補償を受けられる可能性があるとの理解でよいでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。 |

| 番号  | 頁     | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目  | 内容   | 回答   |
|-----|-------|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|---|--|--|
| 648 | 別紙3-1 |   |   |   |   |     |     |     |     | 不可抗力  | 不可抗力による影響については、施設の復旧に限らないと考えられますが、除外対象の判断基準となる補助金交付要綱は、額を算出する基準であり、対象となる事項については関係ないとの理解で宜しいでしょうか。  | 実施契約書（案）をご確認ください。  |
| 649 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 税制変更  | 広く一般的に適用される税制の変更は、運営権者でリスクを負担するとなっておりますが、本事業については税制の変更分を料金に転換することが容易ではないため、税制の変更リスクを運営権者が負うことは厳しいと考えますので、税制の変更は県のリスク負担としていただきたいと思います。  | 実施方針別紙3-2のとおり、運営権収受額の改定要因としております。                              |
| 650 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 税制変更  | 仙台市税も臨時/定期改定の対象となることをご確認させていただきます。   | 利益に課される税制度の変更については該当しません。                                      |
| 651 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 税制（課税所得にかかる税率）変更について                              | 法人税率変更等の課税所得（利益）に課される税制変更は運営権者負担すべきと考える。課税所得に対しての税は、運営権者にとつての「費用」ではないとの理解である。一方で増減があった場合、料金収受改定にかかる金額は運営権者にとつての「収益」の増減となり、それに対して変更後の税率が課せられるという事態になり、税の法制度の観点からも疑義が生じる可能性があるかと推察する。    | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。   |
| 652 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 税制変更  | 公共施設運営事業のみに適用される国税の変更についても、広く一般的に適用される税制の変更同様、運営権者収受額の臨時/定期改定の対象にすべきと考えますが、何故運営権者負担も想定されているのでしょうか。   | 公共施設等運営事業のみに適用される国税の変更については、運営権者収受額の定期及び臨時改定の対象とすることに変更する方針です。 |
| 653 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 別紙3 リスク分担表 第三者損害                                  | 【運営権者が行う維持管理及び改築に起因する第三者損害】のリスク分担が運営権者となっておりますが、既設設備に起因するもので公表資料、現地調査等から予見できないものについては運営権者に帰責事由が無いと考えます。  | 原案のとおりとします。  |
| 654 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 第三者損害   | 運営権者が行う維持管理及び改築に起因する第三者損害（騒音、悪臭、振動等、これらに起因する近隣住民等の反対運動及び訴訟等）について、通常避けることのできない不可避の騒音、振動等の損害を運営権者に負担させることは過度な負担と考えます。そのため、公共工事標準請負契約約款での考え方と同様、運営権者に善管注意義務違反が認められない限り、貴県の負担として頂けますでしょうか。 | 原案のとおりとします。  |
| 655 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 第三者損害   | 訴訟等の対応は、両者協議のうえ処理解決を行うとして頂けますでしょうか。  | 原案のとおりとします。  |
| 656 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 第三者損害<br>施設・設備の損傷                                 | 県側がリスク負担する範囲が「県が遂行する業務に起因する・・・」となっておりますが、県の作為・不作為に起因するもののみならず、県側が所掌する施設（管路等）に生じた事由（瑕疵や事故等）に起因するものも含まれるとの理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 657 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 第三者損害   | 「運営権者が行う維持管理及び改築に起因する第三者損害」については、万一仮に運営権者が従来通りの運営をしても反対運動及び訴訟等が起こった場合、県の要求する水準を満たしている限り、県が当該リスクの負担者と変更することをご検討頂けますでしょうか。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。   |
| 658 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 住民・利用者との関係  | 一つ目の文章について、「本事業等を運営権者が実施するという事実そのもの」に該当するか、見解の相違が生じる可能性があるため、「下記以外」などに修正してはいかがでしょうか。   | 原案のとおりとします。  |
| 659 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 住民・利用者との関係  | 二つ目の文章について、運営権者の責任は、「運営権者の帰責事由」に限定すべきと考えますが、いかがでしょうか。  | 原案のとおりとします。  |
| 660 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 住民・利用者との関係  | 運営権者に善管注意義務違反のない限り、貴県負担として頂けますでしょうか。   | 原案のとおりとします。  |
| 661 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 住民・利用者との関係<br>「運営権者が提供するサービス内容に起因して発生する反対運動及び訴訟等」 | 上段「本事業を運営権者が実施するという事実・・・」と複合的に、反対運動や訴訟に発展するケースも想定されるため、運営権者が負担すべきは「運営権者が提供するサービス内容（性能未達、法令違反）」そのものに起因する問題に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。   | 状況に応じて個別に判断します。  |
| 662 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 住民・利用者との関係  | 訴訟等の対応は、両者協議のうえ処理解決を行うとの理解でよろしいでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                       |
| 663 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 住民・利用者との関係について                                    | 「本事業を運営権者が実施する～訴訟等」と「運営権者が提供する～訴訟等」とあるが、原因の起因の特定が難しい場合や、疑義が生じる場合の取扱いについて係のプロセスを提示頂きたい。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。                                       |
| 664 | 別紙3-2 |   |   |   |   |     |     |     |     | 金利・為替変動   | 「金利上昇、為替変動による資金調達に要する利息の増加」は運営権者負担となっておりますが、運営権者にリスク低減の手立てがなく、物価の変動同様、運営権者収受額の定期的ないし臨時的改定で、影響を受ける構成項目とすることをご検討頂けますでしょうか。   | 原案のとおりとします。  |

| 番号  | 頁     | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目                  | 内容   | 回答  |
|-----|-------|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|---------------------|--|---|
| 665 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 許認可                 | 貴県、運営権者のいずれの帰責事由でもない許認可リスクが顕在化した場合は、最終責任等の観点から貴県のリスク負担と考えるとよろしいでしょうか。  | 原案のとおりとします。   |
| 666 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 業務遂行の中断・不能          | 貴県の帰責以外の事由による業務遂行の中断・不能は運営権者の負担とありますが、不可抗力事象の場合も貴県の負担対象に含めることを明示して頂けますでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 667 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 業務遂行の中断・不能          | 「上記以外の理由による業務遂行の中断・不能」は運営権者のリスク負担となっていますが、不可抗力事象によるものも含め運営権者の帰責事由ではない場合は貴県のリスク負担と考えるとよろしいでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 668 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 業務遂行の中断・不能          | リスク具体例に挙げる以外にも不確定な起因があると想定される。「県帰責」と「それ以外」ではなく「運営権者帰責」と「それ以外」に分類していただきたい。  | 原案のとおりとします。   |
| 669 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 料金等不払               | 工業用水利用者における料金不払が運営権者負担となる場合であれば、不払が一定額以上発生した場合は、運営権者から契約を解除（当該個別事業にかかる一部解除）できる条件付与をお願い致します。  | 原案のとおりとします。   |
| 670 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 利用料金不払              | 地方公営企業である宮城県企業局の利用料金は、流域下水道事業の利用料金を含め、すべて私債権であり、企業局の収受分に対する利用料金請求権も民法に則り解釈されるとの理解でよいでしょうか。   | 運営権者が収受する利用料金については、県が運営権者を代行して、県が収受する料金等と併せて利用者から徴収しますが、利用料金請求権自体は運営権者と利用者との間に直接発生します。県が代行収受した利用料金相当額に係る運営権者の県に対する請求権は、県と運営権者の間で締結する利用料金収受代行業務委託契約に基づく債権であり、一般的な契約上の債権と同様に、民法が適用されます。 |
| 671 | 別紙3-3 | 1 |   |   |   |     |     |     |     | 利用料金不払              | 「滞納者への督促をしてもなお回収できない工業用水利用者における利用料金不払による運営権者の減収」は運営権者負担とありますが、徴収業務を担うのは県であって運営権者には回収業務ができず、リスクをコントロールできないため、回収できないリスクは県が負っていただけませんかでしょうか。  | 運営権者が収受する料金の督促は運営権者の責任で行うべきものですが、実施契約とは別に県と運営権者が締結する契約に基づき、県が未納者への催促を代行します。ただし、未収の運営権者が収受する料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行うこととなります。   |
| 672 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 別紙3 リスク分担表<br>料金等不払 | 料金等不払は運営権者のリスク負担となっていますが、運営権者の業務に料金収納は含まれていません。また、未収の運営権者が収受する料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行うことになるとのことですが、リスクと業務範囲を鑑みると県がリスクを負担するべきだと考えます。  | 運営権者が収受する料金の督促は運営権者の責任で行うべきものですが、実施契約とは別に県と運営権者が締結する契約に基づき、県が未納者への催促を代行します。ただし、未収の運営権者が収受する料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行うこととなります。   |
| 673 | 別紙3-3 | 1 |   |   |   |     |     |     |     | 利用料金不払              | 「滞納者への督促をしてもなお回収できない工業用水利用者における利用料金不払による運営権者の減収」が運営権者負担とされるのであれば、かかる利用料金不払が一定額以上発生した場合は、運営権者から実施契約を解除（または当該個別事業にかかる一部解除）できる建付けとしていただけませんかでしょうか。  | 原案のとおりとします。   |
| 674 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 利用料金不払              | 「料金等不払による運営権者の減収」は、具体例として「工業用水利用者」のみを挙げられておりますが、工業用水道利用者は県が誘致した企業であり、県がリスクを負うことに変更することをご検討頂けないでしょうか。   | 原案のとおりとします。   |
| 675 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 料金不払について            | 滞納者への督促をしても回収できない運営権者収受額は運営権者の債権となると回答頂いておりますが、この場合県に代行頂く督促の手法、並びに事業リスクを把握すべく、過去の未収金/滞納金実績もご教示ください。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 676 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 利用料金不払              | 過去10年分の9個別事業別の利用料金の回収率の開示をお願いいたします。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 677 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 利用料金等不払             | 回答で「未収の運営権者が収受する料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行う」ゆえ、リスクは運営権者負担とのこと。リスクを負う以上は、未納者への督促代行を県が行うための「実施契約とは別に県と運営権者が締結する契約」において、未納者の情報共有や運営権者が直接督促するタイミングや手段について明確に取り決めることが前提となる旨、了解していただくようお願い申し上げます。 | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。  |
| 678 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 利用料金等不払             | 利用料金等の不払リスクは運営権者が負担する建付けとなっていますが、当該不払が一定以上の金額を超過した場合には、運営権者の事業遂行に多大なる影響を与える可能性も考えられます。このような状況化では、単に運営権者に責任を負わせるだけではなく、運営権者の利用料金支払い義務の一部減免やその他実施契約上の履行義務の一部減免、さらには実施契約の一部解除等も手当頂きたく、お願い申し上げます。        | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。  |
| 679 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 利用料金等不払い            | 実施契約とは別に定める利用料金等徴収業務の契約において、未納者への督促業務にかかる具体的な業務責任や履行義務等を明確にしていきたい。   | 頂いた意見を参考に今後の検討を進めます。  |

| 番号  | 頁     | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目   | 内容  | 回答  |
|-----|-------|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|--|---|---|
| 680 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 利用料金不払   | 水道料金の支払い先は県となっていますが、支払い状況、滞納状況は即時に共有され、運営権者の判断で督促を行うとの理解でよいでしょうか。   | 実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 681 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 利用料金不払   | 「利用料金不払による運営権者の減収」について、具体例として水道用水供給事業および流域下水道事業における利用者による不払はあげられておりませんが、県がリスクを負うという認識で宜しいでしょうか。   | 市町村における料金等の不払は、極めて限定的であると認識していることから、個別の事象が発生した場合には、協議にて対応を行います。         |
| 682 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 料金等不払について  | 民間事業者からの主なご意見への回答によりお示しいただいた中で、「県が未納者への催促を代行～債権回収は～運営権者が行う」とあるが、催促時の具体的なプロセス（催促頻度等）をご教示いただきたい。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 683 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 利用料金不払   | 催促をしてもなお回収できない工業用水の利用料金不払については、貴県のリスク負担として工業用水利用者への措置を講ずるべきではないでしょうか。   | 原案のとおりとします。   |
| 684 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 本事業開始前の物理的瑕疵に関するリスク負担について                        | 優先交渉権者の選定後、本事業開始までの間に、大地震などの大規模な災害などが起きることもあり得るかと思いますが、その場合のリスク分担及び運営権者に対する補償については、どのようにお考えでしょうか。   | 不可抗力等による事業開始の遅延については県のリスク負担としています。                                      |
| 685 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 瑕疵担保責任   | 「事業期間中の維持管理及び改築に関連して整備された情報等に瑕疵が発見された場合」とは、具体的にはどのようなことを指すのでしょうか。   | 実施契約書（案）をご確認ください。   |
| 686 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 別紙3 リスク分担表 瑕疵担保                                  | 運営権者負担として、【事業期間中の維持管理及び改築に関連して整備された情報等に瑕疵が発見された場合（本事業終了日より1年以内に限る）】とありますが、県負担として、下記項目を追加願います。「維持管理及び改築に関連して整備された情報等に瑕疵が発見された場合（本事業開始日より1年以内に限る）」  | 情報瑕疵に起因して改築が必要となる場合には別途の対応を設けましたので原案のとおりとします。詳細は実施契約書（案）をご確認ください。       |
| 687 | 別紙3-3 |   |   |   |   |     |     |     |     | 別紙3 リスク分担表 瑕疵担保                                  | 県負担として、【運営権設定対象施設に物理的な瑕疵があった場合（本事業開始日より1年以内に限る）】とありますが、「ただし、機械・電気設備の瑕疵が施工者の故意又は重大な過失により生じた場合は県が負担する。」と追記願います。   | 物理的瑕疵に起因して改築が必要となる場合には別途の対応を設けましたので原案のとおりとします。詳細については、実施契約書（案）をご確認ください。 |
| 688 | 別紙3-4 | 2 |   |   |   |     |     |     |     | 水道用水供給事業及び工業用水道事業における水量の変動、及び原水水質の変化             | 水量の変動、原水水質の変化のいずれも恒常的・一時的で場合分けされていますが、その区別の基準を具体的に明確に設定していただけませんかでしょうか。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。  |
| 689 | 別紙3-4 | 2 |   |   |   |     |     |     |     | 水道用水供給事業及び工業用水道事業における原水水質の変化                     | 「送水・配水停止を伴わない一時的な原水水質の変化」は一律に事業者負担とされていますが、送水・配水停止に至らないようにするために運営権者としては多額のコストをかけるわけであり、たとえば大雨による水質変化が毎年複数回発生するような場合は、運営権者がこれを毎回費用負担することは現実的ではないと言えます。従って、一時的か恒久的かに関わらず「要求水準に定められた範囲」を超える原水水質の変化の場合は、県負担としていただけませんかでしょうか。または、原水水質の変化により運営権者に一定額を超えるコストがかかる場合には、運営権者の要望により「送水・配水停止」とできる建付けとしていただけませんかでしょうか。 | 毎年発生する原水水質の変化に伴うコストによって、送水・配水停止を行ったことはこれまでないため、原案のとおりとします。              |
| 690 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | 2.維持管理及び改築<br>維持管理<br>3事業                        | 全般として、運営権者の帰責事由ではない場合は、貴県のリスク負担にすべきと考えます。例えば、施設・設備の損傷について、「上記以外の理由による施設・設備の損傷」は一括して運営権者のリスク負担(不可抗力事象によるものを除く)となっていますが、運営権者の帰責事由によるものに限定されるべきではないでしょうか。  | 原案のとおりとします。   |
| 691 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | 2.維持管理及び改築<br>維持管理<br>水道用水供給事業及び工業用水道事業          | 全般として、運営権者の帰責事由ではない場合は、貴県のリスク負担にすべきと考えます。水量変動、原水水質変化、外部環境由来の浄水発生土成分など、運営権者では負い難いリスクと考えますが、いかがでしょうか。   | 原案のとおりとします。   |
| 692 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | 2.維持管理及び改築<br>維持管理<br>水道用水供給事業及び工業用水道事業<br>水量の変動 | 一時的な水量不足に起因する配水・給水制限に関するリスクは、原則として運営権者では負い難いリスクと考えますが、いかがでしょうか。予め要求水準書にて、供給水量に係る条件等、規定された範囲においてのみ負担可能と考えます。   | 原案のとおりとします。   |
| 693 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | 2.維持管理及び改築<br>維持管理<br>水道用水供給事業及び工業用水道事業<br>水量の変動 | 洪水・積雪による取水障害に関するリスク負担が運営権者となっていますが、不可効力による取水障害であり、また近年の気象変動を鑑ると、原則として運営権者では負い難いリスクと考えます。  | 原案のとおりとします。   |
| 694 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | 2.維持管理及び改築<br>維持管理<br>流域下水道事業                    | 「上記以外」が一括して運営権者のリスク負担となっています。運営権者の帰責事由に限定すべきと考えますが、いかがでしょうか。  | 原案のとおりとします。   |

| 番号  | 頁     | 章 | 節 | 項 | 目 | 細目1 | 細目2 | 細目3 | 細目4 | 項目  | 内容  | 回答                                  |
|-----|-------|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|---|---|-------------------------------------|
| 695 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | 維持管理/上工水/浄土発生土の処分   | 「浄水発生土の処理費用が増加する場合、リスクは運営権者負担」となっているが、運営権者に帰責がある場合のみ、「運営権者負担」として頂くようお願い申し上げます。  | 原案のとおりとします。                         |
| 696 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | 維持管理/上工水/水量の変動  | 「洪水、積雪による取水障害」に係るリスクも運営権者が負担することとなっているところ、脚注6により「不可抗力事象によるもの（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業に該当するもの）を除く。」とリスク負担は限定頂いたと理解しております。ただ、「洪水や積雪による取水障害」に関しましては、不可効力事象によらない場合であっても、運営権者がリスクを負いきれない場合もあり得と考えております。従いまして、「洪水、積雪による取水障害」に関するリスク負担の範囲につきましては、合理的に限定されるべく今後も県と協議ができるように再検討頂きたく、お願い申し上げます。 | 原案のとおりとします。                         |
| 697 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | 浄水発生土の処分  | 浄水発生土の質の変化が恒常的な水質等の変化に起因する場合には、運営権者収受額の改定対象になるとの理解でよろしいですか。ご教示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。            |
| 698 | 別紙3-4 | 2 |   |   |   |     |     |     |     | 浄水発生土の処分  | 「浄水発生土の処理費用の増加」は全て事業者負担とされ、具体例としてヒ素等の浄水発生土検出成分に起因する処理費用の増加が挙げられていますが、浄水発生土の成分は運営権者に帰責性があるものではなく、また継続的に又は度々このような状況が発生する場合には運営権者による負担は現実的ではないため、すべて県の負担としていただくか、または運営権者の負担に何らかの制限（一定期間以上継続する場合は県負担とする、運営権者の負担額に上限を設けるなど）をつけていただけませんかでしょうか。  | 浄水発生土の検査業務も含むことから、原案のとおりとします。       |
| 699 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | リスク分担<br>維持管理<br>水道用水供給事業及び工業用水道事業<br>水量の変動                     | 「一次的な水量不足に起因する配水・給水制限」が運営権者の負担となっていますが、給水制限は配水池移行の水道事業者が管理する配水管及び一般家庭等の給排水装置に起因する部分も多く、これについては運営権者でコントロール不可能な事象であるため県の負担となるのではないのでしょうか。   | 原案のとおりとします。                         |
| 700 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | 流域下水道事業における劇毒物流入のリスク負担について                                      | 流域下水道事業では、特定施設等から劇毒物が流入することで生物処理に甚大な影響を及ぼす可能性があります。劇毒物流入は悪質排水の流入に該当し、これにより生物死滅等で処理停止又は処理不能となるような場合は、県がリスクを負担するものと理解してよろしいですか。ご教示ください。   | ご理解のとおりですが、原因究明等については運営権者が行うこととします。 |
| 701 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | 維持管理/流域下水/汚泥の処理   | 「運営権設定対象外の施設から搬入される汚泥の性状に起因する汚泥の不具合」に関連して、他施設から産廃マニフェストは仙塩に対して現在提出されていないようであれば、今後は提出されるのでしょうか。  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。            |
| 702 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | 維持管理/流域下水/汚泥の処理   | 「運営権設定対象外の施設から搬入される汚泥の性状に起因する汚泥の不具合」に関連して、他施設から産廃マニフェストは仙塩に対して提出されていますでしょうか。<br>(現状でも、搬送においては道路を通過しているので、当然提出されているものと思いますが、念のため確認させて頂きたいです。)  | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。            |
| 703 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | 別紙3 リスク分担表<br>2. 維持管理及び改築<br>維持管理<br>水道用水供給事業及び工業用水道事業<br>水量の変動 | 洪水・積雪による取水障害が運営権者となっておりますが、当該事項は不可抗力に該当するとの認識であり、県負担としていただけますようお願い致します。   | 原案のとおりとします。                         |
| 704 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | 一時的な原水水質の変化   | 毎年一定時期にカビ臭、藻類発生が起こり、要求水準の原水水質を逸脱する場合は、恒常的な原水の変化と捉えて、貴県の負担となるという理解でよいでしょうか。  | 原案のとおりとします。                         |
| 705 | 別紙3-4 |   |   |   |   |     |     |     |     | 水量の変動   | 一時的な水量不足の「一時的」について、定量的な内容にてご教示ください。   | 第二次審査における競争的対話等でご確認ください。            |
| 706 | 別紙3-5 |   |   |   |   |     |     |     |     | 2.維持管理及び改築<br>改築  | 「上記以外」が一括して運営権者のリスク負担となっています。運営権者の帰責事由に限定すべきと考えますが、いかがでしょうか。  | 原案のとおりとします。                         |

※重複する質問については、統合しています。